

史説の妄誕を衝く

山形明郷著

◆復刻（普及）版◆

卑弥呼は公孫氏

古朝鮮・楽浪・帶方は満洲

倭は半島の古称！

●1991年（平成3年）2月4日発行

●タイトル書 著者揮筆

				六、																	
06	05			帯												高	04				
Ⅱ	Ⅰ	百	帯	方	鏤	増	華	含	遂	新	黏	黏	海	長	吞	高	Ⅱ	東	列		
誤	正	濟	方	郡	方	地	麗	資	城	羅	蟬	蟬	冥	岑	列	句	読	瞰	口		
図	図	建	郡	に	県	県	県	県	県	拾	県	県	県	県	県	麗	売	県	県		
Ⅱ	Ⅱ	国	に	つ				と		頭	に					の	新	と			
漢	楽	の	つ	い				帯		の	つ					平	聞	不			
の	浪	地	い	て				方		地	い					壤	記	耐			
四	郡		て					県			て					城	事	県			
郡	々		の								の						コ				
配	域		定								定						ピ				
置	略		説								説						ー				
図	図																				
186	185	166	163	157	152	149	148	145	141	130	118	117	116	113	112	101	100	93	92		

十、					九、									八、				七、	
跋					卑									倭				前	
	一	臺	邪	倭	弥	倭	鮮							に	08	前	前	三	07
	つ	・	馬	の	呼	奴	卑							つ	凶	三	三	韓	I
	の	台	台	争	は	国	伝							い	Ⅱ	韓	に	の	正
	愚	の	国	乱	公		が	サ						て	三	つ	つ	割	凶
	説	字		起	孫		語	ン							韓	い	扱	地	Ⅱ
		義		因	氏		る	チ							所	て			帯
							倭	ェ							在	の			方
							国	ス							略	定			郡
								に							凶	説			々
								よ											域
								る											略
								地											凶
								形											
								図											
285	281	275	264	250	246	240	237	235		232	214	212	204	202	200	189	188	187	186

従	ま	さ	の	在	俗		本	何	の	さ	ず		誰	然	さ	な	抱
っ	れ	れ	定	を	称		論	を	結	れ	、		も	れ	れ	頭	き
て	て	て	説	理	「		の	語	果	て	極		が	ば	脳	、	又
、	き	き	が	解	魏		主	っ	、	く	め		、	、	の	持	、
多	た	た	あ	す	志		旨	た	い	れ	て		一	個	ち	主	あ
く	に	だ	る	る	倭		は	も	わ	ば	デ		定	々	な	ら	ら
の	過	け	。し	に	人		こ	の	ゆる	、	タ		共	の	ら	ゆ	る
人	ぎ	で	か	は	伝		こ	も	倭	定	ラ		通	想	ば	可	能
々	な	あ	し	、	「		に	理	人	説	メ		の	像	、	性	を
が	い	り	、	必	、		あ	解	伝	の	な		見	の	こ	を	考
そ	も	、	そ	要	こ		る	さ	な	呪	説		解	所	の	慮	し
の	の	又	れ	不	の		と	れ	な	縛	が		に	産	論	得	る
デ	あ	、	は	可	極		言	る	る	か	実		乗	的	は	容	易
タ	る	そ	旧	欠	め		え	こ	もの	ら	際		せ	結	容	易	く
ラ	。○	の	来	と	て		よ	と	が	解	に		う	論	易	く	理
メ		様	、	す	厄		う	に	一	放	達		る	で	は	理	解
な		に	定	る	介		○	なる	体	さ	す		あ	は	な	解	軟
定		教	説	史	な				、	れ	も		る	く	、		
説		え	と	上	存				○	、	解		○				

年	魏	蜀	数	き					え	完	五	道	の																									
、	の	の	二	文	そ				と	成	あ	を	広	世																								
即	文	左	百	献	し				、	を	る	稱	大	界																								
ち	帝	将	四	記	て				先	聞	。	し	な	有																								
西	の	軍	十	録	、				ず	か	だ	覇	地	数																								
曆	黄	掾	一	を	こ				は	ぬ	が	を	を	の																								
2	初	馬	冊	『	の				二	の	、	唱	舞	歴																								
2	元	良	に	二	王				十	で	現	え	台	史																								
0	年	の	及	十	朝				四	、	存	て	に	大																								
年	か	弟	ぶ	四	そ				王	成	す	転	渺	国																								
か	ら	馬	厖	史	れ				朝	立	る	変	茫	た																								
ら	西	謾	大	』	ぞ				と	し	文	興	四	る																								
2	晋	の	な	と	れ				7	て	献	亡	千	い																								
8	の	子	量	称	の				年	い	史	せ	百	る																								
0	武	陳	の	し	系				出	る	上	し	余	文																								
年	帝	寿	史	て	凶				济	文	『	王	載	献																								
の	の	の	書	お	書				）	か	清	朝	の	中																								
間	太	撰	中	り	き					の	史	が	間	に																								
に	康	で	に	、	の					か	』	二	、	は																								
及	元	、	、	総	如					。	の	十	王	、																								

就中 <small>なかんざく</small> 、この種の研究家と称す人々の最たる	ものは出で仕舞 <small>じまひ</small> である。	われているが、未だに納得のゆく結論めいた	様になつて、既に3世紀を費やしているとい	積足らざるを得ず、この種の研究がなされる	的であり、かつ、附会 <small>ふかい</small> 曲解 <small>きょくかい</small> の一語に尽きる解	容を検討しているが、その実情は語呂 <small>ごろ</small> 合 <small>あ</small> わせ	この様な固定観念を以て、倭人伝の語る内	本古伝」と信じ込んでいる様である。	出来ない重要文献の一つ、即ち「倭人伝」日	国古代の歴史を語る上において欠かすことの	或時期のエピソードであつたと看做 <small>みな</small> し、我が	伝」と称し、この条文を以て、日本古代史の	これを我が国では、旧来、一般に「魏志倭人	東夷伝第三十倭人之条」という記録があり、	『三国志』中の『魏書』の末尾に『烏丸鮮卑	わゆる『三国志』というものがあつた。この	ぶ魏、呉、蜀三国の興亡を敍 <small>じよ</small> したものに、い
---	---------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	---	---------------------	-------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

ふ	あ	読	定	歳			る	き	得	る	き			瀝	る	る	在	が	試
れ	ろ	み	共	月	本		も	ら	の	限	筈			し	人	様	の	、	み
て	う	物	通	を	来		の	め	ゆ	り	の			、	々	だ	誰	我	の
み	か	や	の	費	が		で	の	く	、	論			か	は	。そ	に	が	対
る	、	マ	見	や	優		は	論	論	誠	や			つ	、	して	結	国	象
。	そ	ン	解	し	秀		な	か	に	に	、			幾	そ	、	び	古	は
	の	ガ	に	て	で		い	、	は	残	は			多	れ	、	付	代	、
	所	程	達	い	あ		。	或	達	念	た			の	ぞ	て	け	の	伝
	以	度	せ	る	る			い	し	な	ま			出	れ	語	て	皇	中
	と	の	ぎ	に	べ			は	て	が	た			版	の	れ	、	族	に
	す	類	る	も	き			推	お	ら	、			物	立	か	乃	、	表
	る	で	論	拘	筈			理	ら	、	そ			を	場	と	至	乃	れ
	所	終	議	わ	の			小	ず	ど	の			出	か	い	は	、	倭
	に	始	や	ら	頭			説	、	れ	辛			し	ら	う	そ	、	の
	つ	し	、	ず	脳			的	そ	一	苦			て	な	こ	れ	、	女
	い	て	推	、	陣			範	の	つ	の			い	る	と	に	近	王
	て	い	理	何	が			疇	多	と	結			る	、	に	い	、	卑
	少	る	小	故	、			を	く	し	晶			見	称	あ	存	、	弥
	し	の	説	に	永			こ	は	て	で			解	す	あ	存	、	呼
	く	で	的	一	い			え	あ	納	見			を	す	あ	存	、	呼
											す			披					

			別	的			の	未	喧 <small>けん</small>	あ	読		存	解	と	大			
一	一		し	知	で		が	だ	々 <small>けん</small>	る	す		す	釈	決	き			
、	、		て	識	は		現	に	囂 <small>けん</small>	か	る	と	る	す	め	な			
漢	古		次	と	、		状	定	々 <small>ごう</small>	の	、	、	か	る	つ	原			
の	代		の	は	か		で	見	々 <small>ごう</small>	如	そ	そ	ら	側	け	因			
植	朝		三	何	く		あ	な	の	き	れ	れ	で	の	て	は			
民	鮮		項	で	い		あ	く	論	錯	は	あ	も	既	い	、			
市	の		で	あ	う		る	こ	議	覚	恰 <small>あ</small>	た	あ	成	る	魏			
、	所		あ	る	大		。	の	の	に	も	え	の	史	が	志			
楽	在		る	か	き			か	積	陥	日	た	的	的	故	倭			
浪	。		。	と	な			こ	み	っ	本	ま	知	で	あ	人			
・				い	問			の	重	て	の	ま	識	あ	り	伝			
帯				う	題			伝	ね	し	古	ま	に	、	、	を			
方				と	を			に	で	ま	代	ま	大	又	、	日			
の				、	抱			訣	き	う	史	、	き	、	本	古			
所				こ	え			別	か	。	の	倭	な	こ	古	伝			
在				れ	て			で	ね	そ	一	人	問	の	の	一			
。				は	い			き	て	し	頁	伝	題	出	端	端			
				大	る			か	、	、	で	を	が	で					
				史				ね			一	一		ざ					
								て			頁	一		る					
								い			一			る					
								る			頁			る					
											一								

に	の	出	は	韓			る	「	文	に	中	族	の	の	解	て				一
存	漢	て	何	に	韓		。	韓	中	も	に	や	史	か	釈	誤	以			、
在	帝	く	処	隣	伝			の	に	、	「	異	書	と	す	上	上			前
し	国	る	に	接	の			南	於	倭	韓	邦	中	い	る	の	三			三
た	の	。	存	し	記			界	いて	と	伝	の	に	う	上	項				韓
」	植	こ	在	て	録			に	、	倭	」	は	は	な	で	に				(
こ	民	れ	し	存	中			接	い	人	と	倭	倭	ら	、	関				馬
と	市	に	た	在	に			し	わ	に	称	存	人	ば	す	所				韓
を	で	つ	国	し	於			て	ゆる	関	す	在	伝	、	る	在				・
伝	あ	い	家	た	いて			存	倭	す	もの	し	の	魏	。	認				辰
え	る	て	だ	い	、			在	と	も	が	、	み	志	。	識				韓
て	楽	韓	っ	う	倭			し	称	の	あ	そ	な	は	。	、				・
い	浪	伝	た	以	と			た	さ	記	る	れ	ら	勿	故					弁
る	・	は	か	上	称			」	され	載	。	諸	ず	論	に					韓
。	帯	、	と	、	さ			旨	た	が	こ	多	、	の	、					(
	方	「	い	で	れ			の	国	あ	の	多	中	こ	倭					の
	二	韓	う	は	た			記	は	。	伝	の	国	と	人					所
	郡	が	問	韓	国			載	は	。	記	伝	中	、	伝					在
	の	中	題	と	が			が	、	。	中	記	国	中	を					。
	南	国	が					あ			中	記	国	全						

そ	国	つ			と	合	伝			内	生	れ	所	代	楽	れ	こ		
れ	側	い			こ	っ	を			に	じ	る	在	を	浪	の	の		
は	の	て			ろ	て	解			置	る	「	、	を	・	一	「		
全	文	史			が	、	釈			か	。	衛	就	遼	帯	漢	漢		
く	献	家			、	欠	す			れ	何	氏	中	り	方	の	楽		
の	記	達			で	か	る			て	故	朝	、	、	等	郡	浪		
誤	録	に			あ	す	上			い	な	鮮	西	か	の	・	帯		
断	か	よ			る	べ	で			た	ら	の	漢	つ	を	帯	方		
謬	ら	っ			。	か	、			も	ば	所	の	て	検	と	帯		
説	、	て			旧	ら	是			の	、	在	武	朝	討	い	方		
で	比	語			来	ぎ	が			だ	こ	地	帝	鮮	す	と	と		
し	較	ら			、	重	非			か	れ	」	が	と	る	い	い		
か	検	れ			一	要	で			ら	の	を	滅	わ	為	う	郡		
な	討	て			般	事	も			で	郡	探	ぼ	れ	に	。更	が		
か	し	き			に	項	相			あ	は	り	した	た	は	に	何		
っ	て	た			こ	と	互			る	旧	出	たと	古	、遠	処			
た	み	説			れ	い	に			。	朝	す	伝	代	く	に	置		
こ	る	を			ら	う	関				鮮	必	え	国	漢	か			
と	と	、			中	こ	連				領	要	ら	家	の				
に	、	中					し					が	の	の	時				

いる	だ	島	日			っ	ず	れ	屁	も	録	れ	倭	い	伝	謬			気
る	歴	方	本			た	は	、	理	見	し	が	国	る	は	説			付
始	史	面	古			と	古	結	屈	見	て	往	往	。で、あるが故に、倭人伝の冒頭文中に	は	を	だ		く
末	像	の	伝			の	代	果	的	落	い	き	き	。	お	絶	が		の
で	が	古	と			妥	日	的	解	と	る	の	の	。	ろ	対	、		で
あ	、	代	看			協	本	に	釈	し、	「	概	概	。	か、東部アジア史の一頁を云々して	視			あ
る	こ	史	み			点	の	は	や、方角里程等の詮索に明け暮	、	韓	略	略	あるが故に、倭人伝の冒頭文中に	し、	し、その知識を前提として倭人			る
。	れ	像	な			で	或	混	、	、	の	が	が	。	、その知識を前提として倭人	に			。
	又	を	したのみならず、			甘	時期の史的エピソードである。	乱	方	徒	接	明	に			気			
	、	も	現在の韓半			ん	史的エピソードである。	を	角	に	記	して	。			付			
	定	極	韓半			じ	エ	き	里	内	し	あ				く			
	説	端	島			て	ピ	た	程	容	、	る				こ			
	と	に	歪			い	ソ	し、	等	文	、	に				と			
	し	歪	め、その歪			る	ード	大方の所、先	の	個	韓	も				も			
	て	め、その歪	ん			次	である。	れ、結果的には混乱をきたし、大方の所、先	々	々の	伝	。				な			
	罷	、その歪	ん			第	。	れ、結果的には混乱をきたし、大方の所、先	の	の	中	。				く			
	り	、その歪	ん			で	。	れ、結果的には混乱をきたし、大方の所、先	文	文	が	。				こ			
	通	、その歪	ん			あ	。	れ、結果的には混乱をきたし、大方の所、先	字	字	記	。				と			
	っ	ん	半			。	。	れ、結果的には混乱をきたし、大方の所、先	の	の	を	。				も			
	て	ん	半			。	。	れ、結果的には混乱をきたし、大方の所、先	の	の	を	。				なく、誤			
	て	ん	半			。	。	れ、結果的には混乱をきたし、大方の所、先	の	の	を	。				断			

し
も
が
共
通
の
観
点
に
於
い
て
肯うなず
か
れ
る
筈
で
あ
る。
お
こ
う
。何
故
そ
う
な
る
か
は
、一
読
す
れ
ば
、誰
過
が
や
や
長
い
の
で
、先
に
結
論
の
概
略
を
記
し
て
れ
て
く
る
で
あ
ろ
う
。だ
が
、そ
の
結
論
に
至
る
経
る
韓
半
島
方
面
の
古
代
史
の
一
頁
も
、自
ず
と
正
さ
さら
に
又
、で
あ
る
。歪
め
ら
れ
て
定
着
し
て
い
と
に
も
な
る
。人
伝
な
ど
と
称
す
も
の
と
の
訣
別
が
告
げ
ら
れ
る
こ
し
た
の
か
ゞ
判
明
す
る
筈
で
あ
る
。そ
し
て
又
、倭
の
か
、又
、い
う
と
こ
ろ
の
倭
国
と
は
何
処
を
指
称
て
く
れ
ば
、そ
も
そ
も
、倭
人
伝
と
は
何
で
あ
っ
た
ゆ
く
わ
け
で
あ
る
が
、そ
の
真
実
の
所
在
が
判
明
し
論
に
於
い
て
、逐ちくじ次
それ
ら
の
事
柄
を
再
検
討
し
て
ど
う
な
の
か
と
い
う
疑
問
が
出
よ
う
。そ
こ
で
、本
く
の
誤
断
謬
説
な
り
と
す
る
な
ら
ば
、そ
の
真
実
は
し
て
、旧
来
、我
が
国
で
語
ら
れ
て
き
た
説
が
、全
さて
、それ
では
、前
記
三
項
に
亘
る
事
柄
に
関

			なる	迫	抬	寧	頭	は	展	し			る	東	で	変	で	句	島	
前			る	さ	頭	省	に	遼	し				。	北	は	興	の	麗	方	な
言			。	れ	し	寛	至	寧	、					地	な	亡	割	・	面	お
した				、	た	甸	り	西	今					方	く	し	扱	百	の	、
様				今	が	県	遼	部	の					一	、	た	地	・	或	歪
に				の	、	を	寧	に	中					帯	地	は	に	新	ペ	曲
、				朝	高	中心	南	入	国					に	、	つ	い	羅	ー	し
古				鮮	句	と	部	り	吉					及	今	い	て	等	ジ	て
朝鮮				半	麗	する	へ	、	林					ぶ	の	あ	の	の	、	定
・				島	の	鴨	転	後	・					広	朝	る	あ	建	即	着
漢				方	南	緑	出	年	遼					大	鮮	が	る	国	ち	し
の				面	下	江	、	、	寧					な	半	、	が	から	三	て
楽				へ	と	中	又	、	東					地	島	こ	、	滅	国	い
浪				南	百	下	、	新	部					域	に	の	亡	に	時	る
・				下	濟	か	羅	羅	へ					だ	限	の	に	に	代	と
帯				す	の	游	は	今	進					っ	つ	三	至	於	に	い
方				る	東	の	今	の	出					た	た	国	る	ける	け	っ
及				こ	遷	地	の	遼	、					の	こ	が	ま	る	た	た
				と	に	に	の	初	百					あ	と	転	ま	高	韓	半
				に	庄		遼	初	濟					あ	と	転	ま	高	韓	半

			るべき所も正されてくるであろう。	であるが、それらが高句麗・百済・新羅等のあ	を日本古伝に非ずとした所以も分かってくる	であるが、それらが判明してくれば、倭人伝	以下、それぞれについて再検討してゆくわけ	正しくは、一体どこに存在したのであるうか、	帯方及び前三韓等の所在について、これらは	では、その重要事項たる、古朝鮮・楽浪・			たることども、である。	もちろん、倭人伝解釈上の必要不可欠な知識	確認することの重要性が出てくるのである。	帯方及び前三韓について、その所在を再検討	とになる。で、あるが故に、古朝鮮・楽浪・	かつスケールの小さなものとしてしまったこ	らず、これら三国の割拠抗争の舞台をも誤り、	び前三韓の所在誤認は、単に倭の所在のみな
--	--	--	------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	---------------------	--	--	-------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------

如	旧									少	代	措	ら	謂		る	朝	「	王
く	来	さ								し	国	く	外	「	そ	。	鮮	前	儉
で	の	て								く	家	と	し	古	し		「	朝	な
あ	定	、								検	は	し	て	朝	て		と	鮮	る
る	説	い								討	何	て	い	鮮	、		し	「	神
	と	う								し	処	、	る	「	こ		と	と	人
	さ	所								て	に	で	様	と	れ		な	な	が
	れ	の								み	存	は	で	呼	ら		し	し	興
	る	朝								よ	在	こ	あ	び	の		、	た	し
	概	鮮								う	し	れ	る	、	中		箕	と	た
	要	国								。	た	ら	。	衛	、		子	伝	と
	を	の									の	の	そ	氏		朝	の	え	と
	窺	所									あ	朝	の	朝		興	興	ら	れ
	っ	在									ろ	鮮	と	鮮		し	し	れ	る
	て	を									う	と	い	「	の	た	た	朝	鮮
	み	探									か	わ	わ	の	三	朝	鮮	を	鮮
	る	る									、	れ	れ	つ	つ	を	「	を	鮮
	と	前									次	た	は	を	で	後	後		を
	左	に									に	古	は	所	あ	あ			
	の	、												か					

東に在り。	列口は県の名なり。列水の河口は、遼				「列口、懸名也。列水之河口、在遼東。」				いて次の如く記されている。		又、『資治通鑑』の漢紀中にも、列水につ						列は水の名、列水は遼東 <small>りょうとう</small> に在り。								あるので、その大凡 <small>おおよそ</small> の推測はついてくる。	ては、『後漢書郡国志』中に次の如き注釈が								る筈である。	はどの方面に存在した国家であつたか判明す	これを調べ出してゆけば、いわゆる古朝鮮と	水が現在の何処のどの河川に該当し得るのか、
-------	-------------------	--	--	--	---------------------	--	--	--	---------------	--	---------------------	--	--	--	--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--------	----------------------	----------------------	-----------------------

て	れ	在	河	史	間	や	水	の			音	し	遼	し	「		
捉	た	し	川	記	違	は	に	河	さ		同	た	東	た	洌	右	
え	国	た	が	集	い	り	流	川	て		義	こ	の	か	水	の	
な	も	と	、	解	あ	遼	合	に	、		。	と	地	が	「	二	
お	、	す	全	中	る	寧	し	つ	残			に	、	判	と	書	
さ	三	れ	て	が	ま	東	て	い	る			な	現	明	呼	の	
な	水	ば	現	、	い	部	い	る	と			る	在	し	ば	記	
け	の	、	在	記	。	内	る	い	う			。	の	た	れ	す	
れ	存	い	の	す		に	い	う	点			な	中	わ	た	所	
ば	在	わ	中	湿		存	う	点	か			お	国	け	か	か	
な	す	ゆる	国	水		在	か	ら	ら			「	遼	で	ら	ら	
ら	る	る	遼	・		し	ら	判	た			洌	寧	あ	、	三	
な	遼	「	寧	洌		た	あ	断	で			と	省	る	水	中	
い	寧	古	省	水		あ	ろ	す	あ			「	東	。	の	の	
。	東	朝	東	・		ろ	う	れ	ろ			列	部	即	い	い	
	方	鮮	部	汕		う	こ	ば	う			は	方	ち	わ	わ	
	面	」	方	水		こ	と	、	こ			同	面	洌	ゆる	ゆる	
	と	と	面	等		と	は		れ			は	に	水	る		
	し	称	に	の		は			ら			は	存	と			

西	こ		至	分		八	一		如	書	と	は	意	う	の	一		史	る
に	の		り	黎		百	分		き	地	い	、	外	一	流	つ	記	。	
向	記		て	山		二	黎		記	理	う	、	と	つ	れ	は	集		
か	述		海	は		十	山		述	志	こ	、	簡	の	に	、	解		
っ	か		に	は		里	、		が	第	と	、	単	な	な	共	の		
て	ら		入	は		。	列		載	八	あ	の	に	っ	に	或	記		
流	、		る	は			水		っ	の	る	方	な	て	地	す	所		
れ	、		。	は			所		て	下	。	面	る	い	点	所	か		
、	、		行	は			出		い	』	こ	に	。	る	に	ら	窺		
そ	、		く	は			、		。	を	の	向	。	事	て	え	る		
し	、		に	、			西			披	こ	か	。	実	流	三	水		
て	、		八	ど			至			見	に	っ	。	で	合	の	条		
、	、		百	う			黏			し	つ	て	。	。	し	、	水		
海	、		二	や			蟬			て	い	流	。	。	、	や	の		
に	、		十	ら			入			て	れ	れ	。	。	が	が	条		
注	、		里	東			海			、	て	い	。	。	て	一	の		
ぎ	、		。	か			、			左	た	た	。	。	つ	の			
込	、			ら			行			の	か	か	。	。	も				
ん	、										漢	か	。	。					
で	、												。	。					

きたな	の	る	い	河	『			し	(が	を	源	が	て	と			く	い
な	「	」	る	川	史			な	現	て	通	を	存	を	を			、	た
河	遼	」	こ	と	記			が	在	り	り	白	在	以				八	様
は	河	」	と	で	集			ら	廃	、	、	山	す	て				百	で
、	」	」	あ	あ	解			西	県	遼	陽	区	る	、				二	あ
或	と	」	る	あ	』			に	）	陽	・	の	こ	現				十	る
地	「	」	。流	。流	中			河	で	東	東	老	と	在				里	。し
点	渾	」	合	合	の			口	方	京	京	秃	に	の				も	か
即	河	」	し	し	記			を	角	の	の	頂	気	中				存	も
ち	」	」	て	て	す			持	を	間	子	子	付	国				在	、
三	と	」	い	又	如			つ	南	を	山	く	遼				し	そ	
岔	な	」	る	、	く			「	西	ぬ	に	に	。即	寧				た	の
河	る	」	二	一	、			太	に	っ	発	発	ち	省				と	流
近	。こ	」	つ	筋	或			子	変	て	し	し	そ	東				い	程
辺	の	」	の	の	地			河	え	西	、	、	の	部				う	は
で	二	」	河	河	点			」	、	流	本	本	河	方				。こ	か
太	つ	」	川	と	で			が	一	し	溪	溪	川	面					な
子	の	」	は	な	二			あ	路	、	市	市	と	を					り
河	大	」	、	っ	つ			る	蛇	や	北	北	は	窺					長
の	」	」	今	な	の			。こ	行		郊	郊	、	っ					

お	十			・	れ	あ	の	子	水	以	部	す			入	い	え	び	流
き	支			亦	た	れ	亦	河	、	外	方	所			る	る	、	一	れ
換	里			名	河	、	名	に	即	に	面	か			。	。	、	筋	に
え	で			と	川	こ	で	流	ち	は	に	ら			」	。即	、	の	ほ
、	あ			判	は	れ	は	合	湿	存	求	、			で	ち	、	流	ゞ
測	る			断	、	ま	な	し	水	在	め	、			あ	『	れ	同	
水	が			し	今	で	か	て	と	し	て	、			る	漢	と	時	
に	、			て	の	の	っ	い	汕	な	い	、			。』	書	な	に	
推	こ			間	太	所	た	る	水	い	く				』	り	前	流	
定	の			違	子	か	か	遼	と	こ	限				と	石	石	合	
し	支			い	河	と	考	河	は	と	り				『	橋	橋	し	
た	那			な	に	、	え	と	、	に	、				』	辺	辺	て	
太	里			い	付	往	ら	渾	多	な	そ				』	で	で	い	
子	を			様	さ	時	れ	河	分	。』	れ				』	流	流	る	
河	現			で	れ	、	よ	の	、	。』	う				』	れ	れ	。』	
の	在			あ	て	測	う	或	三	。』	。』				』	を	を	そ	
流	の			る	い	水	。』	流	岔	。』	。』				』	西	西	し	
程	料			。』	た	と	。』	域	河	。』	。』				』	、	に	て	
に	数				別	呼	と	方	で	。』	。』				』	海	に	、	
当	に				名	ば	も	面	太	。』	。』				』	に	変	再	

て嵌はめた場合、若干の差違は措くとして、概はおおむねの所で合致するであろうか、少しく検討してみよう。

(注「支那」はCHINAの直訳、支那の名称の起源はかなり古く、西暦前3世紀には存在している。ただし、この名称の持つ意味が「分邦」をいうところから忌み嫌う傾向がある。しかし、原称は「支那」が正しく、「中国」とは自らの尊称である。即ち「中原に鹿を逐いて国を成す」故に中国。)

支那里、即ち中国の里数、就中なかんずく、古代中国の文献に記載表示されている里数について、旧来より研究者達の間では、様々な手段方法が試みられている様だが、吾人は浅学にして各種の換算法を弁わえきままず、かつ七面倒臭い思考をめぐらす頭脳がないので、ごく単純に三通りの方法に大別して判断してゆく。

的	僅	る			5	子	迎	の	そ	実			と	5	1			し	を
近	か	な	も		料	河	っ	目	の	測			い	料	夕	前		て	考
い	1	ら	し		か	上	て	安	数	値			う	程	に	記		み	慮
と	7	ば	、		ら	源	み	と	値	で			事	に	し		よ	し	、
い	か	、	仮		3	か	た	し	が	あ			は	な	た		う	、	3
え	ら	『	に		3	ら	。	て	分	る			3	2	如		。		世
る	2	漢	こ		0	河	そ	精	か	が			0	0	く				紀
の	0	書	の		料	口	の	密	ら	、			7	3	、				頃
で	料	『	数		程	に	結	滿	な	不			5	世	上				の
は	位	記	字		度	至	果	洲	い	勉			料	紀	海				基
な	で	載	を		は	る	、	分	。よ	強			と	頃	市				準
か	あ	の	ほ		存	複	大	省	っ	に			な	の	標				を
ろ	る	数	ぼ		在	雑	凡	凶	て	し			ろ	一	準				当
う	。つ	字	正		す	な	で	中	こ	て			う	支	計				て
か	ま	と	し		る	流	は	を	ゝ	残			。つ	里	量				嵌
。計	り	は	い		様	れ	あ	コ	で	念				は	管				め
測	は	そ	と		だ	は	る	ン	は	な				0	理				て
法	比	の	看		。計	、	が	パ	一	が				・	局				計
に	較	差	做		。計	3	、	ス	応	ら				3	の				算
		が	せ			2	太	で		、				7	デ				

				謂 ^い と看 ^{かん} 倣 ^か せなにか。	と目 ^め される「白山系老秃頂子山」 <small>ろうとくちやうしざん</small> そのものの	の源 ^{げん} といわれる「分 ^{ぶん} 黎 ^り 山 ^{ざん} 」とは、太子河の源	はなかつたかと按 ^あ ぜられる。そして又、列水	列 ^り 口 ^{こう} は、多分に現在の遼寧省營口市の古名で	ち現 ^{げん} 太子河の河口となり、又、県名としての	中 ^{ちゆう} にいう列水 ^{りえいすい} の河口である「列口」とは、即	河 ^が が洌水 ^{りやうすい} と推定されるならば、前記「通鑑」	と間 ^{かん} 違 ^{ちが} いなのではなかるうか。なお、太子	省 ^{しやう} 東 ^{とう} 部 ^ぶ を流 ^{なが} れる太子河に推定することとは、ほ	期 ^き に洌水 ^{りやうすい} と呼ばれた河川を、現在の中国遼寧	多 ^た の条 ^{じょう} 件 ^{けん} と相 ^あ 俟 ^{たい} って勘 ^{かん} 案 ^{あん} すれば、古代の或時	さて、若干の差 ^さ 違 ^{ちが} いは否 ^{いな} めないにしても、諸		少 ^{せう} といえるであらう。	看 ^{かん} 過 ^か を許 ^{ゆる} されるならば、その差 ^さ 違 ^{ちが} いはむしろ僅	精 ^{せい} 密 ^{みつ} さを期 ^き 待 ^{たい} し得 ^え なかつた古代のこととして
	北源のいづる所「とあり。」	(注 清史稿に拠ると平頂山。「太子河																		

定朝鮮為真番・臨屯・楽浪・玄菟四郡。	漢初、燕人満王故空地。武帝元封三年、	真番・朝鮮、始置吏築障。秦属遼東外徼。	之因、去之朝鮮、因以封之。：：：燕属	「東京遼陽府、本朝鮮之地。周武釋箕子			を披見すると、朝鮮について左の如くいう。	さて、次に『遼史卷三十八志第八地理志二』			外徼に同じ。	（注）「荒服」は国土の周辺をいう。又、	となし、周王は棄てて臣とせず。	遼水の東は朝鮮の地、禹貢は以て荒服	周王棄不臣。	「遼水之東、朝鮮之地、禹貢以為荒服、			にも左の如く記されている。	更に同書の『卷五十三列伝第三李密伝』中
--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	--	--	----------------------	----------------------	--	--	--------	---------------------	-----------------	-------------------	--------	--------------------	--	--	---------------	---------------------

平	金	（注	地	（注	た	元	看	と	嶺	の	は	ま			海	都	て	所	咸	
の	代	）注	、	）注	と	史	做	ら	県	記	、	で			大	護	其	〇	平	
治	の	）注	又	）注	記	で	し	し	の	載	契	は	も		氏	を	地	漢	府	
所	奉	）注	、	）注	録	は	て	い	の	に	丹	な			の	置	を	は	は	
、	集	）注	「	）注	し	、	差	。だ	東	抛	史	い			抛	き	有	楽	古	
高	県	）注	銀	）注	て	こ	し	が	南	れ	略	が			る	、	す	浪	の	
句	、	）注	州	）注	い	こ	支	、	に	、	」	、			所	以	。唐	郡	朝	
麗	遼	）注	」	）注	る	こ	え	大	存	こ	及	元			と	も	唐	に	鮮	
の	代	）注	と	）注	わ	こ	な	凡	在	れ	び	史			な	つ	は	属	の	
建	の	）注	も	）注	け	こ	い	の	し	こ	」	に			る	て	高	す	地	
安	咸	）注	記	）注	で	こ	で	所	た	は	」	つ			之	麗	麗	〇	、	
城	平	）注	す	）注	あ	こ	あ	、	」	は	中	い			を	を	を	の	箕	
、	県	）注	。	）注	る	こ	ろ	現	古	現	国	て			統	滅	ぼ	ち	子	
漢	、	）注	。	）注	。	こ	う	鉄	鉄	遼	古	は			る	ぼ	し	高	を	
代	唐	）注	。	）注	。	こ	。	嶺	寧	寧	代	い			。	し	、	麗	封	
の	代	）注	。	）注	。	こ	そ	城	省	省	は	い			つ	、	安	、	ず	
平	の	）注	。	）注	。	こ	し	」	鉄	鉄	中	う			い	、	東	侵	る	
郭	営	）注	。	）注	。	こ	て	の	中	中	と				、	渤	東	し		
		）注	。	）注	。	こ	、	こ	中	中	と									

て	デ	国	二	数	百	の	大	た			地	朝	を			『	ピ	る	前
計	ー	1	百	字	里	と	国	『			は	鮮	こ			魏	ョ	。こ	提
算	タ	9	支	を	里	看	主	魏			存	の	の			略	ン	この	で
し	、	年	は	三	は	做	義	略			在	西	様			』	ヤ	の説	解
て	即	当	現	世	在	し	的	』			し	に	に			の	ン	に	積
み	ち	時	の	紀	の	、	立	中			な	攻	位			記	周	抛	す
る	0	、	7	代	規	二	場	の			い	略	置			述	辺	る	と
、	・	同	5	の	準	千	か	記			か	す	づ			解	と	、	実
二	5	国	斤	規	で	里	ら	述			二	べ	け			釈	さ	な	に
百	斤	の	と	準	推	で	誇	が			千	き	て			積	れ	ら	奇
里	が	郵	な	し	し	は	張	、			余	二	語			が	て	ば	妙
は	公	便	り	計	よ	な	さ	多			里	千	る			奇	い	、	な
優	式	局	、	っ	う	く	れ	分			も	な	か			妙	る	古	こ
に	里	が	又	て	。そ	十	て	に			の	の	と			に	わ	朝	と
百	数	調	、	み	し	分	記	尚			一	広	い			なる	け	鮮	が
斤	なり	査	て	て	、	の	録	古			位	大	う			。こ	で	は	出
に	に	算	み	み	こ	一	さ	的			の	な	と			なる	あ	現	て
も	従	出	、	る	の	位	れ	或			空	所	、			。こ	る	北	く
及	っ	し	と	と	二	の	た	い				の	朝			なる	か	鮮	
		た	、	、		二	も	は					鮮			。こ	ら	の	

年頃に於ける事件を扱ったもので、推測する	国期全燕時、即ち西暦前310年から270	こゝにいう、燕と朝鮮の抗争の記録は、戦			誕謾的の誹り <small>そし</small> は免れないことになる。	限り、『魏略』の記述は全く以て奇妙奇天烈				かくのごとく、旧来の定説を是 <small>ぜ</small> として臨む			故に、誠に奇妙であると言った次第である。	彼方の河北省滄州市 <small>そうしゅうし</small> にも達する距離となる。	これを強いて求めるならば、黄海を越え遙か	750料にも及ぶ厖大な里数においてをや、	ら存在しないのである。況や、二千支里即ち	攻取すべき土地は100料はおろか75料す	るが、ピョンヤンを中心とする朝鮮の西には	この二通りの数値を以て、定説に臨んでみ				料が百里に当たる。	(注 満洲里の一里は0・45料。45	ぶことになる。
----------------------	----------------------	---------------------	--	--	--------------------------------------	----------------------	--	--	--	---------------------------------------	--	--	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	--	-----------	----------------------	---------

鮮	と	た	し	の	攻			の	ま	し	域	鮮	や			じ	北	を	に
・	記	め	て	記	め	か		地	で	め	一	の	、	だ		よ	省	侵	こ
真	録	、	、	述	、	く		地	は	た	帯	勢	彼	が	う	北	略	、	こ
番	し	そ	又	は	地	の		を	存	と	周	力	は	、	。	部	し	の	年
を	、	の	、	、	取	如		取	在	す	辺	を	将	稍		の	、	代	中
属	か	辺	爾	誠	る	く		こ	し	れ	に	軍	あ		燕	、	更	、	東
し	つ	の	後	に	と	勘		と	た	ば	及	秦	っ		の	に	進	、	方
、	又	事	、	適	二	案		二	筈	、	ぶ	開	て		領	ん	、	朝	鮮
始	、	情	朝	格	千	し		千	で	即	朝	を	、		域	で	遼	、	の
め	遼	を	鮮	な	余	て		余	あ	ち	鮮	遣	燕		近	遼	寧	勢	力
て	史	「	は	記	里	み		里	る	7	の	わ	に		く	寧	西	力	が
吏	中	朝	燕	録	」	と		」	、	0	国	し	名		に	」	部	が	遼
を	に	鮮	の	描	と	、		い	「	0	都	、	君		西	一	一	、	河
置	於	つ	支	写	言	そ		う	そ	料	薊	西	昭		漸	帯	、	流	域
き	い	い	配	と	え	の		『	西	や	丘	漸	王		し	か	、	河	域
障	て	に	下	言	る	西		』	方	7	か	し	が		て	ら	、	流	域
を	「	弱	に	え	。そ	方		。魏	を	5	ら	て	出		いた	、	、	流	域
築	燕	ま	属	る	。そ	を		略	を	0	そ	いた	現		と	、	、	流	域
く	は	る	し	。そ	そ	を		』	を	料	の	た	す		按	、	、	流	域
」	朝	」	た	そ	そ	を		』	を	料	周	朝	る		、	、	、	流	域

意	し	を	し	「	に	所			の	衛	ら	あ	武	将					こ						兵	船
図	て	伐	て	古	浮	は	右	世	氏	衛	る	帝	秦						こ						五	將
の	海	つ	も	朝	か	、	の	に	朝	氏	。こ	の	開					こ						萬	軍	
も	路	た	と	鮮	ぶ	「	記	入	鮮	に移	この	元	の					こ						なり	楊	
と	進	め	に	Ⅱ	」	樓	述	っ	とな	り、	当時	封	そ					こ						。	僕	
に	出	の	渤	現	と	船	中	て	って	、	既	二	れ					に						遣	を	
渤	を	軍	海	北	い	將	で	い	お	漢	に	年	に					記						わ	し	
な	計	事	だ	鮮	う	軍	、	た	り、	族	朝	即	遅				録						し	齊		
ど	っ	行	に	」	所	楊	最	。	、	亡	鮮	ち	れる				さ						遣	よ		
に	た	動	入	説	で	僕	も		そ	命	は	西	こ				れ						わ	り		
入	楊	で	っ	で	あ	を	留		し	者	箕	曆	と				て						し	渤		
っ	僕	あ	た	判	り	遣	意		て	の	子	前	九				い						齊	海		
た	将	ら	の	断	な	し、	せ		、	類	一	1	十				る						よ	に		
の	軍	が	か	す	れ	、	ね		、	を	門	0	一				朝						り	渤		
か	は	ら	、	る	ば	齊	ば		、	根	の	9	年				鮮						渤	海		
、	、	、	こ	限	、	よ	な		、	幹	手	年	の				征						海	に		
これ	如	右	れ	り	、	り	ら		、	と	か	の	こ				伐						に	浮		
が	何	軍	が	、	ま	、	な		、	し	た	と	と				は						に	か		
	なる	と	ら	また	た	、	い		、	三	代	で	で				、						浮	か		
							個			代							先						、	ぶ、		
																	の									
																	燕									
																	、									
																	。									
																	。									
																	。									

国史書中を検討する限り、今の西朝鮮湾を渤	く曰 <small>のたま</small> うのか定かではないが、少なくとも、中	士 <small>イ</small> が何を根拠として、渤海についてかくの如	中の楊僕將軍の渤海進出を語っている。李博	この様な見解のもとに彼は『漢書朝鮮伝』						期 <small>イ</small> に渤海と称されていたらしい。』	「：かつて西朝鮮湾周辺は、古代の或時				いて渤海について次の如く述べている。	李丙寿博士 <small>イビヨンド</small> は、その著『韓国古代史』中に於	戦前、韓国史学界の第一人者といわれた故				いた。	いて、かつて極めて面白い解釈をした人物が	で、渤海の名が出たついでに、この名称につ	が何処であったかは分かるであろう。ところ	いうことになる。この一事に拠っても、朝鮮	た所が列口、即ち今の遼寧営口市であったと	が朝鮮攻略上の橋頭堡として、最初に占領し
----------------------	--	--	----------------------	---------------------	--	--	--	--	--	------------------------------------	--------------------	--	--	--	--------------------	--	---------------------	--	--	--	-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

きょうとうぼ

は現朝鮮半島方面ではなく、現在の中国遼寧	しかし、である。既述した如く、古朝鮮と		なり得ない。	匈奴の左臂即ち東界を断ったということには	いう前提で、右の一文を検討すると、とても	今の朝鮮半島北西部方面に古朝鮮があったと	東界は、遼河流域周辺一帯である。従って、	前2世紀から西暦2世紀頃に於ける匈奴の			と、これ又、奇妙なことになる。	上で、旧来の古朝鮮 <small>Ⅱ</small> 現北鮮説に臨んでみる	制し得たのであるという。この事実を <small>わきま</small> 弁えた	広範に亘った領域の左臂、即ちその東界をも	下に置いたが、この軍事行動の結果、匈奴の	菟・楽浪等の郡を起こし、その地を行政管轄	8年から109年にかけて朝鮮を征伐し、玄	さて、漢は武帝の元封中、即ち西暦前10			ウイグル自治区一帯に及んでいた。
----------------------	---------------------	--	--------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	-----------------	---------------------------------------	--	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	------------------

東部方面に存在したという事実を以て臨めば、	武帝時代に於ける朝鮮征伐と遼河流域方面へ	の支配権の確立は、まさに、広範に亘った匈	奴の領域の東界を断つに相応しい結果となり	得たはずである。				さて、最後に、『山海経』中の海内北経の	記述を考察してみよう。				「朝鮮在列陽之東海北山南：」。			朝鮮は列陽の東、海北山南に在り。													側に存在した漢代の故遼陽県の旧名で、中国	歴史地名大辞典中に拠ると、この故遼陽とい	うのは、現在の太子河が渾河と遼河に合流す	る手前、太子河北岸に存在したことが分かる。	即ち後代の黄土領のことを行いました。
-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------	--	--	--	---------------------	-------------	--	--	--	-----------------	--	--	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	--------------------

以上、幾種類かの文献記述から、古朝鮮の	た	と	蓋馬大山即ち今の摩天嶺の南となる。このこ	「海北山南」ということになれば黄海の北、	り、列陽・故遼県・黄土領の東側で、又、	が何処に存在したか判明するであろう。つま	この『山海経』の記述に鑑みても、古朝鮮		となる。	水の北岸に存在したことになる、故に「列陽	う」この故事からすれば、黄土領は正しく列	国策鮑彪が新注本の補に「山南水北を陽とい	れば、その名称の起因も肯けてくる。即ち戦		さて、黄土領が古の列陽と称された所とす			陽」は後の「黒溝台」、現在は廃県。	（注）中国歴史地図集に拠ると、「故遼	は現在廃県。
---------------------	---	---	----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	---------------------	--	------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	---------------------	--	--	-------------------	--------------------	--------

州 <small>しゅう</small> から遼陽までの遼河流域に在って、箕	うに、箕子が都したといわれる地は、錦 <small>きん</small>	遼東に到り、やがて朝鮮国を建てた。思	周の粟 <small>ぞく</small> を喰 <small>くら</small> うを恥 <small>はじ</small> 、殷の民五千人を従え	が殷を亡ぼすに及び、解放はされたが、	ず捕囚 <small>ほしゅう</small> の身となった箕子は、周の武王 <small>はつ</small> 発	「殷の末、紂王 <small>ちゅうおう</small> の暴状を諫 <small>いさ</small> め、用 <small>もち</small> いら	く述べている。	その著『東洋史と時代の人々』の中で次の如	てみる。もと文理大学教授故中山久四郎氏は、	と思われる二人の学者の説の概要を左に付し	りない感はするが、先ずは卓見の部類に属す	なお、古朝鮮に関して、やや突っ込みが足	まい。	の妄誕たること、又、多言を弄すまでもある	とすべきは認められなかつた様である。定説	述中、旧来の定説即ち古朝鮮 <small>ニ</small> 現北鮮説を是 <small>ぜ</small>	所在地について考察してきたが、それらの記
--	--------------------------------------	--------------------	---	--------------------	--	---	---------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	-----	----------------------	----------------------	--	----------------------

の考察結果と同断といえる。なお、中山氏は存在したことを指摘するものであり、本論でこれらの説は、共に、古朝鮮とは南満洲に
いたったものである。」
南満洲の奉天・撫順辺りを引きくるめて、
朝鮮と呼ばれたのは、今の朝鮮ではなく、
一般に知られている。而して、この頃に
で、朝鮮国を建てたという話が古くから
民五千人を率いて遼東の地に遁れ、つい
亡後、周の粟を喰うを潔しとせず、殷の
い。また、殷末の賢哲箕子が、紂王の滅
と思われるが、檀君の降臨に始まるらし
「朝鮮開国の伝統としては、多分、創作
れた白柳秀湖氏の説く所を付してみよう。
次は、戦前にあっては、異色の史家といわ
ったとは考えられない。」
子が鴨緑江を渡って現在の朝鮮の地に入

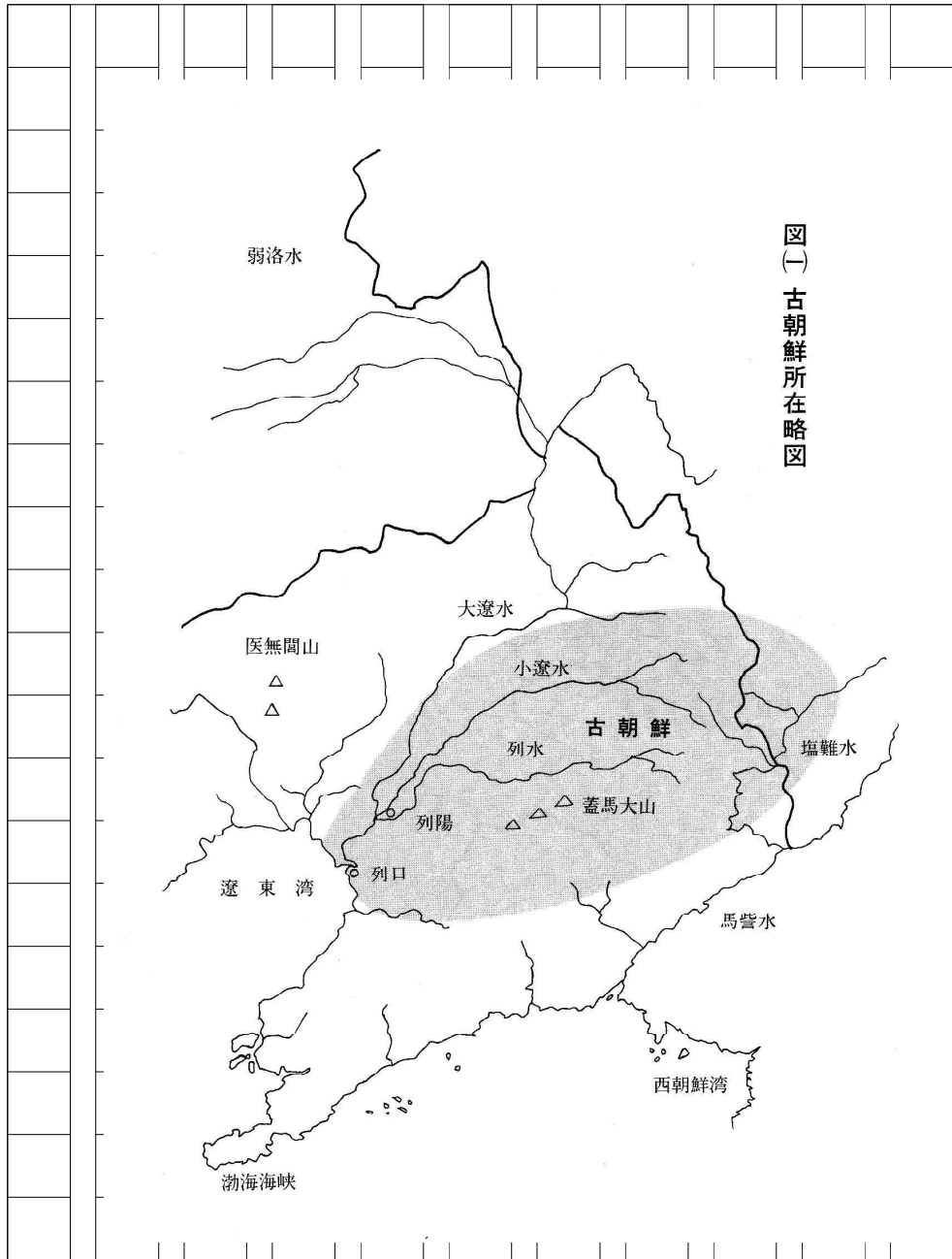
過去より現在に至るまで、高句麗時代の遺	証左である。この名称は現在廃されている。	城子・高麗河 ^{じょうし} 」等の名称存することの一つの	鮮方面ではない。戦前、遼寧最西部に「高麗	林・遼寧東部一帯が主要舞台であり、今の北	の変遷は見られたが、しかし、それも全て吉	情勢は、時代の推移により一進一退し、若干	この高句麗抬頭から滅亡に至るまでの割 ^か 拠 ^{きよ}			古王朝を震撼せしむ存在へとなつてゆく。	やがて一大軍事国家として発展し、累代中国	城」と称し、吉林・遼寧一帯に勢力を扶植、	る。更に、この旧国都を「長安城または平壤	都山城より南下し、旧朝鮮国都王 ^{とさんじょう} 儉 ^{おうけん} を恢復す	王璉 ^{わうれん} の代に至り強勢となり、尉 ^い 那 ^な 巖 ^{げん} 城 ^{じょう} 即 ^{じつ} ち ^ち 丸 ^{がん}	の即位三年（西暦427年）、第二 ^ち 十 ^{じゅう} 代 ^{だい} 長 ^{ちやう} 寿 ^{じゆう}	山区に逼 ^{ひつ} 塞 ^{そく} していたが、南宋の三代 ^{ぶんでい} 文 ^{ぶん} 帝 ^{てい} 義 ^ぎ 隆 ^{りゆう}	346375年）の攻略にあい、一旦、白	371年）の時、百濟十三代 ^{きんしゅう} 近 ^{きん} 肖 ^{しょう} 古 ^こ 王 ^{おう} （西暦
---------------------	----------------------	---------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	--	--	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	---	--	--	---------------------	--

と	在	い	一								学	対	に			あ	受	産	た	品
に	の	え	言								部	談	よ	東		る	け	と	と	遺
つ	北	よ	を							教	形	る	北		。	て	看	い	構	
い	鮮	う	除							授	式	『	大			い	る	わ	と	
て	平	。	け							中	の	好	学			い	こ	れ	し	
は	城	な	ば							村	記	太	教			る	と	る	て	
、	方	お	、							完	述	王	授			あ	は	が	多	
後	面	、	ま							氏	が	碑	井			ろ	妥	、	く	
節	に	い	さ							が	あ	探	上			う	当	果	の	
、	存	う	に							次	り	訪	秀			が	で	た	物	
丸	在	と	穿							の	、	記	雄			、	あ	し	が	
都	し	こ	ち							如	そ	』	氏			疑	ろ	て	平	
城	な	ろ	得							く	の	と	と			問	う	即	安	
及	か	の	た							語	中	い	寺			と	か	高	道	
び	っ	高	疑							っ	で	う	田			す	、	句	辺	
平	た	句	問							て	同	著	隆			る	そ	麗	よ	
壤	と	麗	提							い	大	書	信			所	の	の	り	
城	い	が	起							る	学	中	氏			も	文	文	出	
の	う	、	と							。	の	に	共			大	化	化	土	
所	こ	現									文	、	編			で	遺	遺	し	

わ	意	部			く	く	の	あ	容	所	大	そ	で	た	き	処			在
れ	せ	ア	で		説	な	輩	っ	全	在	き	の	疎	か	た	に			推
た	ね	ジ	、		の	り	出	た	体	そ	な	所	か	を	わ	存			測
古	ば	ア	あ		出	、	で	か	が	の	歪	在	に	弁	わ	在			と
代	な	史	る		ぬ	、	終	の	古	も	み	を	で	え	け	し			共
国	ら	を	が		所	研	始	如	代	の	を	誤	き	る	た	た			に
家	な	語	故		以	究	し	く	日	も	き	り	な	こ	国	家			述
が	い	る	に		と	に	、	錯	本	も	た	捉	い	と	で	あ			べ
何	の	た	、		な	年	結	覚	史	曖	し	え	重	は	あ	ら			よ
処	が	め	倭		っ	月	局	し	の	昧	、	て	要	、	っ	も			う
に	、	に	人		て	を	は	、	或	と	か	し	事	東	た	、			。〇
存	か	は	伝		い	費	何	謬	時	り	つ	ま	で	部	か				
在	つ	、	は		る	や	の	見	期	、	、	う	あ	ア	に				
し	て	先	勿		。〇	す	こ	や	の	倭	い	と	る	ジ	つ				
た	「	ず	論			割	と	推	エ	人	う	。〇	。〇	ア	い				
の	朝	、	の			に	か	理	ピ	伝	所	ひ	。〇	史	て				
か	鮮	最	こ			は	分	小	ソ	が	の	と	。〇	を	述				
を	」	初	と			納	か	説	ー	語	倭	た	。〇	語	べ				
再	と	に	、			得	ら	な	ド	る	国	び	。〇	る	て				
確	い	留	東			の	な	み	で	内	の	、	上	上	あ				

						朝鮮	朝	県	国	族	十	胥	の	族	政	て	い			る	認	
						」	鮮	の	(と	料	余	周	が	権	お	う	な		。	す	
						と	」	地	河	思	・	余	に	が	交	こ	国	お			。	る
						みる	」	に	北	惟	河	なる	代	内	代	う	家	、				こ
						。	。	国	省	す	南	る	わ	応	の	。	が	若				と
								を	盧	る	省	人	ら	し	動	先	三	干				か
								興	竜	を	汲	物	れ	た	乱	に	度	、				ら
								す	県	率	県	が	る	こ	期	ふ	変	余				せ
								。)	い)	牧	わ	と	、	れ	遷	事				ね
								こ	の	、	(け	け	よ	殷	た	し	で				ば
								れ	東	同	河	っ	っ	っ	帝	こ	て	あ				な
								を	方	族	南	た	あ	、	国	と	い	る				ら
								吾	碣	で	省	あ	る	殷	に	も	る	が				ぬ
								人	石	あ	安	っ	が	は	従	あ	こ	、				と
								は	山	っ	陽	た	、	滅	属	る	と	「				し
								「	の	た	市	故	殷	亡	し	が	を	朝				た
								前	麓	た	の	こ	の	し	、	付	鮮					所
								期	の	故	南	こ	王	ぞ	け	加	」					以
								箕	昌	孤	東	族	漢	き	え	と						で
								子	黎	竹	八	族	周	よ								あ
								子		ち	八	子	子	姜								あ

と	討		う	「	族	が	わ	卑	彼	検	種	方	至	漢	あ	抬	脅		箕
し	し	さ	。	華	の	、	ば	・	等	討	が	に	る	民	る	頭	威		子
て	て	て		夏	侵	中	「	匈	が	し	控	「	6	族	。	し	は		朝
捉	き	、		思	略	国	祖	奴	が	て	え	大	6	に	こ	、	、	鮮	
え	た	少		想	扱	側	地	な	旧	み	て	扶	8	と	れ	か	滅		
て	結	し		「	い	の	奪	ど	郷	る	い	余	年	っ	が	つ	亡		
き	果	く		以	で	歴	回	の	で	と	た	「	の	て	い	て	後		
た	を	逸		外	記	史	の	執	あ	、	。	有	の	の	う	朝	、		
範	総	れ		の	録	で	義	拗	っ	そ	こ	「	脅	所	所	鮮	漢		
囲	合	た		何	し	は	戦	な	た	も	れ	匈	威	の	の	を	民		
を	し	が		も	て	、	「	ま	高	そ	の	奴	(「	構	族			
図	て	、		の	い	こ	で	で	句	も	の	・	東	高	成	に			
示	、	次		で	る	れ	あ	の	麗	が	諸	鮮	漢	句	し	と			
し	「	に		も	が	等	っ	族	を	「	の	卑	代	麗	め	っ			
よ	古	こ		ない	、	を	た	の	始	華	歴	「	より	「	ぬ	て			
う	朝	れ		とい	こ	全	わ	史	め	北	史	等	唐	で	いた	の			
。	鮮	ま		え	れ	て	け	を	と	の	を	の	帝	あ	こと	東			
な	「	で		い	こ	塞	で	具	す	地	具	諸	国	る	で	方			
お	の	に		え	そ	外	あ	つ	る	「	ぶ	の	が	が	、	の			
、	地	検		よ		蛮	る	ぶ	鮮	は	さ	民	、	が					



図(一) 古朝鮮所在略図

01 I 正図 II 古朝鮮所在方面略図

の
も
所
を
見
失
っ
た
所
以
と
い
え
よ
う
。

語
っ
た
為
、
大
き
な
摩ず
れ
が
生
じ
、
「
倭
」
そ
の
も

と
断
定
す
る
。

に
基
づ
い
て
示
し
た
も
の
で
、
こ
れ
は
完
全
な
誤
図

討
か
ら
判
断
し
て
示
し
た
も
の
、
II
は
旧
来
の
定
説

図
は
I
と
II
を
掲あ
げ
る
が
、
I
は
文
献
記
述
の
再
検

02

Ⅱ

誤

図

Ⅱ

古

朝

鮮

所

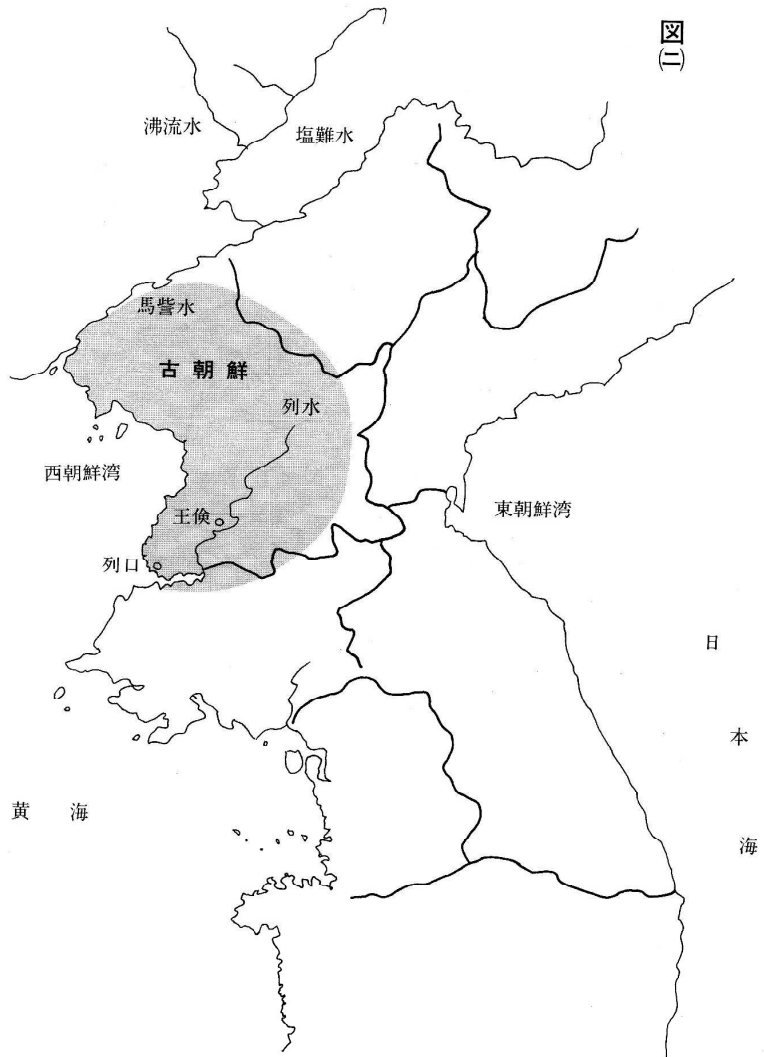
在

方

面

略

図



れ	屯	そ	置	前			や	書	る	と	設	ち								
等	・	の	、	1			曲	中	が	称	置	西								
四	真	郡	そ	0			折	の	、	さ	した	漢								
郡	番	と	の	8			を	記	こ	れ	たと	の								
の	・	は	領	年			経	述	と	る	と	武								
中	玄	、	域	、			る	も	、	郡	伝	帝								
、	菟	周	を	漢			が	か	こ	につ	え	が								
本	等	知	行	は			予	な	の	い	ら	衛								
論	の	の	政	衛			め	り	楽	て	れ	氏								
で	四	如	直	氏			了	断	浪	検	る	朝								
最	郡	く	轄	朝			解	片	郡	討	四	鮮								
も	で	、	地	鮮			し	的	に	し	中	を								
重	あ	い	と	を			て	な	関	て	、	滅								
視	る	わ	す	滅			貫	ので	し	ゆ	ぼ	し								
せ	。	ゆる	る	ぼ			いた	、	は	く	し	、								
ね	そ	る	こ	し			い	考	、	こ	ゆる	そ								
ば	し	楽	と	て			たい	察	中	と	る	の								
なら	、	浪	に	、			い	に	国	に	楽	地								
な	こ	・	なる				。	や	史	な	浪	に								
		臨	。																	
		り																		
		ん																		

		し	至	く	の	倭	こ	あ	い			り	だ	郡	た	た	と				
西		く	至	わ	で	倭	こ	あ	い	さ		り	だ	郡	た	た	と	な			
曆		遡	る	け	あ	の	と	っ	う	て		、	が	「	こ	如	は	お			
前		ら	ま	で	り	所	は	た	所	、		臨	、	が	と	く	は	お			
2		せ	で	あ	。以下	在	、	の	の	前置		屯	後	存	が	、	遼	、			
0		語	の	る	。以下	を	次	で	「	置き		の	年	在	分	東	『				
2		っ	朝	が	、	把	に	あ	楽	が		一	、	し	か	山	漢				
年		て	鮮	、	こ	握	続	ろ	浪	少		部	こ	て	、	地	書				
、		お	と	そ	この	す	く	う	」	し		の	臨	い	こ	略	理				
漢	<small>かん</small>	か	の	の	郡	る	重	か	と	く		屯	た	こ	の	、	志				
楚	<small>そ</small>	ね	係	前	の	為	要	こ	は	長		・	こ	の	一	、	『				
分	<small>ぶん</small>	ば	わり	に	所	の	事	の	何	くな		真	の	東	帯	「	中				
争	<small>そう</small>	な	合	、	在	手	項	郡	処	っ		番	側	に	に	が					
の		ら	い	漢	考	が	、	域	に	た		二	い	わ	か	記					
乱		な	を	が	察	り	即	を	置	が		郡	わ	ゆ	け	載					
も		い	、	設	し	と	ち	突	か	、		は	け	る	す						
壕	<small>がいか</small>	。○	時	置	て	な	「	き	れ	で		廢	で	る	る						
下			代	す	ゆ	る	前	と	た	は		郡	あ	る	」						
（			を	る	ゆ	も	三	め	郡	は		と	る		臨						
安	<small>あん</small>		少	に	ゆ	も	韓	る	で	な		な		。○	屯						

と	韓	取	を	奴	れ	ら	に			血	て	金	た	擅	兵	世	年	く	徽
い	信	っ	か	の	る	ぬ	封			風	王	で	将	に	戟	は	の	兵	省
え	に	捕	け	地	の	身	ぜ			だ	た	始	兵	す	の	ほ	十	燹	靈
よ	比	ま	、	へ	が	ゆ	ら			っ	る	ま	に	る	間	ぼ	月	の	霹
う	べ	り	ま	と	落	え	れ			た	は	っ	待	は	に	、	、	県	雷
。	、	、	ご	亡	ち	、	て			。	、	た	ち	劉	あ	漢	沛	の	の
そ	呂	寄	ま	命	と	遅	いた				天	功	受	邦	ら	の	公	東	南
れ	綰	っ	ご	し	ば	か	呂				下	臣	け	一	し	掌	劉	南	の
は	な	て	し	しま	か	れ	綰				共	除	て	人	中	中	邦	一	の
さ	ど	た	い	う	り	早	なる				に	戮	いた	の	に	に	は	戦	の
て	は	か	る	。	、	か	者				之	、	も	み	帰	建	建	一	の
置	賢	っ	う	何	尻	れ	、				を	即	の	で	元	元	下	戦	が
き	明	打	ち	ほ	に	何	、				撃	ち	は	あ	し	し	静	が	漢
、	な	っ	に	ど	帆	れ	ど				た	「	、	り	と	て	謐	に	漢
呂	対	た	釣	か	か	は	う				ん	劉	呂	軍	に	帝	と	幸	に
綰	処	斬	鐘	何	け	刃	せ				」	氏	公	功	位	位	な	い	に
の	で	ら	堂	ど	て	に	劉				の	に	の	を	に	に	っ	し	幸
臣	あ	れ	内	か	塞	血	姓				肅	非	差	挙	即	即	た	し	い
で	っ	た	で	の	外	塗	な				清	ず	し	げ	き	き	そ	、	し
衛	た	た	待	期	匈	ら					の	し			、	、	の	、	漸

た	に	性	間	あ	に			し	た	と	よ	東	於			時	同	な	満
も	こ	の	に	っ	こ			お	だ	い	う	政	け	な		に	じ	お	な
の	の	相	も	て	の			ら	け	え	。差	権	る	お		こ	く	、	なる
で	の	違	及	は	文			し	、	よ	し	下	功	、		れ	し	禍	者
あ	長	と	ぶ	、	革			か	江	う	詰	に	臣	蛇		、	一	が	、
る	い	は	戦	東	の			っ	青	か	め	み	除	足		西	族	身	主
。	年	い	乱	西	連			た	女	。た	、	ら	戮	な		曆	郎	に	人
	、	、	と	史	続			と	史	だ	江	れ	の	が		前	党	及	に
	殺	な	文	上	で			も	の	、	こ	た	紛	ら		1	共	ば	逃
	戮	が	革	類	あ			い	方	中	の	文	争	、		9	々	ぬ	げ
	と	ら	の	例	り			え	が	国	江	の	は	こ		5	朝	う	ら
	略	も	連	を	、			。	妹	三	青	、	の	の		年	鮮	ち	れ
	奪	、	続	み	何				分	千	女	そ	状	漢		と	へ	に	身
	に	よ	で	な	と				で	年	史	の	、	帝		伝	亡	と	の
	明	く	あ	い	春				あ	の	な	も	恰	国		え	命	、	置
	け	厭	っ	五	秋				り	歴	ど	の	も	抬		ら	し	こ	き
	暮	き	た	百	戦				、	史	は	と	の	頭		れ	て	れ	所
	れ	も	。	数	国				か	は	、	い	と	初		る	し	も	も
	て	せ	民	十	期				つ	、	実	え	毛	期		。	ま	期	な
	い	ず	族	年	に				、			え	沢	に			う	を	く

事	事	至	いた	ぎ			ず	お	定	っ						塞	遼			満		
あ	ず	っ	た	な	王		と	さ	し	た	西					外	東			為		
る	、	て	か	か	と		は	ま	、	呂	漢					の	の			外		
毎	頻	、	っ	っ	は		い	っ	、	后	の				太	太				臣		
に	り	、	た	っ	い		う	っ	、	の	二				守	東				、		
漢	に	祖	が	た	う		も	い	対	時	代				夷	太				保		
に	漢	父	、	が	の		の	た	外	代	恵				を	守				塞		
反	の	以	だ	そ	、		の	満	的	に	帝				保	即				外		
抗	政	来	が	れ	漢		の	と	に	至	、				ち	ち				夷		
す	敵	の	満	で	帝		漢	も	は	っ	及				、	満				、		
る	や	漢	の	も	国		帝	二	塞	あ	び				、	と				初		
姿	亡	室	孫	代	の		帝	代	外	っ	高				使	約				定		
勢	命	と	・	の	外		国	の	に	た	祖				し	し				。		
を	者	の	三	間	臣		の	外	亡	背	劉				て	て				遼		
誇	の	協	代	は	待		外	臣	命	景	邦				盗	外				東		
示	類	定	衛	甘	遇		臣	待	し	が	の				辺	臣				太		
し	を	を	右	ん	に		待	遇	朝	分	后				な	と				守		
た	誘	快	渠	じ	過		に	過	鮮	か	で				か	な				即		
。	い	し	の	て			。		王	る	あ				ら	し				約		
	、	と	時						に	。					し							

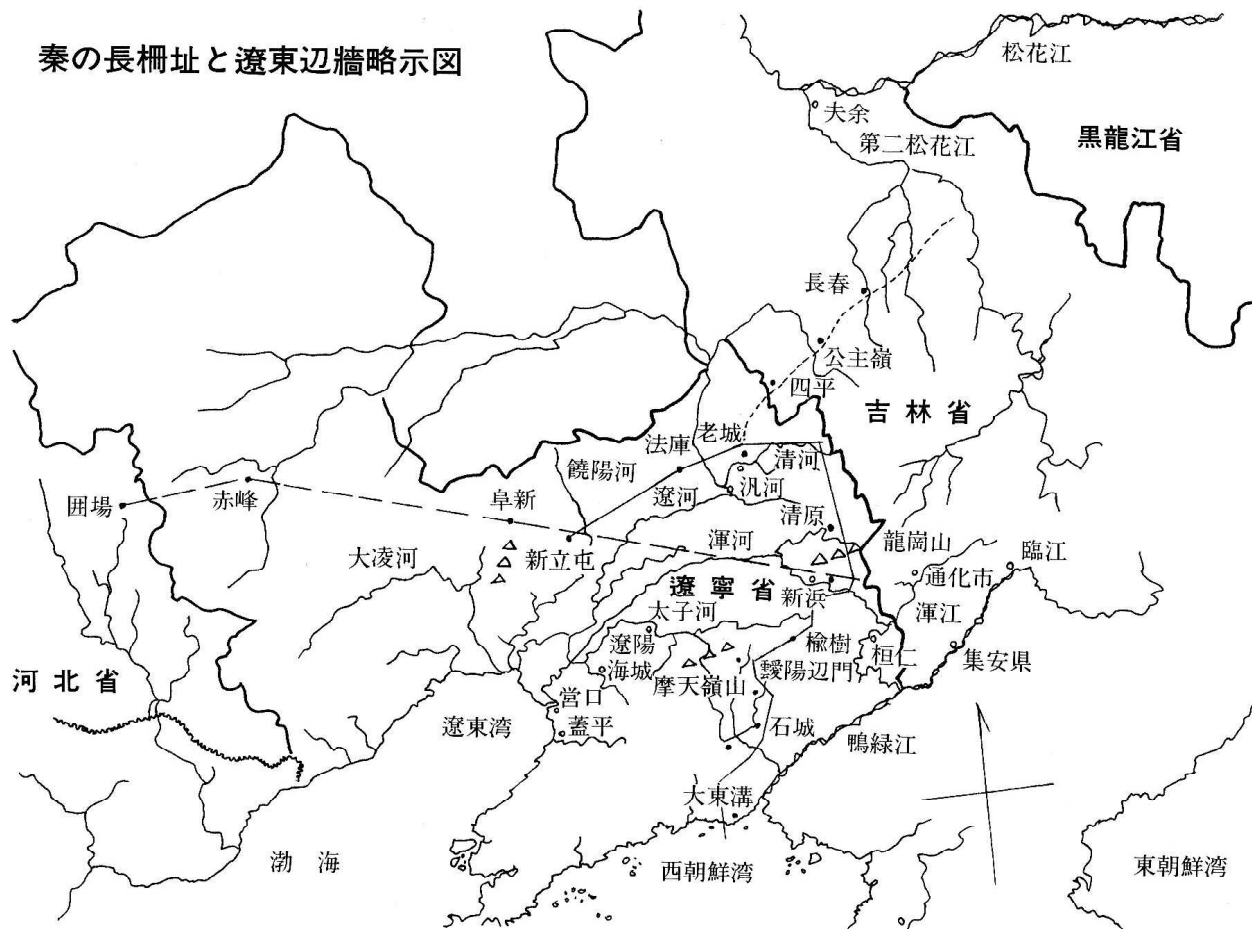
る	る	に	を	胥	して	て	前			本	0	目	こ	官	通	色	王						
わ	。	至	保	余	終	、	1			格	9	は	の	を	じ	を	右						
け	そ	る	つ	に	局	朝	0			的	年	出	事	殺	る	見	渠						
で	し	三	った	始	を	鮮	8			な	に	来	件	害	道	せ	の						
あ	て	代	の	ま	告	王	年			朝	至	上	を	す	を	る	懷						
る	、	八	に	る	げ	右	に			鮮	り	が	切	と	ど	柔							
	前	十	比	箕	る	渠	入			征	、	り	っ	い	こ	策							
	述	六	べ	子	こ	の	、			伐	武	、	掛	う	ろ	を							
	し	年	、	朝	と	首	朝			に	帝	、	け	事	か	試							
	た	に	篡	鮮	に	は	国			乗	は	、	と	件	、	み							
	如	し	奪	が	な	は	要			り	海	翌	し	を	た	が							
	く	て	王	、	る	刎	人			出	陸	元	、	惹	が	、							
	、	潰	国	大	。	れ	の			し	兩	封	漢	起	、	そ							
	四	え	衛	凡	殷	、	内			た	路	二	の	し	れ	、							
	郡	去	氏	九	末	幾	心			の	よ	年	朝	て	に								
	の	っ	朝	百	の	許	に			で	り	即	鮮	し	、								
	進	た	鮮	年	賢	も	よ			あ	兵	ち	征	ま	朝								
	出	の	は	の	人	な	っ			る	を	西	伐	ま	、								
	と	で	右	命	子	く	つ			。	発	曆	の	う	朝								
	な	あ	渠	脈	し		つ				し	前	名	。	、								

に	で		は	続	朝	こ	誤	鮮	か	こ			け	の	在	る	来		
置	は		何	く	鮮	こ	断	半	れ	れ			て	中	し	。そ	の		
か	は		処	東	の	に	で	島	た	これ			で	国	た	し	宿		
れ	、		を	部	地	於	あ	全	も	遼			あ	遼	の	そ	願		
た	定		指	ア	を	い	り	域	の	寧			り	寧	か	し	で		
楽	説		称	ジ	間	て	謬	に	、	東			、	省	は	、	あ		
浪	を		し	ア	違	、	説	置	旧	部			現	東	前	こ	っ		
郡	を		た	史	っ	最	で	か	来	方			在	部	述	の	た		
と	間		の	の	て	初	あ	れ	、	面			の	方	し	朝	朝		
は	違		か	或	捉	に	る	た	い	及			朝	面	た	鮮	鮮		
、	い		が	部	え	い	か	と	わ	吉			半	か	通	と	計		
「	と		曖	分	て	い	肯	す	れ	林			島	ら	り	称	略		
朝	す		昧	を	し	置	か	る	る	省			方	吉	で	す	を		
鮮	る		と	歪	ま	いた	れ	如	如	方			面	林	あ	国	実		
Ⅱ	な		な	め	う	た	る	き	く	面			で	省	る	家	現		
遼	ら		っ	、	と	如	筈	は	、	に			は	の	が	し	した		
寧	ば		て	「	、	く	で	、	今	か			な	一	何	た	ので		
東	、		しま	倭	以	、	あ	如	の	け			い	部	処	の	であ		
部	武		まう	」	後	古	る	何	朝	て			。○	に	の	存			
「	帝		う。	と	に	の	。○	に	朝	置				か	在	在	あ		
	時								朝										

の	ど	の	辺	に	か	け	て	設	け	ら	れ	た	の	で	あ	ろ	う	か	。
次	の	項	で	、	こ	の	郡	の	所	在	方	面	の	検	討	に	入	る	わ
け	で	あ	る	が	、	前	言	し	て	お	い	た	如	く	、	こ	の	楽	浪
郡	に	関	す	る	文	献	記	述	は	断	片	的	に	す	ぎ	、	そ	の	正
確	さ	は	期	し	難	い	き	ら	い	が	あ	る	。	し	か	し	、	そ	れ
ら	の	記	述	を	総	合	し	て	み	れ	ば	、	凡	そ	の	所	、	ど	の
辺	に	か	け	て	置	か	れ	て	い	た	の	か	推	測	は	出	来	そ	う
で	あ	る	。																
先	ず	、	そ	の	推	測	の	方	法	で	あ	る	が	、	中	国	史	書	
中	の	地	理	志	を	主	と	し	、	断	片	的	に	記	載	さ	れ	て	い
る	郡	轄	下	の	諸	県	の	所	在	、	乃	至 ^{ないし}	は	そ	の	方	面	を	考
察	し	て	ゆ	き	、	そ	れ	ら	を	総	合	勘 ^{かん} 案 ^{あん}	し	郡	域	と	看	做	
せ	る	範	囲	を	把	握	す	る	こ	と	に	な	る	。	そ	し	て	、	そ
の	範	囲	が	凡	そ	な	り	と	も	推	測	さ	れ	て	く	れ	ば	、	楽
浪	郡	所	在	に	関	す	る	旧	来	の	定	説	が	、	如	何	に	当	て
ず	っ	ぽ	う	で	あ	り	誕	謾	的	で	あ	る	か	が	判	然	と	す	る
筈	で	あ	る	。															

れ	を	の				分	り	は	及	で	何				こ	「	康	に	の		
、	囲	長				か	、	「	び	あ	処				の	「	熙	「	前		
「	む	柵				る	し	遼	『	ろ	に				県	」	字	「	に		
遼	形	址				。〃	か	東	説	う	存				名	」	典	」	こ		
東	で	の					も	の	文	か	在				の	已	集	の	「		
辺	巡	北					、	塞	解	。『	し				読	上	上	「	」		
檣	ら	方					西	」	字	『	、				方	水	部	と	」		
」	さ	を					南	と	』	漢	現				は	七	画	読	」		
と	れ	包					に	い	等	書	在				「	画	に	む	の		
い	た	括					河	わ	の	地	の				ハ	七	扱	向	文		
わ	土	し					口	れ	記	理	ど				イ	扱	っ	も	字		
れ	塁	、					を	る	す	志	の				」	っ	い	い	の		
た	で	ほ					持	もの	所	』	河				・	っ	る	が	音		
も	、	ど					っ	の	で	『	川				『	っ	。史	、	に		
の	明	、					て	の	は	史	推				『	っ	記	つ	つ		
で	代	、					い	外	、	記	定				『	っ	索	い	い		
は	に	多					た	に	こ	正	し				『	っ	引	て	、		
な	修	分					こ	出	の	義	得				『	っ	及	、	一		
か	復	、					と	て	河	』	る				『	っ	び	部	部		
っ	さ	秦					が	お	川	』					』	っ	、	そ			
		代																			

遊	改	二	て			し	賽	清	っ	老	岸								の	た
左	名	台	い	次		て	馬	原	て	城	に								遺	か
岸	）	か	る	い		い	の	・	東	（	発							構	と	
近	及	ら	。	で		る	東	新	に	旧	し							は	思	
く	び	北	こ	、		。	郊	濱	向	開	、							「	惟	
に	長	上	の	も			で	を	か	原	法						長	す		
到	春	し	遺	う			再	包	い	）	庫						柵	る		
達	の	し	址	一			び	む	、	の	を						址	。		
し	東	四	は	つ			南	様	清	北	通						」	も		
て	側	平	老	の			下	に	河	郊	り						と	し		
い	を	・	城	「			し	し	上	を	遼						し	然		
る	抜	公	の	長			て	て	源	通	河						て	り		
が	け	主	北	柵			大	西	か	り	上						確	と		
、	、	領	郊	址			東	方	ら	、	源						認	す		
こ	第	（	に	」			溝	向	一	清	地						さ	る		
の	二	現	存	が			の	を	気	河	帯						れ	な		
長	松	在	在	確			西	変	に	北	を						て	ら		
柵	花	懐	す	認			に	え	南	岸	踰						い	ば		
址	江	徳	る	さ			到	、	下	に	え						る	、		
は	中	と	下	れ			達		、	沿	、						。	そ		



03
 図
 Ⅱ
 秦の長柵址と遼東辺牆略示図

が
 あ
 る
 。

水に別名として涓水という名称が存在し	又、『魏略朝鮮伝』によっても、塩難	在したという。	水の複数名の一つに涓水という名称が存在	（注 『東国輿地勝覧』によると、猪灘	つ長大な流れを見せて鴨緑江に流合している。	龍崗嶺 <small>りゅうこうれい</small> に源 <small>みなもと</small> を発し、通化市の南を経て複雑か	明すれば肯けるであろう。即ち渾江は白山区	水Ⅱ塩難水が渾江の古時の亦名であったと判	省通化市の古名であったということは、沸流	さて、東耐県の中の東眺県が、現在の吉林			河 <small>かわ</small> と改称され残存している。	在、沸流水の「沸流」が渾江の支流に「富爾	・宛 <small>え</small> 難 <small>な</small> 水 <small>すい</small> ・掩 <small>え</small> 澆 <small>し</small> 水 <small>すい</small> 」等と表記されている。現	「塩難水」という呼称があり、別に「猪灘 <small>いな</small> 水 <small>すい</small>	江の持つ複数名の一つである。渾江には他に	ことから「沸流水」なる河川は、現在の渾	史に「 <small>ふつりゅうすい</small> 沸流水 <small>ふるすい</small> 」あり」と記載されている	如く、これは吉林省通化市の古名であり、遼
--------------------	-------------------	---------	---------------------	----------------------	-----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	----------------------------------	----------------------	--	---	----------------------	---------------------	---	----------------------

浪										る	が	郡	城	較	の	懷	桓	た	
郡	な									わ	「	不	で	的	東	仁	桓	の	で
轄	お		連	に	は	を	鴨	（		け	東	耐	あ	下	東	鎮	桓	か	は
と	、		な	「	「	い	緑	注		で	耐	県	り	游	眺	と	桓	の	は
な	蛇		っ	摩	納	う	江	―		あ	と	と	不	の	県	も	桓	と	、
る	足		て	天	魯	。即	と	丸		。○	の	称	耐	左	即	称	の	こ	こ
の	な		遼	嶺	窩	ち	松	都			地	さ	穢	岸	ち	さ	謂	の	桓
は	が		東	」	集	「	花	山			な	れ	城	に	通	れ	で	、	都
、	ら		半	と	」	龍	江	」			り	た	も	存	化	た	あ	こ	県
西	、		島	連	と	崗	の	と			と	所	あ	在	市	こ	る	れ	・
漢	東		の	なり	い	嶺	分	は			表	で	り	す	の	と	。○	は	中
の	眺		脊	、	う	」	水	、			記	あ	、	る	南	が	か	現	都
昭	・		梁	更	。○	龍	嶺	を			し	る	か	。○	西	つ	つ	在	城
帝	不		と	に	「	崗	を	な			た	。○	あ	こ	で	。○	或	の	と
の	耐		な	「	龍	」	す	す			所	こ	る	こ	。○	時	遼	何	
始	等		っ	千	崗	」	永	陵			以	れ	。○	、	渾	期	寧	省	処
元	の		て	山	」	土	陵	幹			も	で	、	江	江	、	省	桓	で
五	県		い	」	は	着	幹	脈			肯	遼	漢	流	流	、	桓	仁	あ
年	が		る	に	西	名	幹				け	史	代	域	域	、	仁	県	っ
即	楽		。○				脈					中	の	の	比	先	桓		

が	在	三			判	事	山			面	と	し	湾	い	た			は	ち
、	の	の	こ		断	と	城	昭		で	不	て	を	て	次			臨	西
旧	何	中	の		す	写	の	和		、	耐	東	臨	、	第		屯	曆	
来	処	国	丸		る	真	遺	6		北	県	眺	む	旧	で		郡	前	
、	な	史	都		限	及	址	0		鮮	に	を	元	来	あ		轄	8	
ど	る	書	城		り	び	発	年		に	存	元	山	、	る		で	3	
う	か	中	に		丸	そ	見	7		は	在	山	に	こ	が		あ	年	
い	は	の	関		都	の	、	月		存	す	に	当	れ	、		る	6	
う	容	記	し		山	略	い	1		在	る	位	て	を	こ		。〃	月	
わ	易	述	て		城	図	う	6		し	と	置	て	現	の			以	
け	く	を	は		は	が	見	日		な	い	づ	語	北	二			後	
か	推	検	、		渾	掲	出	の		い	う	け	っ	鮮	県			の	
、	定	討	遼		江	載	し	読		の	沸	た	て	江	の			こ	
こ	で	す	史		流	さ	で	売		で	流	の	い	原	中			と	
の	き	れ	を		域	れ	、	新		あ	水	か	る	道	、			と	
丸	る	ば	は		で	た	〃	聞		る	は	、	〃	北	東			、	
都	筈	、	じ		あ	〃	若	に		〃	吉	東	何	部	眺			そ	
山	な	そ	め		る	干	干	丸		〃	林	眺	に	の	県			れ	
城	の	の	二		〃	の	の	都		〃	省	に	依	永	につ			以	
は	だ	所	〃		〃	記	記	都		〃	方	〃	拠	興	つ			前	

とは何処に存在したのかという問題を提起し
 とところで、前項に於いて、高句麗の平壤城
 県説も又、妄誕の一つとなった様である。
 今回の発見と初公開の前には、丸都城Ⅱ集安
 に拠ってかく位置づけたのか定かではないが、
 吉林省集安县に位置づけて語られてきた。何



初公開の高句麗「丸都山城」
 跡の見晴らし台。鴨綠江越し
 に北朝鮮の山々が美しかった



玄菟郡を置く、これ楽浪の地なり。晋の	<small>げんとぐんを置く、これらくろうのちしん</small>	長安城と曰う。漢は朝鮮を滅ぼし楽浪・	<small>ちやうあんじやういかんちやうせんほろぼしらくろう</small>	東寧路、もと高句麗の平壤城、また、	<small>とうねいろこうくりへいじやうじやう</small>	千餘里、非平壤之舊。」	麗、拔平壤、其国東徙。在鴨緑水之東南	晋義熙後、其王高璉始居平壤城。唐征高	漢滅朝鮮、置楽浪・玄菟郡、此楽浪地也。	「東寧路、本高句麗平壤城、亦曰長安城。	り、これについて左の如き記載がある。	の統轄する七路中に「東寧路」なるものがある	理二』の遼陽等處行中書省をみると、この省	述から掲げよう。『元史卷五十九志第十一地	平壤城との違いについて記録している文献記	最初に、現北鮮の首府平壤と高句麗時代の	をも指摘しよう。	所在を明らかにし、かつ定説の妄誕なること	たのか、以下、二―三の文献記述中からその
--------------------	------------------------------------	--------------------	---	-------------------	----------------------------------	-------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	--------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	----------	----------------------	----------------------

		「其地、東至新羅、西渡遼水二千里、南	域上』に次の如き記載がある。	べてみよう。『周書卷四十九列伝第四十一異	処に存在したのであろうか、より具体的に調	では、かくいう「東寧路 <small> </small> 平壤城」とは何			（注――東寧路のちに東寧府）	ったことが分かる。	麗時代の平壤城とは、元帝時代の東寧路であ	な個所といえよう。この記述に拠って、高句	るは、平壤の旧に非ざるなり」は極めて重要		この一文の末尾「鴨緑水の東南千余りに在				に定める。○			（注――高句麗は西暦427年、都を平壤	在るは、平壤の旧に非ざるなり。		の国を東に徙す。鴨緑水の東南千余りに	居す。唐は高麗を征し平壤城を抜き、そ	義熙後、その王、高璉はじめて平壤城に
--	--	--------------------	----------------	----------------------	----------------------	---------------------------------------	--	--	----------------	-----------	----------------------	----------------------	----------------------	--	---------------------	--	--	--	--------	--	--	---------------------	-----------------	--	--------------------	--------------------	--------------------

また、	『資治通鑑卷百八十一隋紀』中も次	山 <small>やま</small> に <small>した</small> が <small>つ</small> て <small>く</small> つ <small>き</small> よく <small>み</small> な <small>み</small> は <small>は</small> い <small>す</small> い	に <small>じ</small> 治 <small>す</small> 。亦 <small>また</small> 、長 <small>ち</small> 安 <small>やう</small> 城 <small>あん</small> と <small>い</small> う。東 <small>とう</small> 西 <small>ざい</small> 六 <small>ろ</small> 里 <small>り</small> 、	其 <small>その</small> 国 <small>くに</small> 、東 <small>とう</small> 西 <small>ざい</small> 二 <small>に</small> 千 <small>せん</small> 里 <small>り</small> 、南 <small>なん</small> 北 <small>ぼく</small> 千 <small>せん</small> 里 <small>り</small> 、平 <small>へい</small> 壤 <small>じやう</small> 城 <small>じやう</small>	南 <small>なん</small> 臨 <small>りん</small> 涓 <small>けん</small> 水 <small>すい</small> 。	城 <small>じやう</small> 、亦 <small>また</small> 曰 <small>い</small> 長 <small>ち</small> 安 <small>やう</small> 城 <small>あん</small> 、東 <small>とう</small> 西 <small>ざい</small> 六 <small>ろ</small> 里 <small>り</small> 、隨 <small>ずい</small> 山 <small>さん</small> 屈 <small>くつ</small> 曲 <small>きよく</small> 、	「其 <small>その</small> 国 <small>くに</small> 東 <small>とう</small> 西 <small>ざい</small> 二 <small>に</small> 千 <small>せん</small> 里 <small>り</small> 、南 <small>なん</small> 北 <small>ぼく</small> 千 <small>せん</small> 里 <small>り</small> 、都 <small>と</small> 於 <small>お</small> 平 <small>へい</small> 壤 <small>じやう</small>	左 <small>さ</small> の如 <small>ごと</small> き記 <small>き</small> 載 <small>ざい</small> が <small>あ</small> る。	次 <small>つぎ</small> に、『隋 <small>ずい</small> 書 <small>しよ</small> 卷 <small>けん</small> 八 <small>はち</small> 十 <small>じゆ</small> 一 <small>いつ</small> 高 <small>かう</small> 句 <small>く</small> 麗 <small>れい</small> 伝 <small>でん</small> 』を <small>み</small> る <small>と</small>	其 <small>その</small> 城 <small>じやう</small> は <small>あ</small> 東 <small>とう</small> 西 <small>ざい</small> 六 <small>ろ</small> 里 <small>り</small> 、南 <small>なん</small> は <small>あ</small> 涓 <small>けん</small> 水 <small>すい</small> に <small>あ</small> 臨 <small>りん</small> む。	鞞 <small>かん</small> に <small>あ</small> 隣 <small>りん</small> す <small>る</small> こ <small>と</small> 千 <small>せん</small> 余 <small>よ</small> 里 <small>り</small> 。平 <small>へい</small> 壤 <small>じやう</small> 城 <small>じやう</small> に <small>あ</small> 治 <small>じ</small> す。	るこ <small>と</small> 二 <small>に</small> 千 <small>せん</small> 里 <small>り</small> 、南 <small>なん</small> は <small>あ</small> 百 <small>ひゃく</small> 濟 <small>せ</small> に <small>あ</small> 接 <small>せつ</small> し、北 <small>きた</small> は <small>あ</small> 靺 <small>まつ</small>	其 <small>その</small> 地 <small>ち</small> 、東 <small>とう</small> は <small>あ</small> 新 <small>しん</small> 羅 <small>ら</small> に <small>あ</small> 至 <small>いた</small> り、西 <small>にし</small> 、遼 <small>りやう</small> 水 <small>すい</small> を <small>あ</small> 渡 <small>わた</small>	城 <small>じやう</small> 、東 <small>とう</small> 西 <small>ざい</small> 六 <small>ろ</small> 里 <small>り</small> 、南 <small>なん</small> 臨 <small>りん</small> 涓 <small>けん</small> 水 <small>すい</small> 。∴	接 <small>せつ</small> 百 <small>ひゃく</small> 濟 <small>せ</small> 、北 <small>きた</small> 隣 <small>りん</small> 靺 <small>まつ</small> 鞞 <small>かん</small> 千 <small>せん</small> 余 <small>よ</small> 里 <small>り</small> 。治 <small>ち</small> 平 <small>へい</small> 壤 <small>じやう</small> 城 <small>じやう</small> 。其
-----	------------------	---	---	---	---	--	--	---	--	---	--	---	---	---	---

は な く、 淇 水 即 ち 今 の 鴨 緑 江 を 南 に 控 え た 吉	高 句 麗 時 代 の 平 壤 城 と は、 今 の 北 鮮 の 平 壤 で	さ て、 以 上 の 点 か ら 勘 案 す る と、 い わ ゆ る		こ れ ら を 別 都 と し て い た と い う。	て 又、 平 壤 城 の ほ か に 国 内 城 と 漢 城 を 設 け、	別 宅 を 造 り、 そ こ に 住 ん で い た と い う。 そ し					高 句 麗 王 は 平 壤 城 に は 常 居 せ ず、 そ の 側 に					等 数 十 城 あ り、 ∴		城 あ り、 ま た 別 都 な り。 ま た 遼 東 ・ 玄 菟				こ れ に 居 ら ず。 そ の 外 に 国 内 城 お よ び 漢				王 は 即 ち 別 に 宅 を 其 側 に 為 し、 常 に は				菟 等 数 十 城、 ∴				国 内 城 及 漢 城、 亦 別 都 也、 復 有 遼 東 ・ 玄				「 王 則 別 為 宅 於 其 側、 不 常 居 之。 其 外 有				て は 次 の 如 く も 記 載 し て い る。				そ し て 又、 で あ る。 『 周 書 高 麗 伝 』 に 於 い
--	--	---	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	----------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

句麗軍を追って80料で到達し得る地帯とい	道の碧潼周辺で戦闘状態に入り、敗走する高	較的中下游の大荒溝、北鮮側とすれば平安北	仮にである。唐軍と高句麗軍が鴨緑水の比			約80料地点で平壤城に攻めこんでいる。	敗走する高句麗を追って二百里、即ち現在の	肝要な所は、唐軍と高句麗軍は鴨緑水で戦い、	亡の年の征討の一部を伝えたものであるが、		唐の總章元年即ち西暦668年、高句麗滅				追って二百里を奔り平壤城に至る。	拒戦す。勦は兵を縦にし撃つて之を敗り、	に至る。賊、その弟を遣わし、来たりて	なす。兵二萬を率い、地を略して鴨緑水	總章元年、勦に命じ遼東道行軍總管と						：	勦縦兵擊敗之、追奔二百里、至於平壤城。	兵二萬略地至鴨緑水。賊遣其弟来拒戦、
----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	---------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	--	---------------------	--	--	--	------------------	---------------------	--------------------	--------------------	-------------------	--	--	--	--	--	---	---------------------	--------------------

海	在	た	山	平			た	遭	六										代	こ
抜	し	と	が	壤	又		こ	遇	十										に	の
9	て	す	在	城	、		と	し	里										塞	滄
6	い	れ	る	の	『		の	て	手										外	海
9	る	ば	と	西	後		明	い	前										の	と
m	。	、	い	方	漢		証	る	、										鴨	は
の	即	正 <small>まさ</small>	う	に	書		で	。	現										緑	古
摩	ち	しく	。	蓋	東		あ		在										水	の
天	太	こ	集	馬	沃 <small>よ</small>		る		の										下	滄
嶺	子	の	安	山	沮 <small>そ</small>		。		2										游	海
山	河	山	地	、	伝				4										に	郡
が	以	は	区	即	』				料										置	の
聳 <small>そび</small>	南	そ	に	ち	の				地										か	地
え	か	の	平	高	注				点										れ	で
て	ら	そ	壤	句	釈				で										た	、
い	西	の	城	麗	に				高										郡	こ
る	南	西	が	の	扱				句										で	れ
。	方	方	存	蓋	る				麗										あ	は
こ	向	に	在	馬	と				軍										る	西
の	に	存	し	大	、				と										。	漢

遼		中	遼	は			地																																
代		に	代	、			な																																
の		長	の	遼			り																																
東		岑	東	東			。																																
京		県	京	方			京																																
遼		は	遼	面			の																																
陽		存	陽	に			東																																
府		在	府	存			北																																
と		し	の	在			百																																
は		て	東	し			五																																
、		い	北	、			十																																
現		た	百	し			里																																
在		こ	五	か			に																																
の		と	十	が			あ																																
遼		分	里	分			り																																
寧		か	、	か			に																																
省		る	こ	る			あ																																
遼		。	の	。			り																																
陽			範				。																																

が	た	即	と	い	即	郡			朝	如	年	魏	さ	て			の	に	ら
、	様	ち	す	て	ち	で	高	鮮	城	頃	第	れ	、	、	み	、	離		
そ	で	現	る	楽	西	は	句	県	・	に	三	て	高	し	と	れ			
の	あ	在	所	浪	曆	あ	麗	と	現	至	代	消	句	か	な	、	西		
在	る	の	は	郡	5	る	の	し	在	り	太	滅	麗	し	る	代	現		
は	。そ	遼	全	と	2	が	統	て	の	、	武	す	の	、	。朝	地			
判	して	寧	く	し	0	、	合	名	河	も	帝	る	南	。朝	の				
然	、	省	異	復	年	北	す	を	北	と	の	。な	下	鮮	七	自			
と	治	直	なり	郡	末	魏	る	留	省	の	延	お	西	県	県	治			
し	所	轄	、	し	に	第	所	む	に	和	元	、	進	の	に	に			
な	は	地	遼	て	、	八	と	。と	盧	年	、	5	に	所	減	委			
い	判	あ	河	い	永	代	な	な	竜	朝	即	世	よ	在	少	ね			
。連	然	たり	下	る	洛	孝	っ	っ	に	鮮	ち	紀	り	も	し	ら			
城	と	に	游	が	・	明	て	消	移	県	西	代	楽	判	、	れ			
と	い	移	以	、	帯	帝	消	滅	さ	の	曆	に	浪	明	治	て			
いわ	わ	さ	西	そ	方	の	し	した	れ	遺	4	入	地	せ	所	い			
れる	れ	れ	の	の	二	正	た	楽	、	民	4	り	方	ず	は	る			
		い	地	郡	県	光	楽	浪	北	は	4	、	は	。朝	朝	。さ			
			、	域	を	年	浪		平	肥	4	北	統	鮮	鮮	ら			
					置	中			郡			合	合	県	県				

為	片	「	以		お	つ	る	の	遺	々		で	を	述	見	述				
、	的	楽	下		こ	い	史	で	品	所		あ	現	は	す	べ	さ			
6	で	浪	、		う	て	料	あ	遺	在		る	在	見	る	て	て			
世	混	郡	楽		。	何	『	ろ	構	地		。	の	当	限	き	、			
紀	乱	に	浪			と	朝	う	に	を			北	た	り	た	上			
頃	し	関	郡			い	鮮	。	つ	誤			鮮	ら	、	が	、			
か	た	す	に			っ	史	朝	い	認			に	な	い	、	中			
ら	も	る	関			て	』	鮮	て	し			推	い	の	国	大			
、	の	文	す			い	中	大	も	て			定	で	あ	『	雑			
中	し	献	る			る	に	学	、	い			す	あ	る	十	把			
国	か	資	る			か	於	歴	ど	る			べ	。	。	八	に			
の	残	料	る			、	い	史	こ	為			き	ま	ま	史	楽			
大	さ	は	る			こ	て	学	こ	、			記	し	し	地	浪			
国	れ	、	北			の	、	研	の	発			述	て	て	理	の			
主	て	非	鮮			左	掘	究	存	発			は	や	、	志	治			
義	い	常	側			に	見	室	在	見			記	、	黏	』	所			
的	な	に	の			附	さ	編	そ	れ			述	黏	蟬	中	の			
な	い	断	見			し	た	纂	の	。			は			を	変			
			解			て	る	に	も				絶			遷	を			
			。					よ	の				無							

おおざっぱ

た	「	漢	の	真	番	郡	が	鴨	緑	江	北	中	国	領	域	内	に	存	在	し	曲	解	附	会	を	為	し	て	い	る	事	実	を	明	証	し	、	か	つ	心	主	義	的	史	観	に	よ	っ	て	、	歴	史	的	事	実	を	歪	曲	し	家	達	が	、	事	大	主	義	的	観	点	や	大	国	主	義	・	中	華	中	所	論	が	あ	る	と	い	う	。師	は	当	時	、	内	外	の	封	建	史	と	し	て	、	李	朝	下	に	於	け	る	碩	学	・	星	湖	李	瀾	師	の	日	本	の	学	者	達	に	よ	っ	て	無	視	さ	れ	た	一	つ	の	例	え	な	い	次	第	で	あ	る	。か	に	つ	い	て	触	れ	て	お	ら	れ	る	が	、	全	く	慙	愧	に	堪	達	が	、	朝	鮮	の	実	学	者	達	の	見	解	を	無	視	罵	倒	し	た	か	つ	て	、	如	何	に	日	本	の	権	威	と	称	さ	れ	る	学	者	た	の	で	あ	る	。た	日	本	の	学	者	で	あ	り	、	朝	鮮	人	で	は	な	か	つ	の	日	本	帝	国	主	義	と	、	そ	の	権	力	に	庇	護	さ	れ	誰	か	、	そ	れ	は	朝	鮮	研	究	を	独	占	し	た	か	つ	て	化	を	『	漢	の	楽	浪	郡	と	其	文	化	』	と	し	た	の	は	郡	で	は	な	く	、	朝	鮮	の	大	同	江	流	域	の	朝	鮮	文
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

・地名などを南満洲方面に存在した名称を移	当時、無名ないしは不明であった山岳・河川	郎氏 <small>ろうし</small> なる人物が、学者達と半島内を踏査し、	時代に我が国に於ける地理学の権威 <small>ことうぶんじ</small> 小藤文次	かつて聞き及んだことであるが、朝鮮 <small>そうとくふ</small> 總督府	ただ単に、漢の郡県のみではなさそうである。	さて、これらの観点から勘案してみると、			る。	らも裁かれず今日に至っているのである	為は誰からも指摘されることなく、誰か	罪行為といえよう。しかも、これらの行	てなされた朝鮮史研究は、正に狂氣的犯	(注 過去、旧帝大系列の学者達によっ	てしまったのである。	朝鮮半島は漢文化の延長上に於いて定着され	我々が一般的史観とされて教育された如く、	よって徹底否定されたらしい。そして、今日	龍蔵・関野貞也・白鳥庫吉氏などの学者達に	説を提唱したのが、今西龍・津田左右吉・鳥居
----------------------	----------------------	--	---	--	-----------------------	---------------------	--	--	----	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	----------------------	------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

系	一		高	称	た	辺	た						で	あ	で	親			動
に	般		台	が	の	の	わ						調	る	き	し			さ
存	に		」	存	で	古	る						べ	。	な	か			せ
在	、		と	在	鴨	老	「						て	ち	い	っ			せ
せ	高		し	し	緑	に	蓋						み	な	事	た			て
る	句		た	た	江	聞	馬						る	み	実	方			附
も	麗		と	の	北	き	高						と	に	で	の			名
の	の		い	で	吉	糾	原						、	、	あ	ご			し
と	「		う	、	林	し	」						そ	平	っ	子			た
し	蓋		。	そ	省	た	で						の	凡	た	息			と
て	馬			の	方	と	あ						一	社	由	よ			い
文	大			名	面	こ	る						例	刊	、	し			う
献	山			称	に	ろ	が						が	『	愕	聞			。
記	」			を	「	、	、						記	大	然	か			
述	と			附	蓋	名	当						載	百	と	さ			
と	は			し	馬	称	時						さ	科	し	れ			
の	、			て	」	が	、						れ	事	た	、			
対	こ			「	な	な	そ						て	典	経	否			
比	の			蓋	る	か	の						い	』	験	定			
照	山			馬	名	っ	周						た	中	が	の			
				ま															

弁辰（弁韓）の一属邦で「斯盧・斯羅」な				新羅抬頭の地						些 <small>シヤ</small> か述べておきたい。	つ <small>ツ</small> の歪みともいうべき新羅抬頭の地に関して	城の所在について少しく触れたので、もう一		韓史の歪みの一つ、高句麗抬頭の地と平壤		不能ならしめてしまったことになる。	を引いていわゆる「倭人伝」なるものも理解	下げて伝えていたことになる。この歪みが尾	所を見誤り、存在もしなかつた所にまで摩 <small>サ</small> り	朝鮮の所在地をはじめ、三国の本来あるべき	史実を、無理な附会曲解をこととした為、古	現在の朝鮮半島内に限定して対比できない								
---------------------	--	--	--	--------	--	--	--	--	--	-------------------------------	--	----------------------	--	---------------------	--	-------------------	----------------------	----------------------	--	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

で、西に遼東辺柵を東に鴨緑江を控えた狭隘	<small>へんしゅう</small>	<small>ほ</small>	<small>せきがわ</small>	<small>なんこ</small>	<small>がわ</small>	<small>さくじょう</small>			ある。	であり、そこは現中国遼寧省丹東市寛甸県で	<small>ぎょう</small>		はない。いう所の「慶州」とは「漢の楽浪外	であり、かつ抬頭の地は現韓国慶尚道方面で	遂げてはいる。しかし、それは遙か後世の話						たしかに新羅の国は現韓半島の統一を成し															を機に半島を統一とていったと語られている。	三分して鼎立し、後年、高句麗・百済の滅亡	興り、北の高句麗と西の百済と共に現半島を	て、旧来、この国は現韓国慶尚道慶州の地に	どの全身名を持つ新羅の国の台頭の地につい	
		この寛甸県周辺一帯は、かつて「柵城の地																																							

し	原	一	ほ	三	進	れ	即	面			下	国	る	し	か	緑	て	な
か	道	帯	ぼ	年	出	る	ち	へ	そ		し	の	た	し	江	き	所	
し	北	か	、	、	で	。こ	西	の	し		て	で	の	、	以	た	で	
、	部	ら	慶	西	あ	この	曆	進	て		ゆ	東	あ	こ	東	が	あり	
こ	の	京	尚	曆	り	の	5	出	い		く	地	る	れ	区	、	こ	
れ	永	畿	道	5	、	年	5	は	わ		の	へ	が	ら	へ	高	この	
は	興	道	全	6	次	中	8	、	れ		あ	と	、	二	麗	句	の	
旧	湾	の	域	2	い	、	年	新	る		る	後	、	国	麗	麗	狭	
来	を	漢	を	年	で	金	、	羅	如		。あ	退	、	が	・	麗	隘	
の	臨	江	統	に	、	官	或	二	く		る	を	、	7	百	・	な	
説	む	流	合	大	二	伽	いは	十	、		代	余	、	世	濟	地		
に	元	域	し	加	十	耶	5	三	現		わ	儀	、	紀	の	域		
従	山	を	、	羅	四	併	3	代	韓		る	な	、	後	発	で		
っ	ま	経	次	国	代	合	2	法	国		新	く	、	半	展	新		
て	で	略	い	併	真	を	年	興	慶		興	さ	、	に	に	羅		
の	掌	し	で	合	興	以	と	王	尚		勢	れ	、	至	阻	は		
話	握	、	忠	を	王	て	も	の	道		力	る	、	っ	ま	勃		
で	す	北	清	達	の	最	い	十	慶		唐	。し	、	て	れ	興		
、	る	は	北	成	二	初	わ	九	州		帝	し	鴨	滅	、	し		
	。	江	道	し	十	の		年	方		計	亡		亡				

高句麗と称す古代軍事国家は、その世紀に	る。	これを疑問とせず、何を疑問とするか、あ	何処に新羅を位置づけて語れるであろうか、	のは波荒 <small>なみあら</small> き日本海のみである。その日本海の	高句麗の東側に存在すべき空地はなく、ある	れている。この位置づけが正しいとするなら、	麗の領域は現在の三十八度線 <small>ぐらゐ</small> 位の位置に配さ	よう。4世紀頃から5世紀後半に於ける高句	を是 <small>ぜ</small> として、中国史書中の記述と照合してみ	さて、次は高句麗に関する旧来の割拠情勢	にである。	大同江流域に漢の楽浪郡は存在しなかった故	浪を始めとする郡を進出させたので、北鮮の	満洲方面であり、その満洲を経略して漢は楽	話になつてしまふ。記述した如く、古朝鮮は	たことになる。しかし、これも少々 <small>あや</small> 怪しげな	めば、新羅は北鮮の大同江流域周辺に抬頭し
---------------------	----	---------------------	----------------------	---	----------------------	-----------------------	--	----------------------	--	---------------------	-------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------

			考	あ	か	分	る	辰	述	で	献	と	新			る	計	以	も
梁	既	（	慮	ろ	ら	の	。	斯	上	き	記	な	羅	新		吉	っ	北	よ
の	に	注	し	う	新	王	こ	廬	認	か	述	っ	王	羅	林	た	で	る	る
武	朴		得	、	羅	姓	れ	国	め	ね	を	て	統	建	省	が	あ	が	、
帝	・	新	る	或	三	は	が	が	ら	る	知	い	譜	国	及	、	る	、	最
の	金	羅	の	いは	姓	「	後	属	れ	が	ら	る	に	が	び	最	。	最	盛
普	・	王	で	中	が	募	の	邦	る	、	な	。	扱	何	遼	終	慈	期	に
通	昔	統	は	途	「	氏	新	二	事	少	い	し	れ	時	寧	的	江	於	ける
二	三	譜	な	で	金	」	羅	十	実	な	の	か	ば	の	省	に	道	け	る
年	姓	に	か	の	・	と	で	四	は	く	で	、	、	こ	東	「	・	ける	領
即	が	扱	ろ	王	朴	な	あ	国	、	と	、	こ	そ	と	部	好	平	る	域
ち	出	る	う	位	・	っ	。	を	西	も	そ	れ	れ	か	方	太	安	領	と
西	揃	と	か	篡	昔	て	し	統	曆	対	の	は	は	定	面	王	道	域	雖
曆	っ	、	。	奪	」	い	か	合	4	比	ま	西	西	か	一	碑	方	も	い
5	て	西		の	と	る	し	し	世	し	ま	曆	前	で	帯	」	面	も	え
2	い	曆		可	な	が	、	し	紀	得	鵜	5	は	で	で	へ	の	ど	も
1	る	前		能	っ	、	こ	、	初	る	呑	7	な	あ	の	進	進	鴨	江
年	が	に		性	た	い	の	こ	頭	文	み	年	い	る	出	出	出	緑	江
1	、	は		も	の	つ	時	の	弁	献	に	頃	が	す	は	は	は	江	江

判断しても、現北鮮平安北道の最北部周辺ぐ	江下流域に臨んだ狭隘な地区、やや拡大して	した遼寧省寛甸県以南千山々脈以東で、鴨緑	と限定されてくる筈である。即ち、先に推定	代の開遠県 <small>おの</small> といふことになれば、所は <small>おの</small> 自ず	浪の故地・高句麗の慶州の地・柵城の地・遼	何故ならば、文献記載にある如く「漢の楽		う。	れるが、これも少々怪しげな話になってしま	或いは鴨緑江以南の慈江道北部周辺ともみら	け得るかというところ、吉林省の渾江以東地区か、	の東側に存在したという新羅を何処に位置づ	域まで勢力を扶植している。従って、高句麗	合をなし得、渾江流域一帯から渾河、遼河流	13 14	年には、高句麗は既に楽浪地方の統	それはさておき、この時分、即ち4世紀の		されていいる。		1月の朝貢時の王姓は募で名は秦と記載
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	---------------------	--	----	----------------------	----------------------	-------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------	------------------	---------------------	--	---------	--	--------------------

史	東	と	東		江	し	域	け			と	頭	鮮	が	渾	究			ら
卷	、	は	、		下	て	か	て			も	し	最	、	春	『			い
四	柵	「	柵		流	い	ら	、			隔	た	北	然	河	』			ま
十	城	遼	城		地	た	摩	楽			絶	こ	東	り	と	中			で
一	に	海	に		帯	。	天	浪			の	と	僻	、	凶	に			あ
地	至	」	至		で	そ	嶺	地			感	に	遠	と	満	於			ろ
理	る	の	る		し	の	・	区			な	な	の	す	江	い			う
志	謂	謂	」		か	東	千	を			き	ろ	地	る	が	て			。〇
』	で	」	」		な	側	山	統			に	う	と	な	合	、			
開	こ	こ	こ		い	の	を	合			し	。〇	も	ら	流	「			
元	の	の	の		筈	空	踰	し			も	又	い	ば	す	柵			
路	「	「	「		で	地	え	た			非	、	う	、	る	城			
の	遼	遼	遼		あ	間	て	高			ず	中	べ	新	地	の			
項	海	海	海		る	隙	遼	句			、	国	き	羅	点	と			
に	」	」	」		。〇	と	西	麗			で	の	威	の	」	は			
扱	と	と	と			い	方	は			あ	文	鏡	国	と	、			
る	は	は	は			え	面	、			る	側	北	と	吉	塞			
と	『	『	『			ば	を	渾			。〇	の	道	は	林	外			
、	明	明	明			鴨	を	江				文	に	現	省	民			
東						緑	睥	流				献	拾	北	の	族			
							睨	か				記			研	史			
												載			研	史			

卷	結	既	う	に	島			て	の	沙	ら	支	の	里			る	し	遼
三	ぶ	述	。な	半	方	こ		く	東	尖	こ	里	頃	ほ	さ	」	た	河	
十	ライ	した	お、	島	面	の		る	側	子	の	は	の	ど	て	と	と	と	
五	イン	た如	、半	統	へ	狭		。即	と	及	料	3	支	隔	こ	も	い	西	
地	ン	く、	島	合	の	隘		ち先	い	び	数	7	那	て	の	記	う	遼	
理	ま	く、	統	の	南	な		に先	う	寛	で	0	里	た	遼	さ	。又	河	
志	で	、旧	合	基	下	地		に推	と	甸	東	程	は	東	れ	、	、	が	
』	と	来は	後	盤	を	区		定し	鴨	県	南	度	0	は	て	、	、	合	
及	さ	元	の	を	余	で		た如	緑	あ	方	に	・	柵	い	、	、	流	
び	れ	山	新	培	儀	新		くで	江	た	向	な	3	城	る	、	、	す	
『	て	湾	羅	っ	な	羅		である	中	り	を	る	7	の	が	、	、	る	
高	い	と	の	て	く	は		。如	下	に	込	。遼	位	地	全	、	、	遼	
麗	る	大	領	い	さ	抬		くで	游	至	る	。遼	と	帯	て	、	、	河	
史	が	同	域	っ	れ	頭		である	地	る	と	河	み	か	こ	、	、	上	
卷	、	江	で	た	る	し		。ある	帯	。そ	、	上	る	ら	の	、	、	源	
五	『	周	あ	も	が	、		。ある	地	して	、	源	と	東	、	、	、	地	
十	三	辺	る	の	、	漸		。ある	区	、	、	地	、	南	、	、	、	帯	
八	国	を	あ	で	そ	次		。ある	と	、	、	帯	、	に	、	、	、	を	
志	史		ろ	あ	の	、		。ある	な	そ	の	か	一	一	支			指	
第	記		、	ろ	間	半		。ある	っ	そ	の	か	千	支				称	

十二地理三』の記述を披見すると、定説とさ	れている新羅の領域に疑問が生じる。	『三国史記』は新羅最盛期に於ける北方の	境界について次の如く記録している。	「賈耽古今郡国志云、今新羅北界暝州蓋	穢之古国。」	賈耽 <small>かたん</small> の古今郡国志 <small>ここんぐんこくし</small> に <small>いわ</small> 云く、いま、新羅 <small>しらぎ</small>	の北界暝州は、蓋し穢 <small>わい</small> の古国 <small>ここく</small> なり。	新羅の国の北の境界は暝州といい、この暝	州の地とは、古の穢 <small>わい</small> 国 <small>こく</small> の地 <small>こく</small> でもあったと伝え	ている。そこで、この「暝州」について『高	麗史』の地理志中を調べてみると次の如く記	されている。	「暝州本穢國漢武帝遣將討右渠定四郡時	為臨屯高句麗稱河西良一云何瑟羅州」
----------------------	-------------------	---------------------	-------------------	--------------------	--------	--	---	---------------------	---	----------------------	----------------------	--------	--------------------	-------------------

この県に関して『晋書地理志』中を披見し									る。	戻し、楽浪郡轄県の所在方面について検討す	はついてきたと思う。そこで、次に話を再び	ねの所どの辺にかけて置かれていたかの推測	る漢の四郡中の楽浪郡と称されるものが、概		さして、少しく余事に走りすぎたが、いわゆ			大いなる錯覚といわざるを得ない。	前提で新羅の歴史を語っていることになる。	の江原道から慶尚北道辺に置かれていたとの	のことは、 ^{キム} 金氏も又、漢の臨屯郡が現韓半島	現韓国慶尚北道の ^{せいしょう} 青松に位置づけている。こ	代国家発達史』中に於いて、この「暝州」を
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	----------------------	--	--	------------------	----------------------	----------------------	-------------------------------------	--	----------------------

「	も	あ	「	せ	辺	い	体	い		支	わ	年	2	於			看	「
一	そ	た	遼	よ	櫓	は	に	う		え	れ	に	世	け	玄		做	遼
門	の	り	東	、	を	で	於	の		な	る	は	紀	ける	菟		せ	東
嶺	辺	を	辺	ほ	設	あ	いて	の		い	範	瀋	半	る	郡		ない	辺
「	に	「	櫓	、	け	る	同	で		わ	囿	陽	後	郡	に		いだ	櫓
の	存	碣	」	、	た	。 秦	じ	あ		け	は	東	の	は	つ		ら	」
古	在	石	が	同	と	の	と	る		で	、	郊	東	遼	い		う	と
名	し	山	「	じ	の	で	み	か		は	渾	に	漢	寧	て		か	軌
が	た	」	と	も	は	な	て	、		は	河	移	の	新	は		。 遼	を
「	と	稱	称	の	か	か	間	そ		「	上	動	永	濱	前		。 寧	一
碣	推	し	し	で	つ	つ	違	れ		遼	源	、	和	の	述		。 寧	に
石	測	、	、	あ	あ	あ	い	「		東	一	従	元	西	し		。 寧	す
」	さ	か	か	っ	た	た	は	遼		辺	帯	っ	年	で	た		。 寧	る
だ	れ	つ	つ	た	か	か	あ	東		櫓	と	て	即	あ	如		。 寧	も
っ	よ	「	「	判	、	、	る	櫓		」	判	、	ち	く	く		。 寧	の
た	う	遂	遂	断	い	い	ま	と		と	断	玄	西	、	、		。 寧	で
の	。 或	城	城	し	ず	ず	い	大		大	し	菟	曆	そ	設		。 寧	あ
で	いは	県	県	て	れ	れ	まい	」		」	差	郡	1	れ	置		。 寧	っ
は	は	」	」	い	に	に	。 或	と		と	し	と	3	よ	時		。 寧	た
な	、			る	、	、	が	と		と	い	い	6	り	に		。 寧	と

から西に流れ「帯方県」を経て海に入っている	ており、しかも、その河川は「含資県」方面	二県の地には、「帯水」と称す河川が存在し	この短い記述から窺 <small>うかが</small> い知れることは、この	る。	含 <small>がん</small> 資 <small>し</small> 、帯 <small>たい</small> 水 <small>すい</small> は西 <small>にし</small> 、帯方 <small>たいほう</small> に至 <small>いた</small> りて海 <small>うみ</small> に入 <small>はい</small>	「含資、帯水西至帯方入海。」	の一文より推測せざるを得ない。	この県の所在方面も、『漢書地理志』中の次	さて、次はこの二県の地についてであるが、	含資県と帯方県	かろうか。
-----------------------	----------------------	----------------------	---	----	--	----------------	-----------------	----------------------	----------------------	---------	-------

に	を	河	詮	で	な	蓋			区	め	の	も	区	遼			こ	水	る
海	持	口	索	あ	ら	県			、	る	時	こ	と	河			の	」	と
に	ち	近	範	る	ば	以			即	地	、	の	推	以			県	を	い
入	東	辺	囲	。こ	、	南			ち	域	西	領	測	東			が	推	う
っ	大	、	も	れ	朝	の			遼	は	に	域	し	鴨			存	測	こ
て	河	或	自	に	鮮	地			東	遼	河	内	た	緑			在	し	と
い	と	いは	ず	つ	の	ま			湾	河	口	に	わ	江			し	て	で
る	合	は	と	い	南	で			を	を	を	於	け	以			た	ゆ	あ
「	流	、	限	て	に	下			臨	持	持	い	で	北			か	け	る
清	し	で	ら	は	は	が			む	つ	つ	て	あ	で			の	ば	。従
河	て	あ	れ	後	「	と			方	河	河	す	る	吉			見	、	っ
」	蓋	る	遼	述	韓	は			面	川	の	る	か	林			当	概	て
の	県	。千	河	す	」	思			で	の	圧	こ	の	省			は	ね	、
可	の	山	下	る	が	え			あ	遼	倒	と	に	の			付	の	い
能	南	々	流	。従	存	な			る	東	的	な	ろ	龍			く	所	う
性	を	脈	域	っ	在	い			。	半	多	ろ	う	崗			筈	、	所
も	経	に	も	つ	し	。何				島	数	う	。そ	嶺			で	ど	の
あ	て	水	し	て	た	故				の	を	。そ	以	以南			あ	の	辺
る	真	源	く	、	か					遼	占	。そ	南	地			る	に	「
。	西		は		ら					南	地						。	に	帯

県	の	そ	林	ゆ	い	で	求	は	県	「			の	方	こ	子	め		
も	方	の	省	る	え	も	め	は	「	帯	仮		蓋	「	と	河	、	按	
全	面	朝	方	朝	る	推	ら	清	と	水	に		県	二	か	中	「	ず	
て	で	鮮	面	鮮	こ	測	れ	河	は	「	、	近	県	ら	ら	流	長	る	
遼	あ	を	で	と	と	の	る	上	「	と	現	辺	の	、	、	域	岑	に	
寧	り	征	あ	稱	は	域	筈	源	蓋	看	在	で	地	こ	、	以	・	、	
か	、	し	っ	し	、	を	で	の	県	做	の	は	も	の	南	南	黏	楽	
ら	又	て	た	た	前	出	あ	「	「	せ	蓋	な	、	「	で	蟬	浪		
吉	、	置	こ	古	項	る	る	白	の	る	の	か	或	帯	遼	・	南		
林	楽	か	と	代	で	も	。但	洋	古	な	南	ろ	い	水	河	海	部		
省	浪	れ	を	国	述	の	し、	溝	名	ら	を	う	は	「	々	冥	所		
渾	郡	た	踏	家	べ	で	、	「	、	ば	流	か	こ	口	「	轄			
江	の	と	ま	が	て	は	こ	或	、	、	れ	。	の	周	「	の			
流	統	い	え	遼	き	な	れ	は	「	い	「	。	方	辺	列	地			
域	轄	う	て	寧	た	い	は	千	含	わ	清		面	に	口	が			
辺	し	楽	勘	東	如	。	、	山	資	ゆ	河		、	推	県	、			
に	た	浪	案	部	く	し	あ	々	県	る	「		即	定	「	全			
存	二	郡	す	か	、	か	く	脈	「	「	清		ち	さ	を	て			
在	十	も	れ	ら	い	し	ま	中	と	帯	河		現	れ	始	太			
し	五	そ	ば	吉	わ	、	ま	に		方	を		在	た					

て、	東漢の安帝 <small>あんてい</small> の元初五年即ち西暦119年	この記述は高句麗軍と穢貊 <small>わいはく</small> の軍勢が相謀 <small>あいはか</small> つ	華麗城 <small>かれいじょう</small> を攻 <small>せ</small> む。	元初五年 <small>げんしよ</small> 、また、穢貊 <small>わいはく</small> と玄菟 <small>げんと</small> に寇 <small>こう</small> し、	城。	「元初五年、復與穢貊 <small>わいはく</small> 寇玄菟、攻華麗	のみである。	『後漢書卷八十五』中に左の如く載っている	も記録する所ほとんど無しといえる。僅 <small>わず</small> かに	次は「華麗県」であるが、この県に関して	華麗県	たことは否めないであろう。
----	---	---	--	--	----	--	--------	----------------------	---	---------------------	-----	---------------

水	こ									瀋	郡	が	内	水	た	菟			い	伝	6
が	の									陽	の	侵	で	〓	渾	郡			。	え	月
流	県									地	範	入	あ	流	河	」				て	に
れ	は									区	囲	し	る	域	上	は				い	玄
の	、									内	と	華	。	一	源	、				る	菟
西	『									に	看	麗	こ	帯	及	遼				。	郡
側	漢									存	做	城	の	地	び	寧				こ	に
に	書									在	せ	を	塞	区	そ	省				の	侵
於	地									し	る	攻	内	で	の	新				短	入
い	理									た	外	略	に	あ	支	濱				い	し
て	志									も	徼	し	高	る	流	県				一	「
、	』									の	、	た	句	蘇	の	西				文	華
増	に									と	即	と	麗	子	に	郡				が	麗
地	扱									推	ち	い	と	河	に	治				扱	城
県	る									測	現	う	い	〔	於	が				り	」
を	と									で	在	以	上	遼	に	置				所	を
経	、									き	の	上	、	東	於	か				で	攻
て	「									る	撫	、	玄	辺	け	れ				し	め
海	」									。	順	菟	菟	檣	る	か				か	た
に	淇										・	菟	菟	」	玄	な				な	と

い	『遼史』ではこの河川を「太子河」に比して	做した河川である。次は、「淇水」であるが、	している。「大 <small>だいせい</small> 清河 <small>が</small> 」、即ち先に「帯水」と看	その一つは開 <small>かいげん</small> 原 <small>けん</small> 県の北郊を流れて遼河に流合	る河川であり、又、「清河」には二つある。	中間、瀋陽市の北郊を経て渾河に流合してい	この三水中の「蒲河」とは、遼河と渾河の	う。	蒲 <small>ほ</small> 河 <small>が</small> ・清 <small>せい</small> 河 <small>が</small> ・淇 <small>はい</small> 水 <small>すい</small> あり、亦 <small>また</small> 、泥 <small>でい</small> 河 <small>が</small> と曰 <small>い</small>	「有蒲河・清河・淇水・亦曰泥河、	がある」と記されている。	史地理志』に拠ると東京遼陽府内に次の三 <small>さん</small> 水 <small>すい</small>	域方面に存在した県とも判断できるが、「遼	「淇水」と比定した現在の「鴨緑江」の下流	入っている」と記しているところから、先に
---	----------------------	-----------------------	--	--	----------------------	----------------------	---------------------	----	---	------------------	--------------	---	----------------------	----------------------	----------------------

この二通りの解釈により、その所が自 <small>おの</small> ずと	る。	。	或いは又、次の様にも解釈できる。	いる。	。	「 浪水、水は 楽浪 鏝方 東入海 」。	。	左の如きである。	。	がある。	。	もそれぞれ若干の差があり、その判断に迷い	して記載している文献が二種あり、その記載	次はこの県であるが、この「 <small>ろうほうけん</small> 鏝方県」に	鏝方県

その所在について調べてみると、「析木 <small>せきぼくけん</small> 県」	鏝 <small>せき</small> 方 <small>ぼく</small> 県の地なり」と記載されている。そして、	在しており、この「紫蒙 <small>しもうけん</small> 県」とは「もと漢の	が統轄する九県中に「紫蒙 <small>しもうけん</small> 県」と称す県が存	なり具体的にになってくる。即ち、東京遼陽府	しかし、『遼史地理志』記載に拠ると、か			以となる。	う所の「鏝方 <small>せきぼく</small> 県」の所在推測に迷いが出る所	りの解釈が出てくることになる。結果的にい	この記述も句読点の付し方によっては二通			を過 <small>す</small> ぎて、東、海 <small>うみ</small> に入る。	涓水 <small>けんすい</small> は楽浪鏝方 <small>らくろうろうほうけん</small> 県の東南に出、臨涓 <small>りんけん</small> 県		海。	「涓水出楽浪鏝方 <small>けんすい</small> 県東南過臨涓 <small>けんすい</small> 県東入于			の如くある。	異なってくる。又、『水経 <small>すいきょう</small> 』注の記述には次
---	---	--	--	-----------------------	---------------------	--	--	-------	---	----------------------	---------------------	--	--	---	--	--	----	--	--	--	--------	--

と 明 記 さ れ て い る の で あ る 。	又 、 『 魏 書 地 形 志 』 に も 「 營 州 に 存 在 」 し た	「 平 州 内 に 設 置 す る 」 旨 の 記 載 が あ り 、 か つ	に あ り 」 と 記 さ れ 、 『 晋 書 地 理 志 』 中 で も	『 統 漢 書 郡 国 志 四 』 に 於 い て も 「 楽 浪 は 幽 州	は 遼 東 方 面 に 存 在 し た の で あ る と い う 。	又 、 楽 浪 郡 と は 古 の 朝 鮮 国 で あ り 、 そ の 朝 鮮 と					あり。	楽浪は郡、もとの朝鮮国なり。 <small>らくろう ぐん ちようせんこく りようとう</small>	遼東に				「 楽 浪 、 郡 、 故 朝 鮮 國 也 、 在 遼 東 」					（ 注 唐 の 李 賢 の 注 に 云 く 。）	紀 『 の 次 の 注 釈 を み る と 肯 け る の で あ る 。	は 否 め な い 事 実 で あ る 。 『 後 漢 書 卷 一 光 武 帝	から 吉 林 省 南 部 方 面 に 存 在 し た で あ ろ う こ と	内 に 存 在 し た 筈 で あ る か ら 、 現 在 の 遼 寧 東 部	し か し 、 そ れ ら 不 明 の 諸 県 も 、 全 て 旧 朝 鮮 国	か り の 掴 め な い 県 が 十 二 県 残 っ て し ま っ た 。
---	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	-----	--	-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

				い	は	間	寧	二	存	で	に			以	以	と	河	い			
				わ	幽	違	か	県	在	あ	に			東	東	は	北	て			
				ん	州	い	ら	も	し	り	す			地	を	幽	々	は			
				や	で	な	吉	含	て	、	ら			区	割	州	部	記			
				遼	も	い	林	め	い	そ	、			を	いた	東	か	述			
				東	平	事	の	楽	た	の	時			割	もの	部	ら	し			
				で	州	実	一	浪	の	で	代			いた	、	即	遼	た			
				は	で	と	部	統	あ	あ	の			もの	ち	寧	寧	こ			
				な	も	断	に	属	る	。 故	に			ので	(<small>へんじょう</small> 凡	一	一	と			
				い	な	言	か	二	。 故	に				あ	城	帯	帯	で			
				の	く	で	け	十	に	、				あ	、	の	称	あ			
				で	、	き	て	五	、	所				る	「	現	で	が			
				あ	又	。 現	存	県	在	在				。 現	營	在	あ	、			
				る	、	の	在	は	、	、				。 現	州	の	り	「			
				。 現	、	北	し	、	、	、				。 現	」	河	、	幽			
				の	營	朝	た	全	所	存					と	北	「	州			
				北	州	鮮	こ	て	在	在					は	平	平	」			
				朝	に		の	こ	し	し					大	泉	州	と			
				鮮	非		と	の	た	楽				凌	県	「	は				
				は	ず		は	の	こと	浪				河							
				、	、		は	遼	十	郡											
								二	二	も											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											
								十	十	の											

）

た	流	統	尉	し	い	し	る			な	で	と									
わ	域	轄	統	た	し	て	楽	先		い	あ	さ									
け	に	下	轄	次	は	き	浪	に		の	る	れ									
で	推	の	下	第	は	た	郡	、		で	が	る									
も	測	数	の	で	遼	。そ	帯	か		簡	、	帯									
あ	さ	県	諸	あ	東	し	方	な		潔	こ	方									
る	れ	が	県	。そ	半	て	県	り		に	と	郡									
。	た	大	を	も	島	、	と	大	<small>おおざっ</small>	纏	、	に									
	こ	体	分	も	の	そ	は	雑	<small>おざっ</small>	め	改	つ									
	と	に	治	も	蓋	の	ど	把	<small>ば</small>	た	め	い									
	か	於	し	も	県	地	の	で		は	て	少									
	ら	いて	た	が	では	は	辺	は		あ	諄	し									
	、	遼	もの	、	な	遼	にあ	つ		々	々	く									
	か	河	で	、	か	河	あ	た		と	と	言									
	く	・	、		つ	々	っ	が		述	べる	及									
	判	太	この		た	口	た	が		べる	必要	す									
	断	子	南部		か	周	か	、		は	は	る									
	を	河			と	辺	を	い				わ									
	下	下			思	な	推	わ				け									
	し				惟	な	測	ゆ				た									

六、帯方郡について

東漢末、遼東の公孫氏こうそんしによって設置された

とされる帯方郡たいほうぐんについて少しく言及するわけ
 であるが、こと、改めて諄々くどくどと述べる必要は
 ないので簡潔に纏まとめたいと思う。

先に、かなり大雑把おおざっばではあったが、いわゆ

る楽浪郡帯方県とはどの辺にあったかを推測
 してきた。そして、その地は遼河々口周辺な

いたしは遼東半島の蓋県がいけんではなかつたかと思惟し
 した次第である。そもそもそれが、楽浪郡南部都

尉統轄下の諸県を分治ぶんじしたもので、この南部
 統轄下の数県が大体に於いて遼河・太子河下
 流域に推測されたことから、かく判断を下し

鮮	京			称	所	明	と	度	っ	か	思	実	中			城	と	役	の
咸	南	な		さ	属	代	改	使	た	ら	わ	か	下	帯		県	、	を	所
鏡	海	お		れ	下	に	名	が	ら	政	れ	ら	游	方		」	氏	勤	在
南	府	、		た	に	は	さ	置	し	治	る	勘	方	構		に	が	め	が
道	」	余		所	入	「	れ	か	く	的	。そ	案	面	成		治	在	た	判
の	は	事		で	り	海	て	れ	、	・	もそ	す	か	七		所	満	故	明
咸	こ	な		あ	、	州	南	、	遼	軍	も	る	ら	県		が	中	鈴	し
興	、	が		る	清	衛	海	又	代	事的	も	と	遼	中		置	に	木	な
に	で	ら		。	代	」	軍	、	「	に	、	、	河		か	か	調	貞	い
置	あ	、			に	と	刺	金	海	も	こ	鈴	々	の	れ	れ	べ	一	。
い	る	更			入	称	史	代	州	の	の	木	口	五	て	い	た	氏	も
て	。	に			っ	さ	が	に	臨	説	「	の	近	県	いた	と	限	の	っ
語	旧	古			て	れ	統	於	冥	に	海	の	辺	の	た	い	り	説	と
っ	来	く			「	山	治	い	県	城	城	説	に	所	う	。	では	く	も
て	、	は			海	東	し	て	」	県	」	理	推	在			現	と	、
い	こ	渤			城	省	、	は	と	」	が	測	さ	方			在	こ	元
る	の	海			県	遼	さ	「	し	と	あ	れ	れ	面			の	ろ	満
が	府	の			」	東	ら	澄	て	し	る	た	事	が			の	に	鉄
、	を	「			と	司	に	州	節	て	と	事		太			「	扱	駅
こ	北	南			改	の	又	城	せ	あ	代		河	子			海	る	助

正論であることと言を弄すまでもなからう。	在しなかったとの見解が出てきているという。	方郡は、韓国京畿道を流れる漢江流域には存	家の中には、漢帝国時代の植民地であった帯	近時、聞き及んだことだが、高麗大学の史			一隅に存在したのである。	中の四県の所在が、渤海を臨む遼寧西南部の	戸によって構成され、しかも、これら諸県の	郡統轄下の六県と新設一県、計七県四千九百	前述した如く、この帯方郡とは、もとの楽浪				帯方郡について語ることもかくの如しである。						て消えることになる。	350年頃、百済の抬頭により併合され			らかではない。帯方郡は、その後、西暦	掘調査されていないので、その全貌は明	面にある。しかし、この土城の内部は発	所は唐土城と呼ばれ、黄海道鳳山郡文井	帯にかけて置かれたと推定され、その治
----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	--------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	--	--	-----------------------	--	--	--	--	--	------------	--------------------	--	--	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------

（注	と	を	り	に	歴	は	に	前	わ	の	現			あ	る	の	現		
）	吾	置	絶	於	史	日	及	、	ゆ	意	朝			る	で	在			
―	人	いた	無	いて	から	本	ん	元	る	味	鮮			る	あ	の	の		
3	は	た	で	て	す	遠	だ	や	満	で	半			。〇	る	の	そ		
世	思	等	あ	は	れ	征	の	唐	洲	介	島				韓	朝	も		
紀	惟	は	る	、	ば	に	み	の	民	入	方			国	鮮	半			
以	ず	、	〇	少	瞬	使	で	代	族	し	面			方	半	島			
前	る	所	況	な	の	喉	あ	に	の	始	へ			面	北	西			
の	。〇	詮	や	く	間	さ	る	於	清	め	、			に	部	方			
中		、	、	と	に	れ	〇	け	帝	た	政			は	面	面			
国		幻	漢	も	過	は	尤	る	国	の	治			存	に	存			
人		想	が	中	ぎ	し	も	介	以	は	的			在	在	在			
は		に	半	国	な	た	元	入	後	は	に			し	し	し			
、		過	島	古	い	が	帝	半	で	半	も			な	な	な			
或		ぎ	全	文	。〇	、	の	島	あ	島	軍			か	か	か			
いは		な	域	書	それ	韓	時	辺	り	辺	事			っ	っ	っ			
は		い	に	に	以	族	代	境	、	境	的			た	た	た			
現		ので	植	扱	前	悠	に	の	そ	の	に			た	た	た			
		あ	民	る		久	高	地	れ	地	も			筈	筈	筈			
			地	限		の	麗	以	い	以	真			で	で	で			

を	頭	で	「百			即	国	三	先	い	に								る	在
支	し	、	濟			ち	は	國	の	わ	こ								。	の
配	、	現	の			、	、	時	高	ゆ	こ								。	韓
し	や	在	の			一	旧	代	句	る	こ								。	国
、	が	の	韓			般	来	」	麗	「	こ								。	方
高	て	韓	国			に	か	と	・	百	こ								面	を
句	馬	漢	は			次	な	も	新	濟	こ								を	知
麗	韓	江	、			の	り	称	羅	」	こ								ら	な
・	に	流	も			如	歪	さ	と	と	こ								な	か
新	代	域	と			く	曲	れ	並	い	こ								か	っ
羅	わ	の	馬			語	し	る	ん	う	ね								た	可
と	っ	帯	韓			ら	て	時	で	ば	な								。	能
共	て	方	の			れ	定	期	「	ら	ら								。	性
に	帯	郡	属			て	着	を	後	な	い								。	も
朝	方	の	邦			い	さ	画	の	い	こ								。	あ
鮮	郡	地	の			る	れ	し	三	て	と									
半	一	に	一			。	て	た	韓	あ	こ									
島	帯	抬	つ				い	百	、	あ	ろ									
							る	濟	又	る	で									
							。	の	は	。	、									
								の												

鮮	力	水	て	進	浪					じ	の	し	南	し	棄	方	郡	庄	公
方	を	は	馬	出	方	高				く	で	て	の	の	さ	郡	が	さ	孫
面	扶	太	韓	し	面	句				吉	あ	、	遼	し	れ	設	れ	氏	の
へ	植	子	五	、	を	麗				林	る	そ	寧	、	た	置	、	の	自
も	、	河	十	後	掌	は				省	が	の	省	所	に	さ	そ	方	立
進	さ	）	四	年	握	西				白	、	在	西	在	等	れ	の	面	抬
出	ら	を	国	、	し	曆				山	発	は	南	は	し	る	は	頭	に
を	に	限	を	馬	て	3				区	祥	何	部	何	い	こ	公	に	よ
計	東	り	統	韓	ゆ	0				で	の	処	地	処	存	と	孫	よ	り
る	の	と	合	の	く	年				あ	地	か	区	と	在	に	氏	、	楽
の	新	な	し	一	が	初				る	そ	と	で	あ	な	る	の	、	浪
あ	羅	し	、	地	、	頭				。°	の	は	あ	っ	、	。°	管	、	南
る	を	遼	北	方	百	、					は	、	こ	た	し	轄	と	は	辺
。°	圧	東	は	を	濟	既					高	抬	こ	の	、	と	し	一	制
『	迫	半	涓	領	は	に					句	頭	、	で	事	し	て	、	、
史	し	島	水	有	遼	玄					麗	し	を	あ	実	そ	帯	、	、
記	現	一	（	し	寧	菟					と	て	抛	る	上	の	方	、	、
正	在	帯	こ	、	西	・					同	く	点	。°	は	、	、	、	、
義	の	に	の	や	部	楽						る	と	そ	放	、	、	、	、
	北	勢	涓	が	に									そ	ほ	、	、	、	、
															う				

も	る	南				る	る	に	に	五	即	討									中		
公	。	道	旧			。	と	こ	こ	城	ち	よ	こ								を	次	
州	し	の	来				い	の	熊	の	り	記									み	に	
に	か	錦	、				う	府	津	一	五	述									る	同	
置	り	江	百				。	を	都	つ	十	の									と	じ	
か	、	南	濟					「	督	「	二	意									左	く	
れ	と	岸	の				こ	建	府	熊	年	味									の	『	
て	す	公	「				ゝ	安	「	津	後	す									如	資	
い	る	州	熊				に	故	城	城	、	る									く	治	
た	な	に	津				、	城	」	」	唐	こ									記	通	
こ	ら	存	城				又	」	と	内	は	と									さ	鑑	
と	ば	在	」				、	に	称	に	百	は									れ	卷	
に	、	し	と				一	移	す	、	濟	高									て	二	
な	「	た	は				つ	動	も	占	を	宗									い	百	
る	熊	と	、				の	さ	の	領	滅	の									る	二	
。	津	語	現				疑	せ	を	地	ぼ	顕									。	唐	
だ	都	ら	韓				問	た	置	監	し	慶										紀	
が	督	れ	国				が	の	いた	察	、	5										十	
、	府	て	忠				出	で	た	の	百	年										八	
奇	」	い	清				て	あ	が	で	濟	8										』	
							く		後	為		月											

家	う	疲	亡	麗			な	韓	掌	か			以	盧	と	が	れ	し	郡
が	と	弊	に	に	こ		満	国	握	ら			南	竜	に	、	は	も	名
、	し	さ	至	し	こ		洲	内	し	4			の	に	仮	晋	も	ら	し
現	た	せ	る	て	こ		の	に	て	世			称	刺	に	の	こ	し	き
在	理	せ	直	も	こ		天	逼	い	紀			で	史	、	「	郡	も	の
の	由	て	前	然	こ		地	塞	た	に			あ	が	平	名	の	が	出
北	が	ま	ま	り	こ		で	し	と	か			る	置	州	は	見	出	て
鮮	、	で	で	、	と		あ	て	す	け			。	か	「	当	た	き	た
平	あ	、	、	で	が		っ	の	れ				れ	平	ら	な	が	、	
壤	る	高	歴	あ	、		た	話	ば	、				灤	州	い	、	地	理
府	。	句	代	。	出		こ	で	、	晋				河	と	。	従	志	中
や	こ	麗	中	、	て		と	は	百	の				下	は	、	っ	を	探
韓	の	や	国	こ	く		に	な	濟	平				流	こ	案	て	、	こ
国	二	百	古	れ	る		な	く	興	州				域	れ	ぜ	、	こ	こ
の	つ	濟	王	等	。		ろ	、	亡	と				以	は	ら	、	こ	こ
一	の	を	朝	の	高		う	そ	の	遼				西	大	れ	、	こ	こ
隅	古	征	が	国	句		。	れ	舞	西				で	凌	、	こ	こ	こ
に	代	伐	国	が	、			は	台	方				大	河	、	こ	こ	こ
存	国	し	力	滅	、			広	は	面				凌	北	、	こ	こ	こ
在		よ	を					大	現	を				河	省		こ	こ	こ

語	け	及			と	即	も	う	込	同	恰	る	内	事	朝			対	し
ら	で	び	さ		の	ち	そ	。尤	ま	断	も	。で	蒙	国	鮮			策	て
れ	あ	百	て		孤	唐	も	も	れ	、	頭	、あ	周	家	を			は	た
て	る	濟	い		竹	の	が	も	る	上	に	、あ	辺	は	始			別	な
い	が	三	る		国	民	河	、	か	に	、あ	一	、	現	め			な	ら
る	、	国	説		」	部	北	高	分	両	る	帯	中	、	、			方	、
説	就	の	と		で	尚	伊	句	か	刃	か	に	国	高	高			向	中
と	中	本	全		あ	裴	東	麗	ら	の	こ	勢	の	句	句			を	国
全	、	来	く		る	矩	は	側	ない	戦	そ	力	河	麗	麗			込	の
異	百	あ	な		。	が	旧	に	い	斧	、	圈	北	・	・			っ	歴
な	濟	る	っ			言	郷	立	情	を	中	を	々	百	百			た	代
た	の	べ	た			の	だ	っ	勢	振	国	培	部	濟	濟			た	王
時	国	き	時			一	っ	て	で	り	側	っ	か	と	と			で	朝
点	の	所	点			高	た	判	あ	翳	に	て	ら	い	い			あ	の
で	所	に	で			麗	こ	断	っ	さ	し	た	旧	わ	わ			ろ	高
、	在	言	、			の	と	す	た	れ	て	故	満	れ	た			う	句
こ	が	及	こ			地	に	れ	と	ば	み	に	州	た	古			。	麗
こ	、	し	こ			は	な	、	い	、	れ	で	及	代	代				・
、	旧	た	こ			、	る	そ	え	そ	ば	あ	び	軍	古				百
、	来	わ	、			も	。		よ	き	と								濟

この様な強勢期に於いて、何故に大和朝廷			る。	なり、いわばこの時期は百済の強勢期でもあ	高句麗十六代故国原王は討ち取られる羽目に	その国城の一つ「平壤城」を攻略し、ここで	抗戦状態にあり、各地で高句麗城を撃破し、	代近肖古王の治世時であり、百済は高句麗と	<small>きんしょうこおう</small>	この世紀即ち西暦365年は、百済第十三			のと結論づけていることである。	島出兵したことへの謝礼として献上されたも	365年、百済の要請により、大和朝廷が半	の「七支刀」が、「神后 <small>じんこう</small> 四十九年」即ち西暦	が国の「書記」の記述と対比させ、結果、こ	いわゆる「七支刀 <small>しちしとう</small> 」の名文解釈を巡って、我	奈良県天理市の石上神宮 <small>いそのかみじんぐう</small> に伝存されてきた、	先ず、その第一は、周知の事実であるが、			に幾つかの疑問が発生する。
---------------------	--	--	----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------------------------	---------------------	--	--	-----------------	----------------------	----------------------	---	----------------------	--	--	---------------------	--	--	---------------

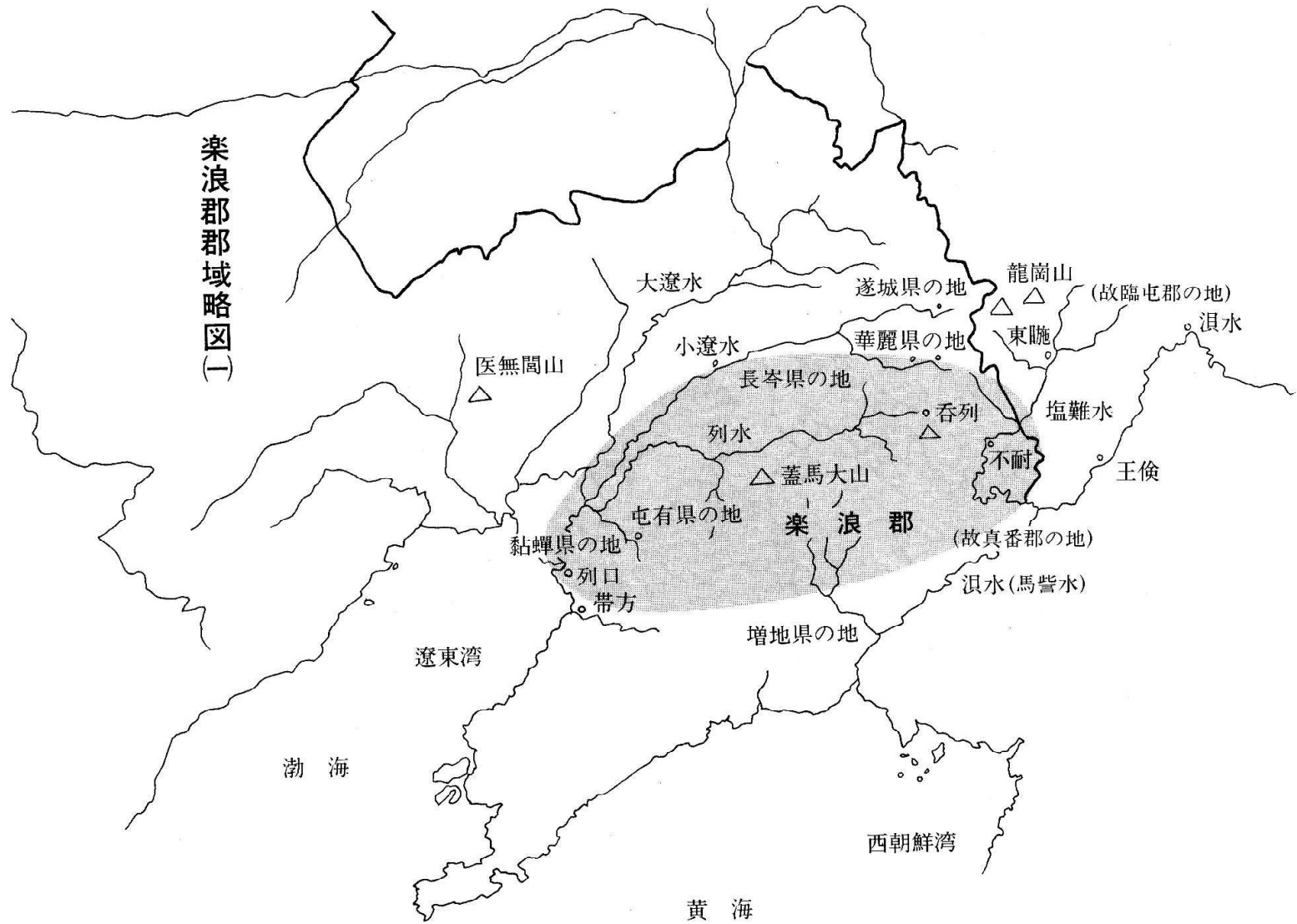
年	ち			三	を	大	の			る	曆			つ	遼	の	し	ま	な
に	西	こ		の	与	和	戦			説	3			の	東	な	て	た	ど
百	曆	の		疑	え	朝	闘			。こ	9			疑	が	い	も	、	へ
濟	4	「		問	百	廷	に			れが	1			問	歴	こ	、	仮	出
は	7	公		点	濟	が	敗			が第	年			で	史	と	、	に	兵
遼	5	州		で	を	、	北			二の	に			あ	の	で	で	、	要
東	年	」		あ	再	伽	。百			の疑	百			る	舞	あ	あ	あ	請
半	は	を		る	興	羅	濟			問で	濟			。	台	る	る	る	な
島	、	与		。	さ	の	の			であ	は				だ	。	。	。	ど
に	迦	え			せ	西	国			る。	大				っ	百	出	を	
扱	る	た			た	方	運			。	和				た	濟	兵	す	
っ	こ	と			と	錦	衰				朝				の	は	の	る	
て	と	い			す	江	え				廷				こ	こ	向	必	
お	4	わ			説	流	た				に				の	の	い	要	
り	年	れ			。こ	域	る				臣				時	時	て	が	
、	前	る			れ	の	を				属				期	、	み	あ	
し	の	世			が	公	を				し				、	て	も	っ	
か	4	紀			第	州	み				た				こ	も	仕	た	
も	7	、				の	て				と				れ	方	と	と	
、	1	即				地	、				す				一	・	方	と	

旧来、古朝鮮存亡の地を誤り捉えた為に、		である。	席卷しつつ東部アジア史の一時期を画したの	現韓半島方面に抛り、これ等の広大な天地を	林・遼寧二省から内蒙東部方面、又、新羅は	若干の移動は否 <small>いな</small> めないが、高句麗・百済は吉	は、時代の推移 <small>いな</small> 変遷で、それぞれに抛る所の	後の三韓と称すも、その興亡盛衰抗争の舞台	て更に一言を付すならば、三国時代、或いは	在地に疑問を提起してきたが、締め括りとし		さて、高句麗・新羅に続いて百済の国の所		るからである。即ち疑問とする所以である。	境界と称すには、極めて程 <small>ほどとお</small> 遠すぎる存在とな	韓国説の「公州」から、遼西方面を北魏との	の主張は無意味に近い。何故なら、百済Ⅱ現	百済が公州に抛っているとしたら、その西方	のである。もしも、定説にいわれる如くに、	北魏の皇帝に自らの西方領域を主張している
---------------------	--	------	----------------------	----------------------	----------------------	---	---	----------------------	----------------------	----------------------	--	---------------------	--	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

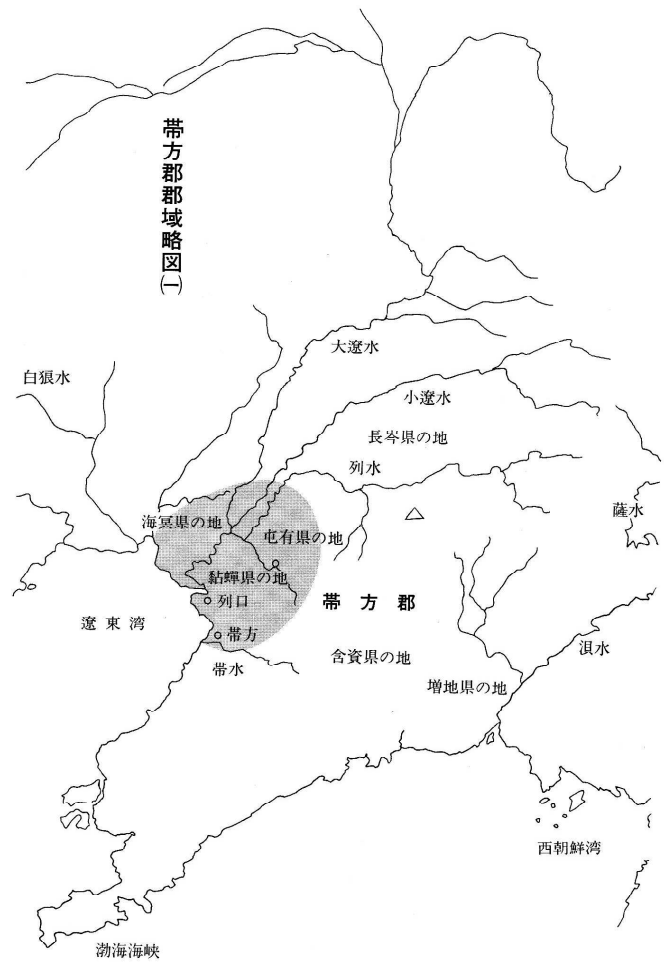
は	述	即	「	し	は			そ	に	帯			当	を	す	知	至	し	そ
な	か	ち	涇	「	同			の	こ	方			も	指	条	識	っ	ま	の
か	ら	「	水	涇	断			郡	れ	二			つ	称	文	を	っ	い	後
っ	、	涇	県	水	で			域	ま	郡			か	し	の	前	て	、	に
た	或	水	「	県	あ			と	で	の			な	て	み	提	い	そ	続
か	いは	県	推	」	る			看	に	所			く	「	に	と	る	の	く
と	は	は	測	の	。 「			倣	検	在			な	倭	取	し	わ	歪	歴
推	現	楽	の	折	楽			せ	討	方			る	」	り	て	け	曲	史
定	在	浪	の	、	浪			る	し	面			わ	と	組	あ	で	さ	の
し	の	の	東	「	郡			範	把	推			け	い	む	る	あ	れ	一
て	吉	北	北	十	々			囲	握	測			で	っ	か	。 そ	た	頁	を
み	林	に	に	三	域			を	し	に			あ	て	ら	し	歴	も	も
た	省	在	在	州	略			示	て	あ			る	い	、	て	史	極	極
が	臨	り	り	志	図			し	き	っ			。	る	そ	、	観	端	端
、	江	「	「	」	I			よ	た	た				の	、	を	を	に	歪
楽	市	と	中	の	」			う	と	の				か	、	以	今	曲	曲
浪	の	い	の	一	」			。	こ	、				ぶ	て	日	に	し	し
郡	古	う	文	文	参				ろ	最				全	今	に	て	て	て
々	名	ら	」	」	照				の	後				く	日	に	て	て	て
域	で	記	」	」					の					見	何	に	て	て	て
									、						処	に	て	て	て

が			る	鮮	み	方	配	こ	島	が			っ	現	あ	郡	し	浪	全
、	こ		わ	民	て	面	勢	の	内	設	次		た	在	る	の	て	郡	体
三	の		け	族	、	か	力	様	に	置	に		と	の	。由	東	、	楽	か
国	様		で	の	中	ら	下	な	見	し	、	判	吉	北	。由	方	、	浪	ら
期	に		あ	歴	国	の	に	形	事	た	凶	断	林	に	っ	存	、	県	み
の	歪		る	史	漢	影	置	態	に	と	Ⅱ	す	省	在	て	し	判	「	て
高	曲		。〃	解	民	響	か	で	整	い	と	。〃	臨	た	こ	断	断	か	の
句	化			釈	族	に	れ	、	然	わ	称		江	と	、	す	限	の	東
麗	さ			が	へ	よ	、	現	と	れ	す		市	こ	り	り	で	北	で
・	れ			な	の	つ	政	韓	画	る	も		の	と	で	は	あ	あ	っ
百	偏			さ	従	て	治	半	さ	植	の		古	に	あ	っ	た	か	、
濟	見			れ	属	歴	・	島	れ	民	を		時	違	っ	た	か	、	或
・	視			、	的	史	軍	は	て	市	み		に	い	た	か	は	措	く
新	さ			今	意	は	事	早	納	四	て		於	は	は	な	い	様	と
羅	れ			日	味	構	・	期	ま	郡	貫		け	な	い	様	で		
等	た			に	に	成	文	に	っ	が	い		る	い	様				
の	歴			至	於	さ	化	中	て	、	たい		名	い	様				
興	史			っ	いて	れた	な	国	い	現	。漢		称	は					
亡	教			て	朝	た	ど	の	る	韓			で	は					
の	育			い		と	多	支	。〃	半			あ	、					

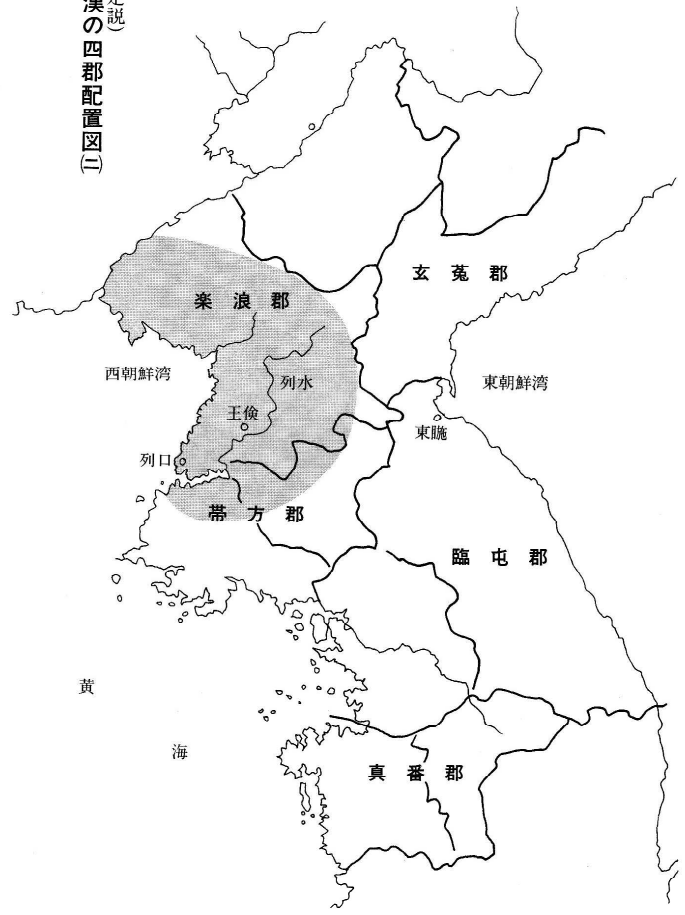
舞	台	す	ら	敢	え	て	半	島	内	に	於	い	て	の	み	捉	え	、	ス
ケ	ー	ル	の	よ	り	矮	小	な	も	の	と	し	て	し	ま	っ	た	の	で
あ	る	。	こ	の	歪	ん	だ	歴	史	観	が	如	何	なる	哲	学	、	如	
何	なる	指	導	理	念	を	も	た	ら	し	た	か	、	そ	れ	は	過	去	
の	歴	史	が	如	実	に	物	語	っ	て	い	る	で	あ	ろ	う	。		
さ	て	、	旧	来	、	権	威	と	称	さ	れ	る	人	々	に	よ	っ	て	
打	ち	建	て	ら	れ	た	歴	史	解	釈	の	一	端	が	、	凶	Ⅱ	の	示
す	朝	鮮	観	で	も	あ	り	、	そ	の	歪	ん	だ	解	釈	が	、	こ	れ
又	、	い	う	と	こ	ろ	の	「	倭	人	伝	」	の	解	釈	を	も	歪	曲
化	し	附	会	曲	解	に	至	ら	し	め	て	い	る	起	因	で	あ	る	こ
と	、	前	言	し	た	通	り	で	あ	る	。	そ	こ	で	、	あ	る	。	
も	う	一	つ	の	歪	ん	で	定	着	し	て	い	る	歴	史	像	を	解	明
す	る	必	要	が	出	て	く	る	。	い	わ	ゆ	る	「	前	三	韓	」	と
称	さ	れ	る	国	と	は	何	処	に	存	在	し	た	の	か	と	い	う	問
題	で	あ	る	。															



07
I
正
図
II
帯
方
郡
々
域
略
図



(定説)
漢の四郡配置図(二)



06
II
誤
図
II
漢
の
四
郡
配
置
図

む	畿	韓	以	い	で	の			ね	寧	だ	側	は						倭	韓	有
側	河	は	西	と	き	三			ば	海	し	に	西	こ				一	韓	韓	二
と	流	そ	の	い	る	韓			な	城	、	存	方	の			国	の	南	南	国
な	域	の	遼	わ	あ	を			ら	以	位	在	に	記			か	の	南	に	、
る	及	馬	東	れ	ろ	ど			な	南	置	し	述	述			。°	接	在	に	そ
。	び	韓	湾	る	う	の			い	地	づ	、	か	か				す	り	、	の
	鴨	の	を	馬	か	様			。	区	け	辰	、	、				凡	、	亦	北
	緑	東	臨	韓	。	に				に	る	韓	わ	い				そ	、	穢	、
	江	側	む	で	先	位				そ	場	・	ゆる	わ				七	、	貉	穢
	下	鳳	あ	方	ず	置				れ	所	弁	る	ゆ				十	、	猫	貉
	流	城	る	角	、	づ				ぞ	は	辰	馬	る				八	十	と	接
	域	・	が	、	三	け				れ	全	と	韓	馬				国	有	と	接
	に	寛	、	馬	韓	て				置	く	も	韓	韓				二	二	接	す
	沿	甸	韓	韓	中	判				い	異	に	と	と				国	国	す	。
	っ	・	は	は	、	断				て	な	馬	同	断					。	弁	辰
	た	石	千	千	最	す				み	る	韓	、	、					そ	の	辰
	黄	城	山	山	も	る				て	。	の	こ	れ					の	南	は
	海	な	々	々	大	こ				ゆ	即	東	さ	れ					南	は	辰
	に	ど	脈	脈	き	と				か	ち	の	れ	る					は	辰	辰
	臨					が					遼	東	る	国							

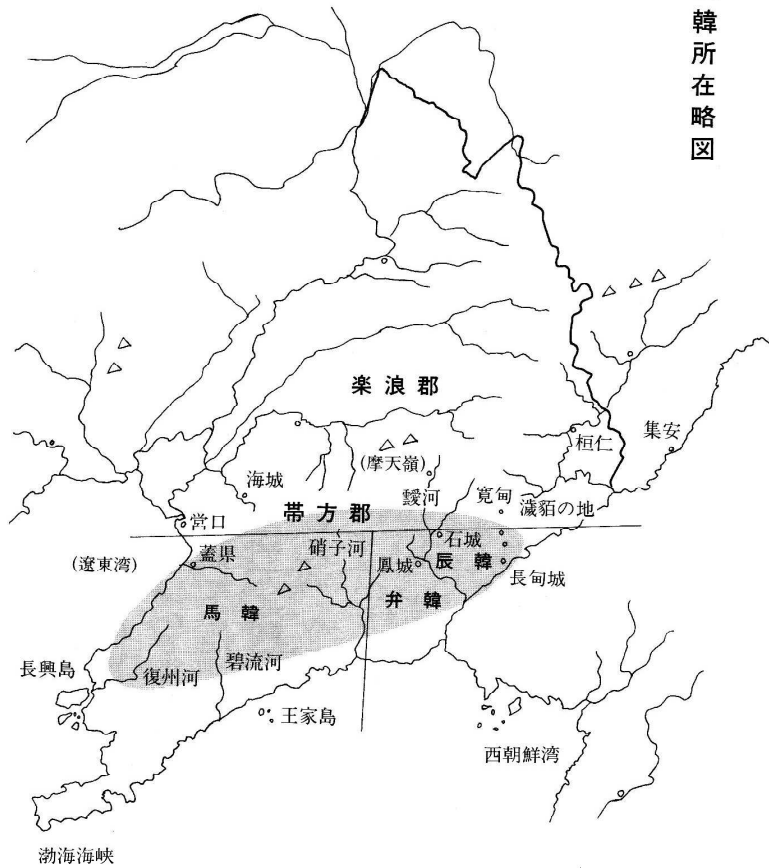
と	で	3	一	る	あ	表	四	四	る	し			て	る	の	大	と					
な	7	世	周	○	り	示	千	面	と	て	こ		も	こ	東	し	と	し				
る	5	紀	し	一	、	さ	里	二	、	お	こ		、	と	側	て	か	し				
。	0	頃	た	般	一	れ	は	千	『	お	こ		韓	に	の	捉	ら	し				
	料	の	距	に	辺	た	即	里	漢	き	こ		全	な	硝	え	判	、				
	前	尺	離	い	は	距	ち	」	書	た	こ		域	ろ	子	ね	断	馬				
	後	度	数	わ	表	離	四	、	』	い	こ		で	う	河	ば	す	韓				
	、	で	で	れ	示	数	面	又	顔	○	中		方	か	・	な	と	領				
	一	判	は	て	数	の	二	、	師	中	国		四	○	大	る	、	は				
	辺	断	な	い	の	二	分	『	古	古	代		千	も	洋	ま	或	五				
	の	し	い	る	八	の	一	』	の	代	史		里	つ	河	い	い	十				
	長	て	○	如	分	一	が	中	注	の	の		が	と	流	○	ほ	四				
	さ	み	で	く	の	一	が	国	「	記	記		せ	も	域	そ	の	国				
	が	る	は	そ	の	が	距	の	規	す	と		い	、	一	の	領	を				
	1	と	、	の	国	離	数	○	方	と	こ		ぜ	大	帯	時	域	有				
	8	、	こ	の	の	と	と	つ	千	こ	ろ		い	き	地	、	を	す				
	7	周	の	国	の	な	ま	ま	里	ろ	に		で	い	区	千	若	と				
	料	周	境	の	界	な	り	」	・	に	扱		あ	と	ま	山	干	い				
	ほ	全	界	の	を	な	、	中	則	扱	こ		る	い	で	々	抃	う				
	ど	体	を	を	な	で		に	ち	扱	こ		○	っ	入	脈	こ					

『遼史地理志』に拠ると、遼陽府の統轄す					わゆる「 <small>いにしえ</small> 古の穢貊の地」である。	遼寧寛甸県であり、 <small>なんこ</small> 南古河周 <small>がわ</small> 辺一带地区がい	であり、後に高句麗が「慶州」と称した今の	あるが、これは既述した如く、漢の楽浪郡域	ある。なお辰韓の北に接している「 <small>わいはく</small> 穢貊」で	て、極めて重要な意味を持つてくる故に、で	しておいて貫きたい。このことは後節に於い	韓の南がともに倭に接す」ということを記憶								らいの大きさはある。	一口に遼東半島といっても、我が国の九州く	内で十分収まりのつく里数ということになる。	で到達しない距離である。つまり、遼東半島	流域あたりまでであり、現在の鴨緑江流域ま	営口市から遼寧東部の <small>あいが</small> 𐓀河 <small>ないし</small> 流域乃至は蒲石河		さて、この料数程度ならば、遼東湾に臨む			
---------------------	--	--	--	--	--------------------------------------	---	----------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	--	--	---------------------	--	--	--

の	な	又、		鵠 <small>こく</small>	所	く	か			を	へ	に	「	か	に	国	に	述	
所	記	、		を	在	附	つ			留	移	は	辰	く	い	時	摩	し	い
在	述	『		得	地	名	つ			め	動	「	州	附	い	代	天	た	う
地	が	金		て	を	し	て			て	さ	熊	・	名	え	に	嶺	如	と
が	み	史		い	、	た	の			い	れ	岳	蓋	し	、	も	を	く	こ
何	ら	卷		る	遼	と	「			る	遼	城	州	た	こ	こ	控	、	ろ
処	れ	八		と	東	い	辰			。〇	寧	・	「	と	々	々	え	現	の
で	る	十		い	半	う	韓				省	湯	」	い	に	は	た	在	「
あ	〇	列		う	島	以	」				蓋	池	と	う	古	重	天	の	蓋
っ	こ	伝		べ	方	上	の				平	堡	」	こ	の	要	険	遼	牟
た	の	第		き	面	、	地				県	」	と	と	辰	市	の	寧	・
か	記	十		で	と	本	で				・	併	街	韓	街	街	要	省	蓋
が	述	八		あ	看	論	で				今	せ	地	が	地	地	塞	賽	馬
窺	中	』		ろ	做	で	「				は	て	と	存	と	と	で	馬	」
い	か	中		う	し	「	前				蓋	現	さ	在	さ	れ	あ	県	に
知	ら	に		〇	た	三	韓				県	在	れ	し	れ	た	り	で	つ
れ	も	次			こ	韓	」				と	の	た	た	。〇	、	あ	あ	い
る	、	の			と	」	の				し	場	。〇	の	簡	旧	る	る	て
の	「	様			は	の	地				て	所	明	こ	単	満	。〇	は	は
で	韓				正	の	は				名	代	の	の		州	西	前	前

あり、又、「蒲離古胡水」とは現在の「復州	呼ばれた現在の遼東半島南端の「碧流河」で	「 <small>ひり</small> 關離 <small>かみ</small> 密罕水」とは、明代に「 <small>へきりゆうがわ</small> 關離河」と			伐したと伝えている部分である。	古胡汁吉水」と「馬韓島」に於いて殆どを討	密罕水」の上で撃破し、さらに追討し「蒲離	する。即ち、金将阿里が契丹の残党を「關離	いが、留意せねばならない重要な個所が存在	そのこと自体は別段何の異とするものではない	残党征伐を行ったことを記録したものである。	方面に拠って乱を起こした為、金の将阿里が	残党達が蘇州即ち現在の遼寧省復州及び新金		この記述は、金帝国抬頭の初期、旧遼朝の				て之 <small>これ</small> に及ぶ。∴	王家島に入る。即ち夜、海路を取り追っ	中 <small>ちゆう</small> に臥 <small>が</small> し、中夜 <small>ちゆうや</small> 始め <small>すなわ</small> て蘇 <small>よみがえ</small> る。敵船 <small>てきせん</small> すでに	二十 <small>しゆう</small> 七 <small>もつ</small> 舟 <small>これ</small> を以て之 <small>むか</small> を邀 <small>え</small> え、流矢 <small>りゆうし</small> に中 <small>あた</small> り	艘 <small>そう</small> を聚 <small>あつ</small> め、まさ <small>うみ</small> に海 <small>はい</small> に入 <small>はい</small> らんとす。阿 <small>あ</small> 里 <small>り</small>
----------------------	----------------------	---	--	--	-----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	--	---------------------	--	--	--	----------------------------	--------------------	---	--	--

の	み	韓	と	ま	島			を	し	っ	湾	い	か			い	又	し	河	が
領	よ	そ	な	で	と			指	か	た	に	る	ら	問		う	、	、	」	わ
域	う	れ	る	馬	称			し	存	こ	存	。そ	逃	題		わ	「	さ	」	わ
は	°	ぞ	る	韓	し			て	在	と	存	れ	は		け		、	さ	で	わ
推	遼	れ	筈	領	て			い	す	に	す	て	こ		で		ら	あ	あ	わ
定	寧	の	で	域	い			る	る	な	「	辿	の		あ		に	る	る	わ
さ	省	領	。で	が	た			も	る	。他	「	り	「		る		逃	。つ	。つ	ま
れ	営	域	は	及	こ			の	。他	は	長	つ	馬		。°		げ	ま	り	、
る	口	と	は	ん	と			と	は	そ	興	ける	韓				た	、	「	碧
こ	・	看	、	で	は			判	、	の	島	島	」				残	、	碧	流
と	石	做	大	い	か			断	つ	南	は	、	で				党	、	流	河
に	城	せ	凡	た	つ			し	て	側	復	こ	あ				を	、	河	」
な	以	る	で	こ	て			て	お	の	州	の	あ				「	復	、	」
る	南	範	は	の	、			く	く	島	河	々	る				復	州	、	で
筈	地	囲	あ	一	復			。°	長	「	々	口	。°				州	河	、	敵
で	区	を	る	つ	州				興	西	々	、	「				河	」	、	を
あ	に	略	が	の	湾				島	中	、	復	復				」	、	追	撃
る	「	示	、	証	周				」	島	州	復	州				、	い	、	破
。再	韓	し	三	左	辺						あ	州	河				、			
	」	て																		



三韓所在略図

08 図 三韓所在略図

方面に存在したことになる。前三韓は当然のことながら、現在の遼東半島その南部区域が分置され帯方郡となった以上、を中心とする方面に楽浪郡が設置され、後に、方面にかけてであり、その地域内の遼河流域所在地が遼河及び渾河流域一帯から、吉林省度、繰り返す様であるが、いわゆる古朝鮮の

			う	施	の	か	朝	地	か	台				半	新	な	過	面	「			
			次	的	場	っ	鮮	を	け	は	既			島	羅	が	程	ら	漢			
			第	の	で	た	半	舞	て	、	述			に	三	ら	に	し	帝			
			で	感	も	以	島	台	で	、	し			位	国	も	ま	く	国			
			あ	な	な	上	方	と	あ	旧	た			置	鼎	、	で	、	の			
			る	き	な	、	面	し	り	満	如			づ	立	こ	は	現	古			
			。	に	か	こ	に	て	、	州	く			け	期	と	至	朝	代			
				し	っ	れ	楽	抬	又	・	、			て	の	、	っ	鮮	朝			
				も	た	等	浪	頭	、	内	高			語	史	な	て	半	朝鮮			
				あ	い	の	・	し	、	蒙	句			る	実	か	な	島	支			
				ら	う	古	帯	展	百	東	麗			矛	に	っ	か	方	配			
				ず	こ	代	方	した	濟	部	の			盾	な	た	っ	面	と			
				。	と	国	等	た	は	か	の			を	と	の	様	へ	郡			
				達	に	家	の	の	帯	ら	全			お	、	の	で	の	県			
				識	な	群	郡	で	方	河	盛			か	こ	あ	あ	支	設			
				の	。	の	が	あ	郡	北	時			し	れ	る	る	配	置			
				判	。	の	存	る	轄	々	の			て	等	と	確	権	は			
				断	。	拾	在	。	の	部	於			い	を	し	立	確	遼			
				を	。	頭	し	。	馬	周	ける			る	。	し	立	確	東			
				冀	。	割	な	。	韓	辺	る			。	現	し	の	立	方			
					。	扱			の	に	舞											

		ない。	人伝の解釈も又、その範疇 <small>はんちゆう</small> をこえるものでは	なる知識が幻想錯覚 <small>たぐい</small> の類なのであるから、倭	取り組んでいるわけである。だが、前提とも	説と看做し、そのうえで、俗称「倭人伝」に	造・歪曲・転倒した歴史解釈の知識を以て正	してきた歴史的事実の解釈である。改竄・偽	その最も <small>ゆう</small> 尤なるものが、本論の前半で検討			ゆく。	彼等の説くところ が正当性を帯びて定着して	であるうと、それは問うところではなくなり、	するのみに留まる。 その内容が如何なるもの	立場に立つと、体制に有利な史的展開を叙述	み、ひとたび権力に擁護され権威と称される	史家は常に体制に迎合し擁護されることを望	見ぬまゝ世紀を過 ごしてしまうであらう。 歴	の問題に取り組んでゆく 以上、今後も結論を	れし人々の打ち建てた説に依拠して、この種
--	--	-----	--	--	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	--	--	-----	--------------------------	-----------------------	--------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	------------------------------	--------------------------	----------------------

は	れ	て	存			い	い	辺	状	南	る			部	「	「	意	源	
営	は	み	在	で		な	る	の	態	界	な	さ		が	界	交	は	『	ち
口	先	よ	し	は		い	の	意	で	は	ら	て		地	交	は	中	『	な
市	に	う	て	、		い	か	味	あ	、	ば	、		続	わ	「	に	』	な
以	図	。先	た	か		い	、	を	っ	共	、			き	る	て	に	』	み
南	示	ず	の	く		い	吾	、	た	に	馬			で	る	調	こ	』	に
地	した	馬	であ	い		う	人	旧	こ	「	韓			あ	」	べ	こ	』	こ
区	た	韓	ろ	「		「	は	来	と	倭	領			っ	て	の	「	」	の
、	如	領	う	倭		」	不	史	が	」	の			・	み	「	接	」	」
又	く	に	か	」		」	勉	家	分	と	南			着	る	」	」	」	」
、	、	つ	、	と		」	強	達	か	い	界			く	と	、	」	」	」
弁	遼	い	少	は		」	に	は	る	わ	と			」	こ	れ	」	」	」
韓	寧	て	し	、		」	し	ど	わ	け	弁			な	れ	の	」	」	」
領	海	で	く	一		」	て	の	け	で	辰			ど	延	」	」	」	」
は	城	あ	考	体		」	余	様	で	あ	即			で	長	」	」	」	」
石	以	る	察	、		」	り	に	あ	る	ち			あ	的	」	」	」	」
頭	南	が	を	何		」	聞	解	。こ	こ	弁			る	解	」	」	」	」
城	も	、	付	処		」	知	釈	の	の	韓			。故	釈	」	」	」	」
以	し	こ	し	に		」	し	し	の	の	領			に	が	」	」	」	」
南	く					」	て	て			の					」	」	」	」

市	なる	面	と	「			る	南	と	南	し	の				界	可	わ	鴨
地	筈	した	は	韓			こ	界	捉	界	て	復				に	分	け	緑
区	で	た	、	伝			と	は	え	は	い	州				も	な	で	江
の	あ	遼	数	「			が	現	ら	「	注	湾				自	状	あ	下
最	る	東	多	が			い	在	れ	復	―	に				ず	態	る	流
南	。即	半	の	い			う	の	る	州	「	存				と	に	。だ	域
辺	ち	島	島	う			と	「	の	湾	」	在				限	あ	が、	に
の	現	最	嶼	と			こ	丹	は	」	石	す				界	っ	、	沿
地	在	南	を	こ			ろ	東	な	又	頭	る				が	た	そ	っ
に	の	端	抱	ろ			の	市	か	「	城	長				し	と	れ	た
「	旅	と	え	「			「	・	ろ	普	」	興				い	す	ぞ	一
倭	大	看	渤	界			「	龍	う	蘭	中	島				ら	る	れ	帯
」	市	做	海	接			」	王	か	店	の	を				れ	と	の	地
を	地	す	々	」			と	廟	。又	湾	記	「				て	、	南	区
求	区	こ	峡	す			、	」	、	」	述	馬				く	そ	界	と
め	と	と	か	る			い	辺	弁	一	に	韓				る	の	が	し
る	丹	が	ら	「			わ	り	韓	帯	於	」				。〃	領	倭	て
こ	東	可	黄	倭			ゆ	に	の	地	い	と				域	と	と	捉
と		能	海	」			る	求		区	て	称				の	不	え	え
に		と	に	」				め			、					南	不	た	た

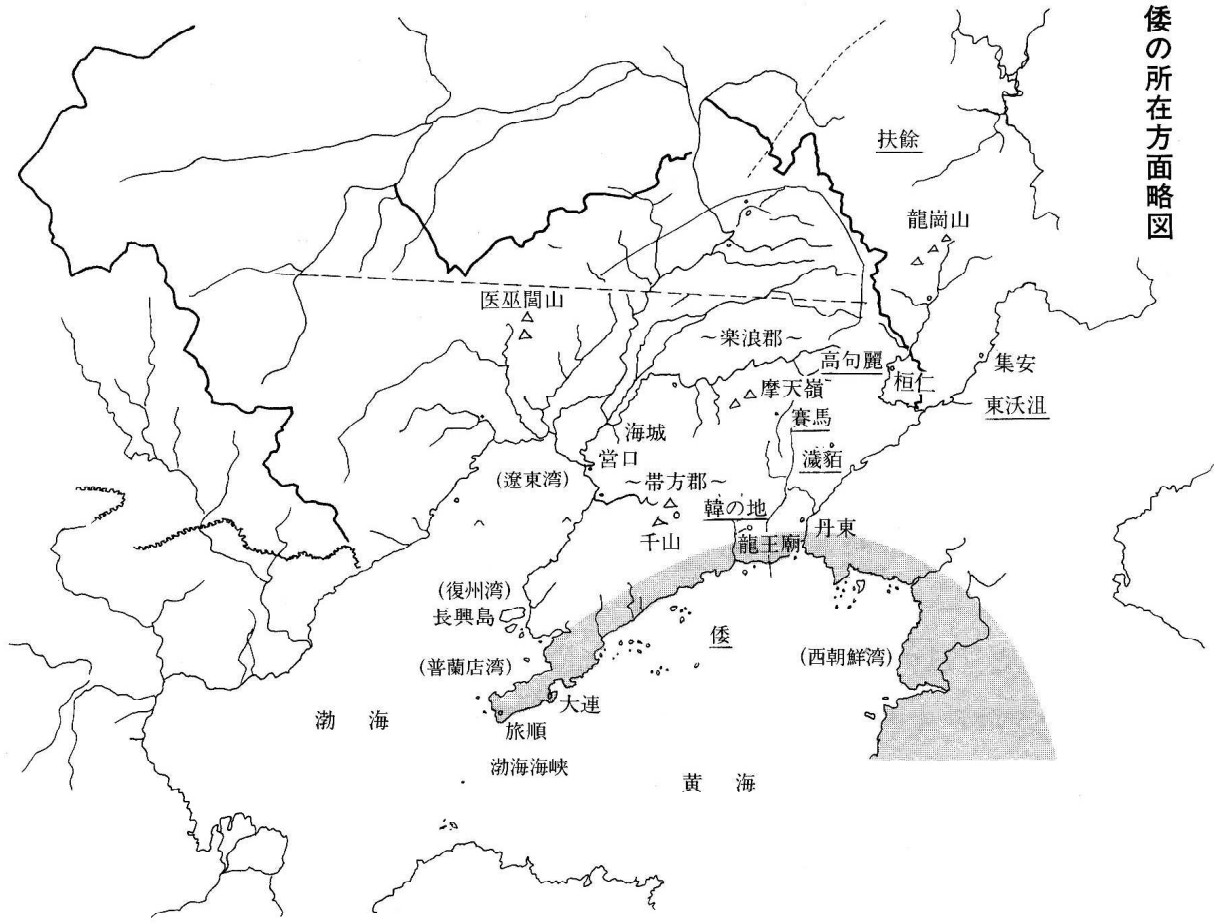
の	倣	現	る			れ	を	合	一	の	れ	は	人	す	え			含	な
楽	し	韓	弁	と		て	通	わ	帯	こ	は	、	あ	一	て			ま	ろ
浪	て	国	韓	こ		い	し	せ	か	と	遼	旧	り	文	判			れ	う
・	語	の	十	ろ		た	て	れ	ら	は	東	来	：	が	断			よ	。
帯	る	慶	有	で		と	、	ば	遼	灣	湾	、	」	肯	す			う	或
方	向	尚	二	、		い	い	当	寧	の	古	余	け	て	れ			か	、
が	も	南	国	前		う	わ	然	東	時	の	り	て	く	ば			こ	れ
存	い	道	中	記		記	ゆる	の	部	の	或	ふ	く	る	、			れ	は
在	る	に	の	の		述	倭	称	方	時	の	れ	。	。	『			は	後
せ	が	存	一	「		も	の	で	面	の	ら	こ	こ	。	漢			に	以
ぬ	、	在	国	韓		肯	交	あ	に	が	れ	の	の	。	書			考	南
上	果	す	で	伝		け	易	る	存	、	て	「	楽	即	地			察	の
、	た	る	あ	」		て	経	。	在	か	い	楽	浪	ち	理			し	現
こ	し	「	る	中		く	濟	こ	し	つ	な	海	」	、	志			て	朝
の	て	巨	「	に		る	活	の	た	て	い	」	に	。	燕			み	鮮
「	如	济	澆	記		。	動	「	こ	遼	様	つ	。	。	地			よ	半
澆	何	島	廬	載			が	楽	と	河	だ	い	。	。	条			う	島
廬	か	」	国	さ			営	浪	考	流	が	。	。	。	』			。	方
国	。	と	」	れ			ま	海	え	域	こ	こ	。	。	が			。	面
「	漢	看	を	て				」			こ	こ	。	。	記			。	も

蓋馬を案ずるに、疑うらくは、もと蓋国	蓋馬は県名、玄菟郡に属す。今、	後漢書東夷伝、李賢の注に同じく	東沃沮は高句麗の蓋馬大山の東に在	蓋国、懿行、魏志東夷伝を案じていわ	疑本蓋國地。在鉅燕南倭北、倭属燕。	賢注云、蓋馬懸名、属玄菟郡。今案蓋馬	高句麗蓋馬大山之東。後漢書東夷傳同李	「蓋國、懿行案魏志東夷傳云、東沃沮在	に次の如く記されている。	中の一文が理解されてくる。即ち「蓋国伝」	る。この位置図を以て、『山海経海内北経』	めて略示してみると次の如くなるはずであ	それはさておき、これまでの所の結果を纏	となる傾向ならずや。	る。前言した如く、まさに「倒行逆施的史観	に限らず、前三韓も存在しなかつたことにな
--------------------	-----------------	-----------------	------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------	----------------------	----------------------	---------------------	---------------------	------------	----------------------	----------------------

燕	「北燕」の謂である。	「蓋馬・高句麗の蓋馬城、これは古の「蓋」と称された所らしいという。その所在は「鉅	燕の南、倭の北に在り、倭は燕に属す」とい	う。なお、鉅燕の「鉅」であるが、これは	『康熙字典』によると「鉅は巨で、意は大に	通ず」である。故に置き換えると「大燕」と	いうことになる。即ち戦国期に於ける邵公の	燕「北燕」の謂である。	存在する「賽馬県」である。	西蓋馬県」の謂で、遼寧省の摩天嶺の東側に	どくとしい説明は省く。即ち漢代の「玄菟郡	この「蓋馬」については既述したので、く	（注）「懿行」は清朝中国の学者。）	倭は燕に属す。	の地ならん。鉅燕の南、倭の北に在り、
---	------------	--	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-------------	---------------	----------------------	----------------------	---------------------	-------------------	---------	--------------------

々、燕の昭王は秦開を遣わし、西漸勢力一朝

既述したことであるが、西暦前300年早



倭の所在方面略図

09 図 II 倭の所在方面略図

		文	論	勿	在	渾	蓋	なる	倭	わ	先	こ			周	し	う	い	わ	鮮
		を	ず	論	し	河	馬	る	の	ゆる	の	の			辺	い	は	け	し	鮮
		肯	る	、	て	流	II	。	の	る	『	東			ま	が	遼	で	し	し
		け	ま	「	お	域	賽	前	北	「	山	北			で	、	陽	あ	を	し
		る	でも	倭	り	よ	馬	掲	方	蓋	海	方			を	、	市	る	伐	し
		と	ない	」	、	り	」	図	に	国	経	進			称	一	北	。	ち	し
		した	。	と	又	さら	は	を	位	は	』	出			し	応	郊	そ	、	し
		た	。即	推	、	に	、	参	置	、	中	にあ			た	の	あた	し	遼	て
		所以	ち、	定	「	南	燕	照	し	大	の	っ			ら	り	り	て	河	、
		であ	『	した	穢	の	の	して	存	燕	一	た			しい	まで	ま	、	流	帯
		る。	山海	区域	貉	太	領	貫	在	の	文	わ			。	塞	で	古	域	の
			経	の	・	子	域	いた	した	南	を	け				を	北	口	一	経
			』	北	韓	河	と	たい	」	で	案	で				巡	口	よ	帯	略
			中	方	」	以	看	。	とい	あ	じて	あ				らせ	より	り	の	に
			の	た	の	南	做	「	う	り	て	る				た	遼	ち	緒	着
			一	る	北	地	せる	蓋	こ	、	みる	。そ				と	中	ゅ	手	し
				と、	も	区	る	国	と	、	と	こ				い	県	う	した	た
					あり、	に	遼	・	に	、	、	こ					あ	けん	る	た
						存	河		に	、	い	こ					る			た

「倭」を以上の如く捉えてみたが、では、周	『韓伝』の記録中から、韓の南界に接する										ある。	最早 <small>もはや</small> 、こうなると、批判するに言葉なし、で	倭 <small>も</small> 「が存在したと説き話を混乱させている。	鮮「となし、又、「倭」には「南倭」と「北	に属す」などと解釈し、「鉅燕」を「箕子朝	の末尾を「蓋国は鉅燕・南倭北倭に在り、燕	れが出る。又、何等かの意図あってか、前記	書や地理志等の既述の全てが <small>たんまんか</small> 誕 <small>た</small> 漫 <small>ま</small> 化 <small>ん</small> さ <small>か</small> れる恐	てずっぱな位置づけをされると、中国側の史	壊の古名として説く者もいるが、この様な当	島内に持ち込んで語る向や、即 <small>そく</small> 北鮮の首府平	なお、この「蓋国・蓋馬」を現在の朝鮮半
----------------------	---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--	--	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	--	----------------------	----------------------	---	---------------------

山島に依って国邑を為すもと百余国、	さんとう よ こく ゆ な も ひゃくよこく	倭人は帯方の東南、大海の中に在り、	わ じん たいほう とうなん たいかい うち あ	餘里。： ：	國、乍南乍東、到其北岸狗邪韓國、七千	通三十國。從郡至倭、循海岸水行、歴韓	邑。舊百餘國、漢時有朝見者、今使驛所	「倭人在帶方東南大海之中、依山島為國	記録している部分を挙げてみる。	先ず、伝中文の冒頭、倭国の所在を明確に	かったことになるからである。	る。何故ならば、我が国古代史の一端ではな	句の穿鑿 <small>せんさく</small> をする馬鹿らしさは省けることにな	きれば、後はその長々しい条文個々の文字言	察してみよう。結果、ほぼ、同様の推測がで	うか。次に、いう所の「倭人伝」の既述を考	その所在について如何なる結果が出るであろ	知の「倭人伝」と称す記録から検討した場合、
-------------------	--	-------------------	--	-----------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-----------------	---------------------	----------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------

そして又、「山島に依って国邑を為す」と	る。	渤海々峡から黄海方面一帯 <small>い</small> の謂 <small>い</small> となる筈であ	従って、この郡の「東南大海の中」といえば	地帯から遼東半島方面に置かれた郡である。	「帯方郡」とは、既述した如く、遼河下流域	「倭人は帯方の東南、大海の中に在り」の		ある。以下、冒頭文の解釈を付してみよう。	定した方面と概 <small>お</small> ねのところ合致してくるので	この冒頭文中にいう「倭」の所在も、先に推	かゞ明確に記録されている。しかも、である。	ここで、早くも「倭」とは何処を指称した				七千余里なり。∴∴	乍 <small>たちま</small> ち東し、その北岸、狗邪 <small>くや</small> 韓国 <small>かんこく</small> に至る、	に <small>した</small> が循 <small>す</small> い水行し、韓国 <small>かんこく</small> を歴 <small>へ</small> るに、乍 <small>たちま</small> ち南し	ずる所三十国 <small>こく</small> 。郡 <small>ぐん</small> より倭 <small>わ</small> に至るに、海岸 <small>かいがん</small>	漢時 <small>かんじ</small> 、朝見 <small>ちょうけん</small> する者あり、いま、使驛 <small>しえき</small> の通 <small>つう</small>
---------------------	----	--	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	----------------------	--	----------------------	-----------------------	---------------------	--	--	--	-----------	--	---	--	--

り	「	の	が			も	が	積	と	例	我	意			島	役	小	う	い
の	尖 ^{とが}	太	り	そ		の	そ	し	も	を	が	を			と	で	島	。 遼	え
太	り	刀	「	も		で	の	、	読	と	国	忘			は	あ	嶼	。 東	ば
刀	「	「	か	そ		も	例	「	み	に	に	れ			半	っ	が	。 半	、
「	の	と	ら	も		な	で	太	、	も	も	、			島	た	数	島	自
と	意	記	発	、		い	あ	刀	こ	多	数	全			の	故	多	南	ず
は	味	載	生	こ		。	あ	「	の	く	多	く			古	鈴	く	端	と
「	で	あ	し	の			る	は	「	別	く	少			語	木	存	周	所
先	、	る	、	「			。 此	「	つ	な	し	く			別	貞	在	辺	在
端	故	が	『	つ			は	片	る	解	一	話			名	一	し	か	は
鋭	に	、	古	る			全	刃	ぎ	積	氏	が			「	の	て	ら	限
く	、	「	事	ぎ			く	「	「	で	の	逸 ^そ			で	説	い	現	定
物	「	つ	記	」			の	と	は	納	の	れ			現	に	る	西	さ
を	つ	る	』	の			語	「	「	得	説	る			朝	扱	。 又	現	れ
断	る	ぎ	に	源			は	解	「	し	に	が			鮮	れ	、	西	て
ち	・	つ	「	は			「	す	両	て	、	、			湾	ば	旧	く	
切	つ	む	都	「			両	る	刃	い	一	古			一	、	満	る	
る	む	が	牟	つ			「	が	「	る	つ	語			帯	「	鉄	で	
刃	が		刈	む			と	如	つ	例	の				は	山	助	あ	
			り				何	き	る	は								ろ	

この「歴」の字を曲解している向もいるの	「三韓の地」を通過したことになる。	歴るに「であるから、沿岸航行をして下って	線に沿っての航行をいう。そして、「韓国を	「郡」とは「帯方郡」の謂、そこから海岸	岸 <small>が</small> の <small>ん</small> 狗 <small>く</small> 邪 <small>や</small> 韓 <small>かん</small> 国 <small>こく</small> に <small>いた</small> 到 <small>る</small> 。七 <small>せん</small> 千 <small>よ</small> 余 <small>り</small> 里 <small>。</small>	韓 <small>かん</small> 国 <small>こく</small> を <small>へ</small> 歴 <small>る</small> に <small>、</small> 乍 <small>たち</small> ち <small>ま</small> 南 <small>みな</small> し <small>、</small> 乍 <small>たち</small> ち <small>ま</small> 東 <small>ひがし</small> し <small>、</small> 其 <small>その</small> 北 <small>ほく</small>	郡 <small>ぐん</small> より <small>わ</small> 倭 <small>に</small> 至 <small>いた</small> る <small>に</small> 、海 <small>かい</small> 岸 <small>が</small> に <small>した</small> が <small>すい</small> 循 <small>こう</small> い <small>水</small> 行 <small>し</small>	乍 <small>ち</small> 東 <small>とう</small> 、到 <small>いた</small> 其 <small>その</small> 北 <small>ほく</small> 岸 <small>が</small> 狗 <small>く</small> 邪 <small>や</small> 韓 <small>かん</small> 国 <small>こく</small> 、七 <small>せん</small> 千 <small>よ</small> 余 <small>り</small> 里 <small>。</small>	「從郡至倭、循海岸水行、歴韓国、乍南	に検討してみる。	一文字と後半の二十四文字にある。それを次	との交流譚 <small>こうりゆうたん</small> に過ぎない。重要な個所は冒頭十	邑 <small>ちゆう</small> に分 <small>り</small> か <small>ゆう</small> れ <small>う</small> 群 <small>た</small> 居 <small>ん</small> して <small>いた</small> 倭 <small>た</small> 人 <small>じん</small> 達 <small>と</small> 中 <small>ちゆう</small> 国 <small>こく</small> 古 <small>こ</small> 王 <small>わう</small> 朝 <small>てう</small>	それ程の意味はない。半島周辺に拠って小国	ま、使訳の通ずるところ三十国 <small>しやく</small> 、この文に
---------------------	-------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	---	---	--	--------------------	----------	----------------------	--	--	----------------------	---

いで、こゝに少しく説明しておきたい。「歴」	字は「麻 <small>り</small> 」と「止 <small>し</small> 」からなる合体 <small>あわせ</small> 字で本来の	意は上部の「麻」が表し、これは「離」に同	じ、故に「韓国を歴る」とは、既に「韓の地	を通化し離れてしまった意となる。										とところが、この文字を、何事かを継続させ	乍 <small>なが</small> ら往くかの如くに説く者もいるが、この様	に解釈するのであれば、「歴観・歴訪・歴遊	・歴覧」などの如く、一つの熟語として綴ら	れねばならぬ筈である。								さて、韓の地を通化し「乍 <small>ち</small> 南し乍 <small>ち</small> 東し	であるから、これは航行の針路を幾度となく	目まぐるしく変更させながらの意味となる。	何故なら「乍」の字義は、「猝 <small>そつ</small> 忽 <small>こつ</small> 」に同義と	なる故にである。或る説に、この「乍 <small>ち</small> 南乍 <small>ち</small> 東	を「あつちへ行ったり、こつちへ来たり」の	方向を定めぬ航行を意味するが如く解釈して	いる向もいるが、これは大間違いである。
-----------------------	--	----------------------	----------------------	------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----------------------	---	----------------------	----------------------	-------------	--	--	--	--	--	--	--	---	----------------------	----------------------	--	--	----------------------	----------------------	---------------------

そ	居	「倭	る	北岸	こと	上	邪		又	あり	島	半	津	の	段	に	
し	る	」で	「狗	を指	とな	文を	韓	と	、無	、	嶼	島	半	北	と激	入	さ
て	。	はな	邪	すも	なが	を受	国	こ	数	、	と	にな	島	岸	し	り	て
又		い	韓	もの	がら	ける	に	ろ	に	「	復	ら	、	」	く	込	、
、		と	国	であ	ら、	る代	到	で	存	そ	雑	う	に	」	なる	んだ	遼
編		の	「	る	「郡	名詞	る	、	在	の北	極	か	該	は	。	段	東
者		見	弁	とい	より	的	」	或	す	岸	まり	、	当	京	そ	階	半
陳		解	辰	い	倭	用	「	説	る	「と	ない	こ	し	畿	し	で	島
寿		を	狗	な	に至	法	そ	に	。	み	い海	の	て	湾	て	「	の
は		披	邪	が	る	で	の	扱		ら	岸	周	く	に	、	乍	沿
、		瀝	国	ら	」	ある	い	る		と	線	辺	る	張	南	岸	
「		し	「	、	の	故	う	と		み	に	一	と	り	乍	部	
韓		て	の	い	謂	、	指	、		ら	掩	帯	こ	出	東	を	
」		い	の	な	で	当	示	然		が	わ	は	ろ	し	」	離	
を		る	謂	が	、	然	詞	の		、	れ	、	は	て	の	れ	
現		向	で	ら	、	の	は	北		こ	た	無	江	い	傾	、	
在		が	、	、	い	岸	、	岸		れ	所	数	華	る	向	西	
の				わ	わ	、	狗	、		こ	は	の	湾	と	は	朝	
朝				ゆ	の	の	、	狗		れ	で	泰	の	「	一	鮮	
												安	甕	そ	湾		

旧	る	指	岸			測	朝	右	す	「	は	え			記	韓	倣	嶼	鮮
来	を	し	「	こ		す	鮮	と	「	韓	有	た	更		述	国	し	「	半
、	得	て	の	の		る	半	同	や	伝	る	考	に		批	の	、	に	島
「	な	い	「	様		こ	島	様	「	「	べ	証	又		判	南	「	閉	や
倭	い	た	そ	な		と	南	な	弁	に	く	的	、		に	岸	じ	巨	
Ⅱ	。°	こ	の	見		は	部	描	辰	記	も	・	「		至	Ⅱ	込	濟	
日	案	と	「	解		不	に	写	澆	載	な	注	其		っ	倭	め	島	
本	ず	に	と	に		可	倭	で	廬	さ	い	釈	北	そ	て	の	、	「	
「	る	な	い	立		能	人	あ	国	れ	と	的	岸	の	い	北	朝	現	
と	、	る	う	つ		で	の	り	は	て	言	記	「	の	る	鮮	韓	韓	
い	こ	か	指	と		あ	居	、	倭	い	及	事	の	三	。°	海	国	慶	
う	の	、	示	、		る	住	そ	と	「	し	で	文	字		峡	尚	尚	
史	難	誠	詞	い		と	区	れ	界	韓	い	あ	字	は		を	南	南	
的	解	に	が	わ		積	が	ら	を	は	る	り	は	、	「	「	道	の	
前	な	難	、	ゆ		く	存	の	接	南	。°	、	、	、	倭	倭	の	南	
提	積	解	一	る		。°	在	既	す	、	か	第	陳		の	地	方	方	
で	明	た	体	「			し	述	「	倭	つ	一	寿		「	と	の	の	
臨	は	ら	ど	そ			た	を	な	と	又	史	が		と	看	島	島	
む	、	ら	こ	の			と	以	ど	接	、	料	加						
と		ぎ	を	北			推	て	も	接		に	加						

きよさいとう

も	南	し	山	「			臨	て	辺	ら	が	弁	在	帝	辰	ら	摩	り	
到	下	か	金	狗	だ		む	捉	り	ば	、	辰	の	時	韓	、	り	と	更
着	し	り	海	邪	が		地	え	に	、	い	の	遼	代	等	既	下	す	に
し	複	と	地	韓	、		方	て	求	こ	わ	遼	東	の	の	述	げ	る	又
た	雑	す	方	国	一		と	も	め	の	ゆ	方	方	「	前	し	て	な	、
こ	な	る	、	」	般		な	、	て	国	る	郡	面	帯	三	た	語	ら	「
と	湾	ら	或	と	的		る	現	ゆ	の	「	置	に	方	韓	如	る	ば	狗
に	岸	ば	い	は	な		筈	北	か	所	狗	か	置	郡	」	く	こ	、	邪
な	線	、	は	、	見		で	鮮	ね	在	邪	れ	か	の	の	、	と	こ	韓
ろ	に	倭	馬	現	解		あ	の	ば	は	韓	た	れ	地	所	馬	は	の	国
う	沿	国	山	在	に		る	平	な	遼	」	あ	た	で	在	韓	で	国	を
か	っ	往	辺	の	従		。	安	ら	東	と	っ	た	あ	現	を	き	在	現
、	て	き	と	韓	う			北	い	半	同	た	「	郡	、	始	な	の	在
い	釜	の	い	国	な			道	。	島	一	「	あ	で	、	め	く	韓	の
さ	山	船	わ	慶	ら			の	や	の	と	弁	あ	、	と	な	る	国	韓
さ	湾	は	れ	尚	ば			西	、	黄	看	辰	郡	こ	す	。	。	方	国
か	方	、	て	南	、			朝	こ	海	做	狗	は	の	弃	何	故	面	邪
の	面	更	い	道	の			鮮	の	沿	す	邪	現	漢	韓	な		に	国
疑	へ	に	る	の	釜			湾	釜	岸	な	」	、	、	・			に	」
問	で		。	釜	ふ			を		部	な	な						な	な

島	方	る	南	っ			譲	か	る	そ	か	国			共	こ	必	あ	は
の	は	が	に	て			る	れ	「	の	と	は	は	吾	通	の	ず	る	残
ほ	遼	、	拡	、			課	ば	倭	の	思	、	は	人	の	読	と	が	る
ゞ	東	更	大	「			題	よ	国	の	惟	多	推	が	見	い	、	こ	。即
全	半	め	し	倭			と	い	」	所	す	分	測	こ	解	っ	と	「	ち
域	島	て	て	」			し	わ	と	在	る	に	す	の	に	て	「	「	「
に	の	そ	捉	の			た	け	は	穿	。し	、	る	達	は	現	邪	邪	そ
及	黄	の	え	領			い	で	ど	鑿	か	泰	に	し	在	の	馬	の	北
ぶ	海	範	る	域			。	あ	の	が	し	安	、	て	の	と	台	時	岸
広	沿	囲	必	を				る	辺	目	、	半	こ	い	こ	問	」	」	」
範	岸	を	要	判				か	ま	的	こ	島	の	い	題	題	論	に	に
な	部	指	が	断				ら	で	で	、	」	「	様	に	な	争	つ	つ
区	一	摘	で	し				、	を	は	「	方	狗	で	る	る	の	い	い
域	帯	す	て	て				そ	指	な	狗	面	邪	あ	、	部	時	て	の
と	、	る	く	み				詮	称	く	邪	で	韓	る	分	分	に	の	解
推	南	ら	る	と				索	し	、	韓	は	」	。未	で	至	至	の	積
定	は	ば	。重	、				は	た	い	」	な	と	だ	と	と	と	の	で
さ	現	、	複	更				他	か	わ	と	か	、	一	、	、	、	解	積
れ	韓	北	す	に				に	が	ゆ	い	っ	た	定				で	で
る。	半								分		」	た							

い	研	れ	舟	行			計	4	等	っ	故	陸							更
る	究	か	乗	の			っ	時	分	て	な	路							、
様	家	な	り	里	こ		た	間	し	里	ら	の							故
だ	達	り	各	程	の		こ	を	十	数	ば	里							以
が	が	の	人	に	様		と	経	更	を	、	程							更
、	各	差	の	置	な		に	過	とな	算	往	で							計
そ	種	が出	の	き	算		なる	した	なし	出	時、	計							道
の	の	た	技	換	出		。〃	た	、	し	舟	る							里
事	里	こと	量	え	法			か	十分	た	乗	こ							云
自	程	は	経	る	で			ら	の	か	り	と							。
体	規	否	験	こ	あ			何	一	ら	達	は							」
無	準	め	や	と	つ			里	の	と	は	時							
意	で	ない	自然	は	た			何	一	い	間	間							
味	い	い	現象	否	と			十	更	う	の	の							
に	ろ	。	等	め	す			里	即	云	経	経							
近	い	従	が	ない	ら			と	ち	う	過	過							
い	ろ	つ	加	い	ば			い	一	。〃	に	に							
こ	試	て	味	。	、			う	更	。	抛	何							
と	み		さ	従	陸			様	即	。									
に	て		さ	つ	、			に	ち	。									
									2	。									
									・										

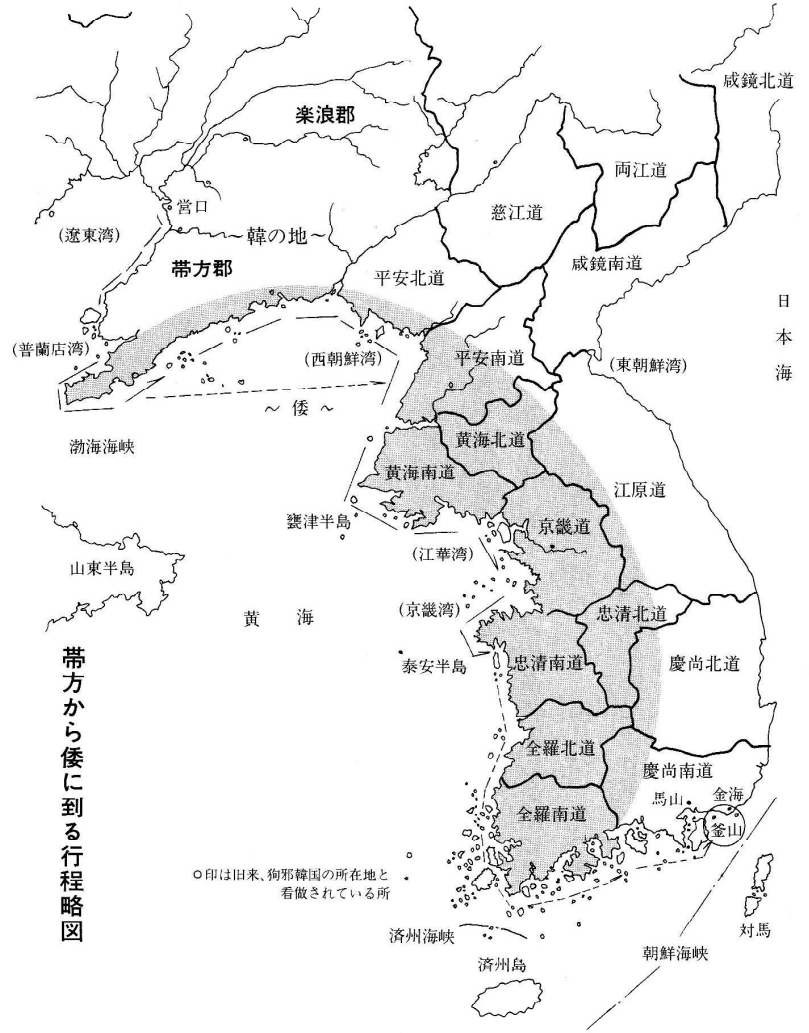
り	か	遼			古	国	は	半	述	ま	羅	の	ろ	で	辺			二	の
の	っ	東			名	全	後	島	し	で	国	記	う	に	か	ら		ヶ	下
水	た	半			で	羅	年	方	た	も	あ	載	か	、	現			月	り
行	こ	島			あ	南	の	面	如	な	り	に	。	往	韓			と	を
一	と	方			る	道	「	で	く	く	、	扱	時	国				十	百
日	に	面			。	南	舂	あ	か	「	「	と	、	ど	の			日	里
の	な	か				方	羅	る	つ	百	と	、	の	の	全			で	で
里	る	ら				海	・	。又	て	濟	「	「	位	羅	羅			「	計
数	。先	現				上	耽	、	の	国	南	そ	の	・	慶			七	算
百	に	在				に	羅	「	「	「	の	の	日	尚	尚			千	し
里	計	存				存	」	で	前	の	南	海	数	南	道			里	て
で	算	在				す	」	、	三	こ	、	行	が	方	方			」	み
判	し	す				る	」	こ	韓	れ	、	三	掛	面	面			と	る
断	て	「				「	」	れ	の	は	こ	か	っ	に	に			な	と
し	み	濟				「	」	は	地	現	そ	っ	た	到	到			る	、
て	た	州				濟	」	在	」	在	の	た	の	る	る			。七	七
み	中	島				州	」	の	即	の	南	は	あ	ま	ま			十	十
る	の	」				島	」	韓	ち	の	は	い	あ	ま	近			日	日
と	下	」				」	」	」	遼	韓	う	う	あ	近				即	即
、		の				」	」	」	東	」	」	」	あ	近				ち	ち

會稽 <small>かいけい</small> の東に在り、儋耳 <small>たんじ</small> と相近し」と記載され	郡境及び帯方郡を去ること、並びに萬二千里、	等の「東夷伝」に拠ると、「古に云く、楽浪	な お、 『後漢書』・『晋書』及び『隋書』			から推測した凶と併せて参考にされたい。	と看做せる範囲を凶示してみる。先に「韓伝	れまでに重複しながらも推測してきた「倭」	ことが、より正直であろうと思う。では、こ	程」の算出法は分からないと結論づけしておく	に『明史』中記述に従って、古代の「海道里	あり、 <small>かく</small> 確たることはいえない故、本論では先	以上は、文献の孫引きに拠る一つの推測で			から濟州島までである。	まで三ヶ月はかかったことになる。遼東半島	に記載されている通り、百済の南から濟州島	二十日を経過したと看做すならば、『隋書』	で二十日はかからないと思われるが、仮に、	韓国の全羅南道からは目と鼻の先の濟州島ま
---	-----------------------	----------------------	-----------------------------	--	--	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	---	---------------------	--	--	-------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

れるような描写が存在する。だが、こと台湾

内容には、亜熱帯圏の風物・国情習俗と思わ

確かに、「倭人伝」と称される雑記文の内



10 図 帯方から倭に到る行程略図

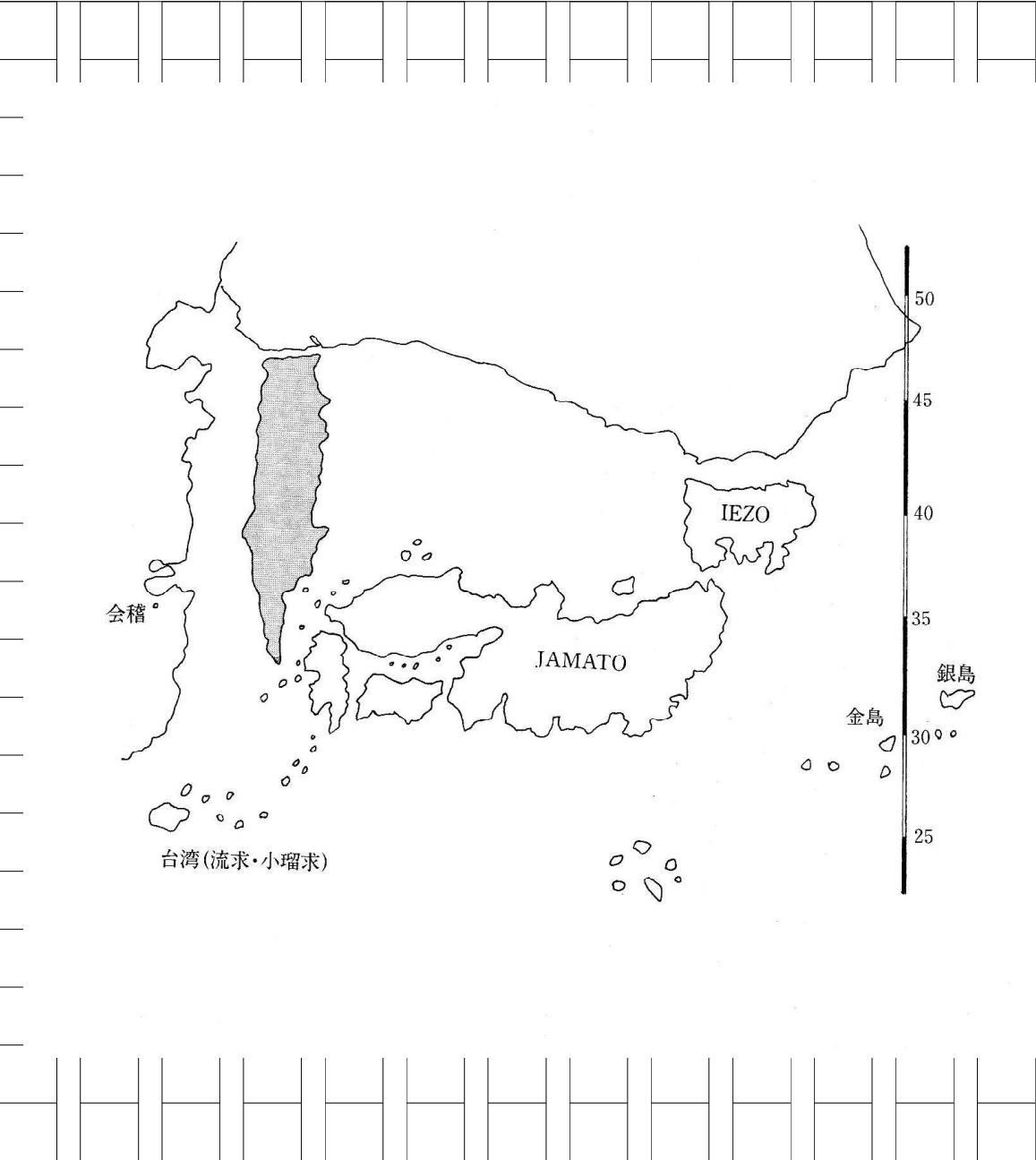
向もいる。

湾「方面を指称したのではなかつたかと思

ているところから、いわゆる「倭」とは「台

た	ち		面	在	別	と	様			も	ろ	紹	二	浪	湾	混	の	称	に
地	な		と	し	す	も	な			の	か	興	千	郡	同	歴	で	関	
形	な		奇	な	る	1	も			で	ら	市	里	境	視	史	知	関	
図	み		妙	い	限	7	も			あ	、	の	」	」	す	も	し	し	
を	に		に	。そ	り	世	の			ろ	今	東	と	」	を	古	て	て	
参	、		一	こ	、	紀	地			う	日	方	い	「	打	い	お	は	
考	1		致	は	現	頃	理			と	の	で	う	倭	ち	。従	り	か	
ま	7		し	、	在	の	概			思	紹	」	厖	」	出	っ	、	な	
で	世		て	本	の	地	念			わ	興	儋	大	」	し	て	、	り	
に	紀		い	論	紹	理	の			れ	市	県	す	」	た	、	か	古	
掲	の		る	で	興	概	所			た	の	」	ぎ	」	向	、	つ	く	
げ	地		の	推	市	念	産			古	地	る	る	」	は	、	、	か	
て	理		で	論	の	の	的			代	理	距	離	」	、	倭	、	そ	
み	概		あ	し	東	の	図			の	概	数	と	」	人	わ	の		
よ	念		る	図	方	所	形			地	念	と	、	」	伝	れ	方		
う	が		。そ	示	に	産	で			理	が	、	現	」	が	る	面		
こ	作		こ	し	台	的	判			概	ど	、	在	」	記	が	と		
の	り		こ	た	湾	図	の			念	の	、	の	」	す	、	の		
図	出		こ	方	は	形	の			が	ど	、	の	」	「	台	交		
	し		こ		存	で	判			ど	の	、	の	」	楽	湾	流		
			こ			判				の	の	、	の	」	台	を	名		
			こ							の	の	、	の	」	台				

国	仮		か	た	が	ど	た	な	い	海	権	げ	ッ	つ	1		人	ら	は
に	に		い	か	、	も	と	為	出	洋	優	、	パ	け	7		サ	れ	笠
於	、		い	、	果	も	し	体	し	に	勢	陸	諸	た	世	ン	て	原	
い	で		様	疑	た	遡	た	の	た	飛	の	国	ポ	ポ	紀	チ	い	一	
て	あ		が	問	し	る	ら	地	時	躍	時	が	ル	ルト	と	エ	た	男	
も	る		な	と	て	3	、	理	代	し	代	そ	ト	ガル	い	ス	も	氏	
、	。°		い	い	、	世	こ	概	に	、	で	れ	ガ	ル	え	に	の	の	
こ	3		で	う	ど	紀	の	念	至	真	あ	ぞ	ル	ス	ば	よ	で	『	
の	世		あ	よ	の	の	時	し	っ	の	ろ	れ	ス	ペ	、	つ	、	日	
図	紀		ろ	り	様	古	代	か	て	意	う	に	イ	イ	地	て	1	本	
の	・		う	は	な	代	代	持	も	味	描	重	ン	理	上	か	6	史	
様	4		。°	む	地	、	より	ち	、	で	れ	主	を	の	発	れ	4	地	
な	世			し	理	海	更	合	な	世	た	義	始	の	見	た	0	図	
地	紀			ろ	概	洋	に	わ	お	界	と	政	め	の	に	い	年	帳	
理	頃			想	念	民	1	せ	か	支	ポ	策	、	先	せん	う	に	の	
観	の			像	を	な	4	て	つ	配	先	を	ヨ	鞭	べん	。°	ポ	中	
し	古			の	持	ら	0	い	、	体	進	引	ー	を		ル	ト	に	
か	代			外	っ	ぬ	0	な	こ	制	諸	っ	ロ			ガ	ガ	収	
持	中			と	て	北	年	か	の	が	国	提	提			ル	ル	め	
っ				し	い	支	ほ	っ	様	整	が								



11
凶
Ⅱ
一七世紀、ポルトガル人
サンチェスによる地形図
致してくる。
面に当たり、本論で「倭」と推測した所と合
なく、会稽即ち紹興市の東は正に現韓半島方
ていなかったとしたなら、倭人伝がいうまでも

つ	ろ	権	全	・	か	と	た			暮	な	さ	「	先	り	か	ど		
が	に	威	て	「	な	なる	と			れ	か	れ	倭	行	、	る	の	さ	
、	幻	が	誤	帯	い	る	い			ぎ	っ	て	」	し	内	わ	方	さ	
「	覚	敷	断	方	故	史	う			る	た	い	と	て	容	け	面	倭	
倭	的	衍	と	」	で	的	こ			を	故	な	は	い	文	で	を	人	
人	史	し	偏	及	あ	知	と			得	、	か	何	ら	の	あ	指	伝	
伝	観	た	見	び	る	識	も			な	「	っ	処	い	一	る	し	の	
」	が	説	に	「	。	に	、			か	倭	た	を	が	語	。	て	冒	
を	生	を	満	前	「	誤	前			の	」	様	称	あ	一	旧	「	頭	
以	じ	絶	ち	三	古	りが	言			か	の	で	し	り	句	来	倭	文	
て	、	対	た	韓	朝鮮	存在	した			も	知	あ	し	、	の	、	と	の	
「	そ	視	説	」	」	す	如			れ	ね	い	た	総	く	こ	称	解	
日	の	し	で	等	を	る	く			な	く	。或	の	合	ど	の	し	釈	
本	最	て	し	々	始	こ	、			い	り	は	か	的	ど	冒	て	に	
古	た	許	か	の	め	と	解			い	回	、	ゞ	に	し	頭	い	よ	
伝	る	容	な	所	「	に	釈			な	し	分	全	判	い	文	た	っ	
」	も	し	く	在	楽	気	上			か	に	か	く	断	か	の	つ	も	
と	の	た	、	認	浪	付	必			っ	明	ら	把	し	々	検	て	も	
決	、	と	旧	識	」		要				け	握	握	し	分	討	も	、	
め	一	こ	来	が											よ	よ	分		

族長は兵を起こし、東にある倭人国へ進攻し	を巧みに使つて漁りをするとゆう。そこで、	ところ、偶々、倭人と称される人々は、漁網	等、遊牧民には漁る技術がなく困却していた	河川には多量の漁獲資源が存在した。だが彼	疆域中にある烏侯秦水を調べてみると、この	り方が食糧難をきたし、族長檀石槐は自らの	ましに多くなり、旧来の牧畜射獵一辺倒の在	即ち西暦178年の冬頃に至ると、族衆も日	要約すると、東漢の霊帝の光和元年の冬、			以て糧食を助けしむ。	る。徙して秦水のの上に置き、捕魚をして	に於いて東、倭人国を撃ち、千余家を得	聞くならく、倭人は善く網補するを、是	の中 <small>うち</small> に魚 <small>うお</small> あるも、よく之 <small>これ</small> を得 <small>え</small> ざるなり。	こと縦数 <small>たてすうひやくり</small> 百里、水は停 <small>とど</small> まりて流 <small>なが</small> れず、そ	ち <small>みづか</small> 自ら <small>じゆんこう</small> 徇行し、烏侯秦水を見 <small>み</small> るに、広 <small>ひろ</small> き	獵 <small>りょう</small> 、食 <small>しょく</small> を給 <small>きゅう</small> するに足 <small>あ</small> らず。檀石槐 <small>だんせきがい</small> すなわ	光和元年 <small>こうわげんねん</small> の冬 <small>ふゆ</small> 、種衆 <small>しゆしゆう</small> 日に多 <small>おほ</small> く、田蓄射 <small>でんちくしゃ</small>
----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	------------	---------------------	--------------------	--------------------	---	---	---	---	---

集	日	な	へ			東	然	彼	ウ	り	8	が	ら	「			集	水	て
団	本	ろ	、	遼		地	の	ら	イ	、	0	存	判	東	こ		団	の	行
が	で	う	鮮	河		区	こ	鮮	グ	東	年	在	断	、	の		の	近	き
陸	は	。こ	卑	流		、	と	卑	ル	は	代	し	す	倭	一		食	く	、
路	な	この	の	域		或	な	集	自	遼	、	て	る	人	文		糧	に	千
侵	か	の	騎	辺		いは	が	団	治	河	い	い	と	国	中		難	住	戸
攻	っ	一	馬	か		は	ら	の	区	流	る	る	、	を	、	打	ま	ほ	ど
し	た	事	集	ら		鴨	、	東	周	域	。東	。東	鮮	撃	重	開	わ	の	倭
得	こ	に	団	鴨		緑	遼	側	辺	一	漢	。東	ち	：	視	せ	せ	倭	人
る	と	抛	が	江		江	東	と	ま	帯	末	。東	：	」	せ	ね	、	の	聚
範	が	つ	進	下		下	方	い	で	地	即	。東	」	で	ね	ば	漁	落	を
囲	分	て	出	流		流	面	う	達	区	ち	。東	あ	あ	ば	撈	に	を	拉
内	か	も	し	域		域	乃	こ	し	を	西	。東	る	る	な	に	従	致	し
に	る	「	て	方		周	至	と	て	占	曆	。東	。こ	こ	ら	事	さ	を	秦
「	。鮮	倭	い	面		辺	は	に	い	め	1	。こ	の	の	な	させ	鮮	致	て
倭	卑	」	っ	の		と	千	な	た	、西	7	の	記	個	い	せ	卑	し	秦
国	の	が	た	ど		なる	山	れ	。従	は	0	述	述	所	な	鮮	族	て	秦
」	騎	古	こと	こ		。	々	ば	っ	新	1	か	」	は	。	族	秦	秦	秦
は	馬	代	に	か			脈	、当	て、	疆	移								
存																			

だ		極	「倭	は	か	に	た	し			の	所	に	島	黄	所			い
が		南	倭	出	し	位	結	て	そ		最	在	な	一	海	在			る
、		界	」	た	、	置	果	語	も		南	は	れ	帯	に	方			所
頑	<small>かたく</small>	」	で	筈	常	づ	で	る	そ		端	自	ば	で	面	角			で
な		たり	あ	である	識	け	あり	向	も		に	ず	、	ある	す	で			あ
に		り得	っ	る。	的	ざ	、	は	、		存	と	当	る	る	あ			る
「		るか	た	。仮	に	る	そ	、	「倭		在	限	然	故	遼	。 「倭			。
倭		否か	と	に、	判	を	の	肝	倭		し	定	の	、	東	」			。
奴		である	し	、	断	得	為	心	国		た	さ	こ	そ	半	方			
北			て、	九	す	な	、	な	」		こ	れ	と	の	島	面			
九			、	州	れ	か	是	「倭	を		に	て	な	「極	方	か			
州			北	方	ば	っ	が	」	北		成	く	が	南	ら	ら			
方			九	面	多	た	非	の	九		る	る	ら	界	、	、			
面			州	が	少	の	でも	所	州		。即	。即	、	」	現	現			
」			方	い	なり	であ	そ	在	方		ち現	。即	「倭	と	在	の			
説			面	う	と	ろ	の	を	面		韓半	。即	倭	い	の	韓			
を			が	所	も	う。	方	誤	と		島	。即	奴	う	韓	半			
主			「倭	の	疑	し	面	認	看			。即	国	こ	半				
			の		問	し		し	倭			。即	」	と					
									倭			。即	の	と					

このことは、近 <small>きん</small> 時 <small>じ</small> 、考古学上の発掘発見に	いう話を聞かないのである。	る決定的な物証なり痕跡が発掘発見された	である。他に何らの「倭奴国」存在を裏付け	だか「金印」一つの発見で終わっていること	とである。しかも、もう一つの疑問は、たか	いない田畑などで発見されたのか、というこ	都城なり邑落集合蹟なりの存在が確認されて	何故にその様な代物 <small>しろもの</small> が、かつて、その周辺に	綬 <small>じゆ</small> 「志賀島発見の「金印」なりとすれば、	くるのである。即ち東漢の光武帝 <small>こうぶてい</small> 下賜の「印	疑問として異論を差し挟むことは他にでて	物ではある。何の異論も差し挟む余地はない。	たとすれば、それはそれなりに大変貴重な遺	が、もし、その「金印」が正真なものであつ	あろう。不肖 <small>ふしょう</small> 、浅学 <small>せんがく</small> にして真贋 <small>しんがん</small> の程 <small>ほど</small> は弁 <small>わ</small> えぬ	発見されたといわれる「金印」を提示するで	張する向は、その一つの物証として志賀島 <small>しかのしま</small> で
--	---------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	--	--	---------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	--	----------------------	--

「倭奴国」の存在を裏付ける遺品遺構の類は	「金印」が発見されたといわれる所から、			しめたという記述も肯けるのである。	一歩も入れず、逆に追討して「倭」を潰走 <small>かいそう</small> せ	その石碑の存在する所からは「倭」の勢力を	であれば、鴨緑江以北が高句麗の領域であり、	ても、なおかつ、厳然として動かざる様な物	碑の如く、鴨緑江右岸に千数百年の歳月を経	的物証にはなり得ない。高句麗広開土王の石	いてしまいう物であれば、存在を裏づける決定	しても、時代の推移変遷でどのようにも動		又、仮に、何等かの遺物の発見があったと			類似していよう。	か、その熱意もロマンの香りも薄れてゆくに	のゆく見解も披瀝されざるまま、何時 <small>いつ</small> の間	ず、一向に決定的物証の出土はおろか、納得	に結び付けようかと努力しているにも拘わら	及ぶ遺跡遺構の類を、如何にして「邪馬台」
----------------------	---------------------	--	--	-------------------	---	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	---------------------	--	---------------------	--	--	----------	----------------------	--	----------------------	----------------------	----------------------

仲達 <small>ちゆうたつ</small>	この	た	て	女王	性が擁立	解釈	この部分	曰う、	その重要	所以 <small>ゆえん</small>	思われる	化はない。	あり、	この記述					ねて	た、
の追尊号 <small>つゐそんごう</small>	にいう	と伝える	西晋の始祖	の名を	擁立され	すると、	が多	、	な記述	である。	記述を	だ	他の	の記述					入貢 <small>にゆうこう</small>	しば
である。	「宣帝」	ている。	宣帝に滅ぼ	「卑弥呼」	王と	争乱に	くの倭人	平ら	とは、		見事に	が、	倭人	中	「晋書				を	しば
司馬仲達	とは、		された	という	な	明	伝の漏	ぐ公孫	即ち	載せて	諸他	諸	伝	の	四夷			訳	至	
は魏の宿将	魏の宿将		公孫氏	が、	乱	暮れた	らし	氏	「名を	している	の倭人	他	中	夷	伝			せ	る。	
の明帝	魏の宿将		であ	彼女	が収	た倭	した	なり	一名	る。	伝が遺	の倭人	の	中	の			り	泰	
の懿	魏の宿将		あ	は	まった	に一人	所	」	を卑	御撰	漏	前後	の	の	倭人			。	始	
	魏の宿将		つ	は	。	の女	で	である	弥呼	たる	した	は	の	の	伝			。	の	
	魏の宿将			か	そ		あ	る。	と		と	何	の	で				。	初	
	魏の宿将			つ	の		あ				と	ら							め	
	魏の宿将						あ				と	の							、	
	魏の宿将						あ				と	変							遣	
	魏の宿将						あ				と								使	
	魏の宿将						あ				と								重	
	魏の宿将						あ				と								か	
	魏の宿将						あ				と								さ	

	景初二年六月、即ち西暦238年6月に、詔	のりほう	を奉じ遼東平定に乗り出し、同年9月、時の	遼東の覇者公孫 <small>こうそんせん</small> 淵 <small>えん</small> を東梁水 <small>とうりやうすい</small> （今の太子河）の	邊 <small>ほとり</small> で討ち、こゝに魏の遼東平定が成るわけで	ある。		（注）「東梁水」の梁は、音に二つあり、	「カツ」と「リヨウ」。				さて、『晋書』中の一文に拠って、倭・邪	馬台の女王といわれた「卑弥呼」の出自 <small>しゅつじし</small> 氏姓 <small>せいせい</small>	が遼東の公孫 <small>こうそん</small> 氏 <small>しん</small> の繫累 <small>けんるい</small> だったことが判明した	わけである。この「公孫 <small>こうそん</small> 氏 <small>しん</small> 」というのは、もと	と東漢の外臣 <small>がいしんたいごう</small> 待遇 <small>たいご</small> であったが、靈帝 <small>れいてい</small> の末年即	ち西暦180年代に自立し、爾後 <small>じご</small> 、三代50	年の間に亘って遼東一帯に君臨してゆく。だ	が、その勢力基盤も、魏の景初二年に至って	司馬氏の遼東攻略により根こそぎにされてし	まう。そして、爾後、遼東は魏領となっしてゆ	くわけである。											
--	----------------------	------	----------------------	--	--	-----	--	---------------------	-------------	--	--	--	---------------------	--	---	---	--	---	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年	こ		以	る	に	聞	の	こ	ち	獵			家	聞	数	給			「	後
時	の		て	。徙	於	く	中	と	自	、食	光		、徙	倭	百	食			漢	
と	鮮		糧	。徙	いて	な	に	縦	ら	、食	和		置	人	里	、檀			書	
原	卑		食	して	て	ら	魚	数	徇	を	元		秦	善	、水	石			卷	
因	伝		を	秦	東	く	あ	百	行	給	年		水	網	停	槐			九	
が	の		助	水	、倭	、	る	里	し	す	の		上	補	不	乃			十	
判	記		け	の	人	倭	も	、	、	る	冬		に	、於	流	自			鮮	
明	述		し	上	国	人	、	水	烏	に	、種		令	是	、其	徇			卑	
し	に		む	に	を	は	よ	は	侯	足	衆		捕	東	中	行			伝	
て	拠		。	置	撃	停	く	停	秦	ら	日		魚	擊	有	、			『	
く	っ			き	ち	まり	之	まり	水	ず	に		以	倭	魚	、			の	
る	て			、	、	て	を	得	を	。	多		助	人	、				次	
の	、			捕	千	流	得	ざ	見	檀	く		糧	國	不				の	
で	倭			魚	余	れ	ざ	る	る	石	、		食	、	能				一	
あ	の			を	家	ず	る	に	に	槐	田		。	得	得				文	
る	争			し	を	、	る	、	、	す	蓄			千	之				で	
。	乱			て	け	、	る	な	広	な	射			餘					あ	
旧	勃				を	是	る	り	き	わ										る
来	発				得	こ	る	。	そ											。
、																				

ば			も	そ	が	た	場	落	断	々			あ	俟	置	で	倭	至	倭
、	こ		の	の	端	と	合	が	す	的	さ		る	っ	づ	あ	Ⅱ	っ	人
そ	の		と	結	緒	い	に	拉	れ	な	て	。	て	っ	け	。	古	た	伝
の	鮮		案	果	と	え	よ	致	ば	鮮	、		争	け	が	代	の	一	
年	卑		ぜ	と	な	よ	っ	さ	、	卑	倭		乱	て	、	日	か	辺	
代	族		ら	し	り	う	て	れ	古	集	国		の	判	本	と	々	倒	
は	の		れ	て	、	。	は	た	代	団	大		起	断	い	全	全	の	
光	侵		る	主	倭	こ	滅	と	社	の	乱		因	す	く	見	通	読	
和	攻		。	導	は	の	亡	い	会	侵	」		が	れ	当	も	読	で	
元	が			権	国	鮮	に	う	に	攻	と		本	、	つ	つ	は	、	
年	国			争	家	卑	係	こ	於	に	称		論	か	か	か	何	故	
即	家			い	統	集	わ	と	い	よ	さ		で	ら	ず	ず	に	倭	
ち	大			の	制	団	る	は	て	っ	れ		推	す	、	、	倭	が	
西	乱			内	に	に	国	大	一	始	右		測	れ	ま	ま	が	争	
曆	の			紛	支	よ	家	事	千	ま	の		し	ば	し	し	争	乱	
1	端			に	障	る	危	変	戸	っ	一		て	な	て	て	や	、	
7	緒			発	を	侵	機	で	か	た	文		き	お	や	、			
8	と			展	き	攻	で	あ	ら	と	と		た	さ					
年	す			し	た	略	あ	っ	の	判	大		く	ら					
の	れ			た	し	奪	っ	、	集	判	大		わ	位					
													け	相					
													で						

面	至	乱	の			終	と	い	1	帝	仮			ど	で	続	る	う	冬
は	は	の	光	さ		止	記	。	9	の	に			と	は	い	。	。	、
二	二	終	和	て		年	録	そ	2	初	光			判	な	いた	で	そ	乃
代	年	止	元	、		も	さ	し	年	平	和			断	く	た	あ	し	至
「	頃	年	年	「		ほ	れ	て	頃	元	元			す	、	もの	る	、	は
公	と	Ⅱ	、	倭		ゞ	て	、	ま	年	年			る	と	か	こ	翌	
孫	す	女	即	国		同	い	女	で	頃	末			。	光	ら	の	1	
度	る	王	ち	大		年	る	王	乱	か	に				和	短	こ	7	
」	な	即	西	乱		と	と	即	は	二	勃				年	期	の	9	
が	ら	位	曆	」		判	こ	位	続	年	発				間	は	乱	年	
浮	ば	年	1	の		断	ろ	と	いた	即	し				を	記	は	頃	
か	、	を	7	勃		で	か	同	たと	ち	た				通	録	は	と	
び	こ	献	8	発		き	ら	時	見	西	と				し	に	よ	判	
あ	の	帝	年	年		る	、	に	ら	曆	判				て	よ	る	断	
が	年	の	頃	を		。	即	乱	れ	1	断				約	と	と	出	
っ	中	初	と	東			位	は	な	9	す				1	一	来		
て	、	平	看	漢			年	収	く	0	れ				0	年	る		
く	遼	元	做	の			と	ま	は	年	ば				年	を	で		
る	東	年	し	靈			乱	っ	な	か	、				前	あ	あ		
。	方	乃	、	帝			の	た	な	ら	献				後	ろ	ろ		
															ほ				

を	景	れ	され	十	を	或	く	韓	二	記			の	握	在	平	高	し	度
通	を	て	れ	二	掌	い	る	や	年	せ			内	し	の	元	句	、	は
ず	托	い	、	年	握	は	。こ	倭	頃	る		政	、	河	年	麗	玄	養	
倭	し	た	爾	前	し	、	この	国	と	ご		干	遼	北	、	菟	父		
の	誰	倭	後	、	し	あ	奇	へ	す	と		渉	東	部	・	遼	公		
何	か	の	、	鮮	遼	る	妙	の	れ	く		を	侯	か	東	東	孫		
人	を	収	主	卑	東	。こ	な	内	ば	、		活	平	ら	方	方	域		
か	送	拾	導	族	に	の	合	政	、	東		発	州	遼	面	の	後		
を	り	策	権	の	自	奇	致	干	遼	漢		化	牧	寧	を	を	を		
擁	こ	と	を	侵	立	妙	点	渉	東	の		さ	を	省	寇	継	継		
立	ん	し	め	攻	し	か	か	年	の	猷		せ	称	東	掠	ぎ	ぎ		
せ	だ	て	ぐ	に	た	ら	ら	時	帝	帝		て	し	部	し	、	そ	の	
し	か	、	っ	よ	公	推	推	が	の	の		い	、	方	て	の	の	辣	
め	、	自	て	っ	孫	測	し	奇	初	初		る	韓	面	や	そ	の	腕	
た	或	ら	、	て	度	し	て	妙	平	平		。こ	及	ま	ま	の	の	腕	
の	い	の	は	内	は	み	み	に	元	元		。	び	な	な	猷	猷	を	
で	は	勢	又	乱	、	る	る	合	年	年			倭	か	か	帝	帝	発	
は	な	力	、	を	遡	と	と	致	乃	乃		方	方	っ	っ	の	の	揮	
な	意	的	意	誘	る	と	と	し	至	至		面	面	た	た	初	初	揮	
か		背		発	こ	、	、	て	は	は		へ	を	現	現	初	初	揮	

と	乱			し	と	台	兵	ぐ	れ	と	て	推	弥	り	録			で	っ
は	に	ひ		ろ	す	が	燹	ら	て	伝	即	測	呼	有	し	だ		あ	た
、	明	と		「	る	大	が	い	い	え	位	が	は	力	て	が		っ	か
彼	け	た		否	に	き	燿	で	た	て	す	可	公	で	い	、	た	、	そ
女	暮	び		」	は	く	り	収	と	い	る	能	孫	あ	と	『	い	し	て
の	れ	卑		で	短	激	、	拾	い	る	や	に	度	ろ	こ	晋	う	、	そ
背	て	弥		あ	絡	動	次	し	う	が	、	な	の	う	ろ	書	こ	し	て
後	い	呼		ろ	的	し	の	得	倭	、	永	っ	姫	と	か	』	と	、	そ
に	た	が		う	判	始	三	た	が	小	年	て	乃	思	ら	中	に	の	人
公	倭	女		。	断	め	国	か	、	国	に	く	至	う	で	は	な	る	物
孫	が	王			と	た	鼎	否	果	乱	亘	る	は	。	「	前	。	の	名
氏	収	と			なり	この	立	か	た	立	つ	。	そ	。	公	者		が	「
一	拾	し			は	時代	へ	、	し	し	た	卑	の	う	孫	の		「	卑
門	し	て			し	、	向	中	一	て	争	弥	可	そ	氏	の		。	弥
の	得	即			な	し	け	国	女	抗	呼	呼	能	の	なり	性			呼
勢	た	位			い	か	て	四	性	争	が	が	は	の	」	か			」
力	と	す			か	、	歴	百	の	に	女	女	な	彼	と	か			
が	い	る			、	む	史	余	擁	明	王	と	い	女	い	な			
控	う	や					の	州	立	け	と	う	う	卑	録				
え	こ	、					舞	に	立	暮	し			卑	な				

呼	魏	遣使朝貢、魏以為親魏王、假金印紫綬。	「至魏景初三年、公孫淵誅後、卑弥呼始	『梁書』中の次の一文が、である。	みれば、更に肯けてくることがある。即ち	である。又、彼女が公孫氏の繫累であったと	烏丸・鮮卑すら封じ込めた程の公孫氏の勢力	たのは肯ける。高句麗を白山区へ逼 <small>ひっそく</small> 塞させ、	くるとすれば、小国乱立していた倭が沈黙し	さて、卑弥呼が公孫氏中の度と結びついて	である。	君臨し、魏の曹操も一目置いた人物が公孫度	て、遼東百萬の兵を動かし、自ら王を称して	の覇者は公孫氏である。扶余・穢 <small>わいはく</small> 貊の信を得	司馬氏の遼東平定に至るまでの間、その方面	ていたからではなかつたか。魏の景初二年、	
こ	ぎ	けいしよ	ねん	こうそんえん	ちゆうかう	のち	ひ	み	ぎ	もつ							
呼	魏	遣使朝貢、魏以為親魏王、假金印紫綬。	「至魏景初三年、公孫淵誅後、卑弥呼始	『梁書』中の次の一文が、である。	みれば、更に肯けてくることがある。即ち	である。又、彼女が公孫氏の繫累であったと	烏丸・鮮卑すら封じ込めた程の公孫氏の勢力	たのは肯ける。高句麗を白山区へ逼 <small>ひっそく</small> 塞させ、	くるとすれば、小国乱立していた倭が沈黙し	さて、卑弥呼が公孫氏中の度と結びついて	である。	君臨し、魏の曹操も一目置いた人物が公孫度	て、遼東百萬の兵を動かし、自ら王を称して	の覇者は公孫氏である。扶余・穢 <small>わいはく</small> 貊の信を得	司馬氏の遼東平定に至るまでの間、その方面	ていたからではなかつたか。魏の景初二年、	

一	種	の	緩	衝	地	帯	的	意	味	合	い	を	持	っ	て	い	た	こ	と	り	と	す	れ	ば	、	そ	の	方	面	は	彼	女	の	国	に	と	っ	て	は	つ	た	故	に	で	あ	る	。公	孫	氏、	未	だ	遼	東	に	健	在	な	ち	彼	女	の	勢	力	基	盤	と	な	っ	た	遼	東	の	公	孫	氏	を	失	得	な	か	っ	た	事	情	が	能	く	分	か	る	わ	け	で	あ	る	。即	孫	氏	縁	の	者	で	あ	っ	た	と	す	れ	ば	、朝	貢	せ	ざ	る	を		し	か	し	、	で	あ	る	。前	述	し	た	如	く	、	彼	女	が	公		き	が	多	い	様	で	あ	る	。)		王	卑	弥	呼	の	朝	貢	年	時	は	景	初	三	年	と	み	る	向		で	は	景	初	三	年	。一	年	の	開	き	が	あ	る	が	、女		(注	―	『	三	国	志	』	で	は	景	初	二	年	、	『	梁	書	』	あ	る	。)		提	で	臨	む	限	り	、	こ	の	間	の	推	測	は	全	く	不	可	能	で	い	っ	た	の	だ	ろ	う	か	。旧	来	、倭	Ⅱ	日	本	と	い	う	前	燹	の	燠	る	最	中	、	何	故	に	卑	弥	呼	は	魏	に	朝	貢	し	て	伐	ち	魏	の	遼	東	平	定	が	成	っ	た	年	で	あ	る	。未	だ	兵		魏	の	景	初	三	年	即	ち	西	曆	2	3	9	年	、	公	孫	淵	を									て	親	魏	王	と	な	し	、	金	印	紫	綬	を	假	す	。
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「汝所在踰遠、乃遣使貢獻、是汝之忠孝、				志倭人伝の次の一文も肯けてくる。	氏一門の助命嘆願があったと仮定すれば、魏	卑弥呼が遣使を送った一つの理由に、公孫				れば恭は男弟ということになる。	の公孫 <small>きよらう</small> 恭のみであつた。卑弥呼が度の姫とす	ある。公孫 <small>きよらう</small> 氏中、ただ一人の存命者は度の子	嘆願である。しかし、これは遅すぎた様で	ことが存在した筈である。即ち一門の「助命	あろうし、又、第一に果 <small>はた</small> さねばならなかつた	者の宿命、勢力バランスの問題も存在したた	通じていったわけである。即ち国境を接する	が故に、司馬氏の遼東平定年時と相前後して	卑弥呼が公孫 <small>なま</small> 氏乃至はその縁の者であつた			である。	われ、そこはいきなり魏の領域となつたから	になるが、依拠すべき勢力は根こそぎ取り払
---------------------	--	--	--	------------------	----------------------	---------------------	--	--	--	-----------------	---	---	---------------------	----------------------	---	----------------------	----------------------	----------------------	--	--	--	------	----------------------	----------------------

存在ではなく、中国四百余州に兵燹 <small>へいせん</small> の燠 <small>くすぶ</small> る一	女王卑弥呼は、その様にロマンの香 <small>か</small> が漂 <small>ひら</small> う			去らざるを得ない。	人好みのロマンのヒロイン的卑弥呼像は崩れ	研究者とか作家などと称す人々が描く、日本	その繫累であったと分かってみると、邦 <small>はう</small> 今 <small>こん</small> 、	南満遼東の地に覇 <small>は</small> 業 <small>ぎ</small> を成した公孫氏 <small>こうそんし</small> 、乃至は	卑弥呼が、2世紀末から3世紀の38年の間、	推理の虚構的世界に於いてのみ語られてきた	さて、旧来、倭の所在と共に、多分に憶測			解釈されるべきであろう。	卑弥呼即ち公孫氏とすれば、かくの如くに				汝が心中を察し、哀れであったと思う。	反し、さぞや沈痛な思いであらう。	の然 <small>しか</small> らしむところであるが、ことは意 <small>ちん</small> に	れひとえに、汝の主の血族を思う忠孝心	が魏朝に貢献してきたということは、こ
---	--	--	--	-----------	----------------------	----------------------	--	--	-----------------------	----------------------	---------------------	--	--	--------------	---------------------	--	--	--	--------------------	------------------	--	--------------------	--------------------

力	遼	権	時	抬			く	は	か	げ	と			う	以	く	に	存	時
範	寧	勢	と	頭			其	正	っ	た	い			や	北	、	、	在	期
囲	東	の	雖	し	2		の	し	っ	遼	わ			。	か	、	で	、	、
が	部	及	も	た	世		所	か	て	東	れ				ら	、	あ	南	南
遼	方	ん	勢	の	紀		以	っ	み	の	た				遼	然	っ	満	満
寧	面	だ	力	は	中		を	た	る	公	卑				東	た	遼	東	遼
東	で	範	圏	公	末		述	こ	と	孫	弥				の	と	東	の	東
部	あ	囲	中	孫	に		べ	と	、	氏	呼				地	案	案	の	の
一	る	は	は	氏	入		よ	に	本	と	が				に	ぜ	ぜ	霸	者
帯	。	現	宮	一	り		う	な	論	係	、				捉	ら	れ	公	孫
な	と	在	平	門	、		。	る	で	わ	3				え	れ	よ	孫	度
の	こ	の	二	で	鮮			。	推	っ	世				て	う	。	の	の
に	ろ	遼	州	あ	卑			話	測	た	紀				、	か	。	権	けん
も	が	陽	で	り	に			が	し	倭	を				そ	く	。	変	べん
拘	、	を	あ	、	代			飛	た	の	以				の	な	。	術	じ
わ	あ	中	り	そ	わ			ぶ	倭	所	て				舞	。	。	策	じゅ
ら	あ	心	、	の	っ			が	の	在	終				台	。	。	中	つ
ず	。	と	実	全	て			、	所	方	焉				を	。	。	の	さ
、	勢	す	際	盛	遼			少	在	面	を			き	あ			中	く
公		る	に		東			し	方		告			で	ろ			の	
					に				面					あ					

記	日	あ	こ	遠	を			て	お	て	高	時	れ	ち			る	帯	孫
文	本	る	れ	の	得			い	か	お	句	、	ば	倭			。	方	氏
に	と	。	を	地	たり			る	つ	か	麗	如	、	Ⅱ				郡	は
振	し	そ	疑	・	り			。	、	つ	が	何	そ	日				を	頻
り	て	れ	問	日	と				そ	、	控	に	こ	本				設	り
回	捉	に	と	本	は				の	、	え	勢	に	と				け	に
さ	え	も	せ	へ	い				後	西	、	力	多	い				て	韓
れ	、	拘	ず	兵	え				ろ	方	北	を	大	う				そ	や
続	そ	わ	、	を	、				に	に	方	得	な	観				の	倭
け	の	ら	何	派	玄				は	は	に	たり	疑	点				郡	・
て	結	ず	を	遣	海				曹	鮮	は	と	問	か				轄	穢
い	果	、	疑	で	の				魏	卑	烏	は	が	ら				下	豹
る	、	倭	問	き	荒				が	も	丸	い	出	こ				に	方
の	倭	を	と	た	波				遼	健	・	え	て	の				帰	面
が	人	、	し	で	を				東	在	扶	、	く	事				属	へ
、	伝	邪	よ	あ	乗				平	で	余	東	る	実				せ	干
こ	と	馬	う	ろ	っ				定	あ	等	方	。	を				し	渉
の	称	台	か	う	切				を	り	が	に	こ	勘				め	を
種	す	を	、	か	り				狙	っ	屯	は	の	案				て	試
の	雑	、	で	。	僻				っ	な	し	は	当	す				い	み、

卑弥呼が公孫氏であり、その本家でもある										おく。	のみ詮索すべきではないか。疑問を提起して	「邪馬台」と称す国邑も、この範囲に於いて	公孫氏乃至はその縁の者ということになるれば、	在していたことになる。ましてや、卑弥呼が	である。そして、この範囲内に倭も韓も存	して判断しても現北鮮の平安北道ぐらゐまで	遼東以南地区か千山々脈以東地区、やゝ拡大	渉しうる範囲は自ずと限定されてくる。即ち	周辺の軍事情勢から判断すれば、公孫氏が干	さて、公孫氏の勢力圏と、それを取り巻く				我が国に於ける研究の現状である。
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	----------------------	----------------------	------------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	--	------------------

意味	さ	方	程						論	て	容	記	代	っ	が	て	び	地	
味	て	角	等	ち					が	い	を	文	史	た	、	邪	、	で	最
さ	、	里	に	な					出	る	何	な	の	く	、	馬	、	大	近
を	次	程	関	み					な	故	と	ど	一	れ	も	台	学	規	で
知	に	に	す	に					い	に	か	を	端	も	は	国	者	模	は
ら	載	関	る	、					所	、	し	勘	で	あ	、	と	や	な	、
し	せ	し	見	北					以	三	て	違	は	る	こ	結	址	遺	吉
め	る	て	解	京					の	百	我	い	な	ま	び	付	や	遺	野
る	一	は	は	大					一	年	が	し	い	い	け	け	や	址	ヶ
唯	文	信	一	学					つ	た	国	て	他	。	よ	ま	遺	里	に
一	が	憑	の	の					で	た	内	持	国	そ	う	で	構	に	代
の	、	性	記	倭					あ	今	に	ち	の	も	か	総	が	代	表
記	邪	全	述	人					る	日	位	込	事	、	と	動	発	表	さ
と	馬	く	と	伝					。	に	置	み	蹟	、	方	員	掘	れ	る
な	台	な	な	記						至	づ	、	を	我	角	で	発	る	様
る	穿	し	し	載						っ	け	集	集	が	も	、	見	に	、
可	鑿	で	あり	の						て	よ	録	し	国	里	如	さ	れ	各
能	の	あ	、	方						も	う	した	た	の	程	何	れ	る	
性	無	る		角						、	と	た	雑	古	も	に	た		
		。		里						結	し	内			へ	し			

百	信	や	の	っ			き	今	り	般	王	1			介	「	う	と	の
幾	憑	か	補	て	さ		た	日	な	に	朝	3	北		し	冊	に	は	記
千	性	で	正	、	て		と	に	類	『	の	年	宋		て	府	等	訂	述
卷	あ	は	に	古	、		い	伝	書	太	君	真	の		お	元	し	正	に
も	る	な	用	い	1		う	存	の	平	臣	宗	真		く	亀	か	と	拠
存	か	い	い	文	1		。	せ	一	御	の	が	宗		。	」	ろ	い	っ
在	定	。	ら	献	世			る	つ	覧	事	詔	の			と	う	う	て
す	か	冊	れ	は	紀			他	と	』	績	を	大			は	と	よ	改
る	で	府	て	勿	に			史	さ	と	を	下	中		如	何	り	め	た
で	は	元	い	論	成			の	れ	共	編	し	祥		何	は	、	た	の
あ	な	亀	い	の	立			史	、	に	纂	、	符		な	、	。	あ	あ
ろ	い	そ	う	こ	を			料	唐	宋	せ	王	六		る	文	。	ろ	ろ
う	が	の	と	と	み			補	以	代	し	欽	年		文	献	。	改	う
古	、	もの	い	、	た			正	前	に	め	若	、		献	で	。	竄	か
文	少	に	と	今	文			に	の	於	た	な	即		あ	あ	行	、	こ
献	なく	ど	こ	日	献			用	こ	ける	も	る	ち		る	か	為	こ	の
資	と	れ	れ	で	一			い	と	る	の	者	西		か	を	と	い	こ
料	も	程	は	も	書			ら	は	大	で	に	曆		を	紹	い	こ	こ
中	幾	の	穩	他	に			れ	勿	掛	、	歴	1		紹			い	こ
の				史	拠			て	論	か	一	代	0						こ

が	が	あ	の			字	で	で	に	て	の	つ	記	台			の	と	共
転	当	る	俗	「		典	あ	調	つ	出	は	の	載	国			も	改	通
訛	て	。 従	字	既		に	り	べ	い	し	「	の	さ	「			の	め	し
し	嵌	っ	で	」		抛	、	て	て	た	蓋	假	れ	で			の	て	て
て	め	っ	意	の		る	「	み	、	説	馬	説	て	あ			あ	し	「
「	用	て	は	文		と	」	る	『	で	」	が	い	り			る	ま	」
」	い	、	「	字		「	と	と	康	あ	の	設	な	、			。 〃	っ	」
に	ら	「	補	の	<small>おん</small>	既	は	「	熙	る	転	け	か	最				た	と
至	れ	蓋	助	音		に	異	蓋	字	。 ち	訛	ら	っ	初				こ	記
っ	た	」	す	は		叶	な	」	典	な	で	れ	た	か				と	さ
た	と	に	る	「		う	る	の	申	か	は	。 即	と	ら				は	れ
も	し	は	・	キ		」	と	文	集	に	な	す	」	「				明	て
の	た	往	当	」		と	思	字	二	、	か	れ	ば	邪				ら	い
と	ら	々	て	、		記	わ	の	十	「	つ	、	こ	馬				か	た
考	「	に	嵌	「		載	れ	音	九	た	か	こ	こ	台				に	も
え	蓋	し	め	叶		さ	る	は	艸	か	と	こ	に	国				改	の
ら	」	て	る	」		れ	が	「	部	と	判	こ	に	」				竄	を
れ	既	「	」	は		て	、	カ	十	断	し	こ	に	な				行	、
な	」	既	等	「		い	同	イ	画	し	し	こ	に	ど				為	「
		」	で	協		る			』	う	う	こ	に	と				そ	」
																			邪
																			」

後	を	を	玄	を	勢	が	を	儉			寧	摩	渤	麗	は			し	く
に	扶	を	菟	機	力	、	殺	の	魏		省	天	海	の	存	か		た	は
至	植	経	・	と	を	魏	が	二	の		賽	嶺	の	蓋	在	く		も	な
っ	し	た	楽	し	盛	が	れ	度	正		馬	山	蓋	馬	し	判		の	い
て	、	が	浪	、	り	亡	た	に	始		県	の	州	城	た	断		と	。
高	こ	、	方	3	返	び	高	亘	六		で	東	・	も	。	で		看	即
句	の	次	面	世	し	西	句	る	年		あ	側	遼	そ	ち	き	做	ち	
麗	過	第	を	紀	、	晋	麗	高	即		、	の	の	の	古	る	せ	「	
城	程	に	統	末	中	の	は	句	ち		靉	辰	後	の	の	と	な	蓋	
塞	で	吉	合	か	本	時	白	麗	西		河	州	身	蓋	す	く	は	馬	
の	蓋	林	し	ら	土	代	山	征	曆		上	で	で	国	れ	は	な	・	
一	馬	・	、	4	の	に	区	伐	2		游	あ	あ	Ⅱ	ば	い	は	既	
つ	国	遼	爾	世	政	入	中	に	4		右	が	る	蓋	、	不	い	馬	
に	の	寧	後	紀	情	る	に	よ	4		岸	所	。	馬	「	安	等	Ⅱ	
名	存	方	、	初	の	頃	逼	り	年		に	こ	前	国	、	定	で	祁	
が	在	面	若	頭	不	ま	塞	、	、		存	は	述	で	さ	に	あ	馬	
残	は	一	干	に	安	で	し	そ	魏		在	現	し	、	か	け	る	」	
る	消	帯	の	か	定	に	て	の	将		す	在	た	高	かん	け	の	と	
の	え	に	曲	け	さ	再	い	勢	卅		る	の	如	句	き	つ	。	転	
み	、	勢	折	て		び	た	力	丘		遼	の	く	」	ゆう	み		訛	

存在しなかつたかという、類似した名称の	して、それでは「邪馬」という名称の国邑は	もう一つの推測が出来る。祁か邪かは措くと	ったかと看做して設けた説であるが、さらに、	馬台であり、この祁馬は蓋馬の転訛ではなか	というところから、元来が邪馬台ではなく祁	元亀』によって「祁」が「邪」に改められた	さて、『梁書校勘記』中の一文で、『冊府			もある。	後世、他の文献中に混入してしまった可能性	Ⅱ蓋馬国の伝承であり、これら史実の残片が	従って、邪馬台国の伝承というのは祁馬台国	などと改められてしまったのではなからうか。	のが、後年、『冊府元亀』中に拠って、「邪	馬と転訛しさらに祁馬と書き表されていたも	れた一小国邑、その名が蓋馬国で、これが既	もしかすると高句麗の南下によって併合さ			となる。
---------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	------

は	北		る	「	そ	て	く	て	が	た	い	ぞ	し	王	韓	こ			
か	方		。	弁	し	い	魏	「	が	だ	に	れ	て	の	二	と			
つ	よ			辰	し	っ	朝	弁	生	し	発	に	も	選	十	が			
つ	り			弥	か	た	或	辰	じ	、	展	王	何	出	四	分			
マ	高			烏	し	で	いは	弥	て	そ	し	と	ら	権	国	か			
韓	句			」	、	あ	は	烏	く	の	た	なる	の	を	も	る			
の	麗			を	ひ	ろ	遼	邪	る	東	と	る	不	要	の	。			
一	が			除	と	う	東	馬	筈	の	た	思	求	し	国	と			
属	拾			外	た	か	公	国	で	孫	可	議	し	て	邑	す			
邦	頭			し	び	、	の	」	あ	氏	能	は	て	叛	が	る			
で	南			て	親	倭	公	が	。	の	も	あ	て	旗	存	と			
あ	下			しま	魏	を	孫	優	そ	所	の	る	る	を	在	、			
っ	し			った	倭	詐	氏	位	の	へ	の	め	まい	翻	し	で			
た	、			た	王	称	の	に	様	で	な	ぐ	。	す	た	あ			
百	又			可	の	し	所	立	な	も	最	つ	。	国	以	る			
濟	、			能	の	て	へ	ち	中	出	中	っ	。	が	上	。			
が	南			性	印	、	も	、	を	向	に	て	。	出	、				
、	方			も	綬	で	出	い	授	い	あ	主	。	た	中				
馬	よ			あ	を	あ	向	ち	か	い	っ	導	そ	と	に				
韓	り			あ	る	。	い	早	る	早	っ	権	れ		は				
				あ	や							争			は				

邪馬	先に		最後	(注	は、	と	測	た	の	つ	る	初			の	紀	こ	元	五
馬	に		の		、	な	は	と	辺	い	伝	め			場	を	れ	か	十
国	論		女	弁	古	っ	出	と	の	て	承	て			と	以	ら	四	四
と	じ		王	辰	代	て	来	こ	事	ゝ	が	肯			し	は	は	国	を
い	た		が	或	中	し	る	ろ	情	あ	4	け			て	弁	辰	を	統
い	蓋		卑	い	国	ま	で	に	は	る	世	る			滅	辰	の	合	し
、	馬		弥	は	の	っ	あ	よ	全	。旧	紀	こ			亡	の	属	し	て
所	国		呼	蓋	史	た	ろ	っ	く	来の	末	と			し	邦	斯	て	拾
は	と		。	国	家	国	う	て	不	の	を	が			、	斯	廬	頭	し
全	い			、	に	の	。	勘	明	説	以	出			歴	国	が	、	か
て	い			い	滅	歴	既	案	だ	に	て	て			史	俄	に	強	て
遼	い			、	亡	史	に	す	が	従	途	く			の	に	勢	と	加
寧	、			或	し	を	滅	れ	、	っ	絶	。女			舞	あ	と	な	え
東	或			い	他	記	亡	、	こ	て	え	王			台	っ	なり	て	足
部	い			は	国	録	し	或	ゝ	ゆ	て	国			は	た	女	勢	て
僻	は			弁	の	す	他	程	で	く	い	に			後	女	王	と	加
遠	弁			辰	程	る	国	度	仮	と	る	関			の	王	国	な	え
の	辰			弥	の	程	の	の	説	、	こ	す			三	国	は	り	て
地	弥			烏	暇	の	領	推	と	こ	と				国	鼎	4	に	足
で	烏				ひ	暇	域		し	こ	に				立	世	世	、	足

族	の	勝	の	ら	印			称	れ	い	は	「	中			つ	す	字	た	
達	一	手	「	、	綬	彼		し	ら	て	「	太	国	そ		い	向	中	も	
の	例	に	台	「	を	女		た	の	は	大	師	に	も		て	き	、	の	
「	が	自	」	台	得	卑		の	位	「	司	・	於	も		些	が	「	の	
留	、	ら	の	」	た	弥		で	を	大	馬	太	い	、		か	多	台	、	
台	、	王	の	に	わ	呼		あ	得	・	・	傅	て	こ		述	い	」	依	
・	、	を	尊	至	け	は		る	た	大	太	・	「	の		べ	。そ	の	然	
靈	、	僭	称	つ	で	魏		。こ	者	司	保	太	王	こ		て	こ	を	と	
風	「	称	も	た	あ	朝		。こ	達	徒	」	保	と	こ		お	こ	含	し	
台	單	し	4	こ	る	に		。こ	を	・	を	」	三	こ		き	で	め	て	
」	于	乱	世	と	か	詣		。こ	尊	司	い	」	公	こ		た	、こ	て	の	
な	台	用	紀	に	ら	っ		。こ	ん	空	、	」	の	位		い	こ	一	「	
ど	」	さ	後	な	、	て		。こ	で	」	又	、	」	」		。こ	の	国	邪	
が	で	れ	半	る	当	「		。こ	「	な	、	又	、	、		の	「	の	馬	
あ	あ	た	に	。こ	然	親		。こ	台	ど	東	西	即	、		。こ	台	名	台	
る	り	と	入	。こ	の	魏		。こ	に	で	漢	漢	ち	、		。こ	」	称	」	
。	、	い	っ	。こ	こ	倭		。こ	至	、	代	代	周	、		。こ	の	と	の	
	姜	う	て	。こ	と	王		。こ	る	王	に	に	代	古		。こ	字	看	三	
	・	。	く	。こ	な	」		。こ	」	と	於	で	の	時		。こ	義	做	文	
	鞮	そ	る	。こ	が	の		。こ	と	こ						。こ	に			
			と	こ																

高麗と兵を構うる事なし。豈因つて、高麗と兵を構うる事なく、亦	るも、みな新羅と兵を構える事なく、亦	当たる。中間、履中天皇・允恭天皇を歴	較ぶるに、まさに仁徳天皇の七十九年に	史を按ずるに、談徳即位の年を以て之に	又、東鑑の詳らかにせざる所、日本の	之與：「	亦無與高麗構兵事、豈因為高麗所敗而諱	履中天皇・允恭天皇、皆無與新羅構兵事、	年較之、當仁徳天皇之七十九年、中間歴	「又東鑑所不詳、按日本史、以談徳即位	いる。	開土好太王談徳碑跋』の中で次の如く記して	09年、中国の楊守啓氏はその著『高句麗広	倭に關しては先人が既に喝破している。19	についで些かの考察をしてきたが、この中、	さて、これまでに、倭の所在と女王卑弥呼				
--------------------------------	--------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	-----	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---------------------	--	--	--	--

何故に高句麗・新羅に敗れたという『倭』を	高句麗・新羅と鬪争の事実はない。然 <small>しか</small> るに、	ず、又、中間の履中・允恭両天皇の時代にも、	かし、この間、両国には抗争の事実はみられ	り、日本では仁徳天皇の治世時に当たる。し	高句麗広開土王即位の年は西暦391年であ	らかではないが、日本の史書から判断すると、	「朝鮮側の史料『東鑑（東国通鑑）』では詳	し	しかし、中国の学者楊守啓氏がいうには、	したことがある。	その碑文を改竄したのしなないので賑わいを呈	う一事を以て、これを <small>こくじょく</small> 国辱と看做し、戦前、	と判断し、その「倭」が高句麗に敗れたとい	ではその碑文中に刻まれている「倭」を日本	について論評されたものだが、旧来、我が国	いる高句麗 <small>こうかいど</small> 広開土王 <small>おう</small> の碑文中に出てくる「倭	吉林省集安県・鴨緑江の北岸に立てられて				麗 <small>らゐ</small> の敗る所となし之を諱 <small>い</small> まんか。
----------------------	---	-----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	---	---------------------	----------	-----------------------	--	----------------------	----------------------	----------------------	---	---------------------	--	--	--	--

後	先	す	前	が	ま	を	国			れ	が	附	の	麗	の			お	日
、	人	る	身	把	で	立	の			て	、	会	記	と	こ			り	本
又	の	伝	な	握	も	て	古			い	、	す	述	こ	と			、	と
、	糟	記	ど	で	な	附	代			な	倭	る	に	の	を			倭	な
様	粕	な	と	き	い	会	史			い	や	曲	対	抗	語			Ⅱ	し
々	を	な	い	ず	。	解	に			の	邪	解	応	争	っ			日	、
な	を	ど	う	、	「	を	繋			あ	馬	す	す	記	て			本	こ
遺	舐	を	固	「	倭	る	が			る	台	べ	べ	述	い			説	れ
址	め	を	定	邪	」	必	る			」	が	き	も	も	。			を	を
遺	啜	捏	観	馬	そ	要	こ			と	何	も	の	『	即			否	忌
構	る	ね	念	台	の	な	と			を	処	の	が	日	ち			定	み
の	の	くり	で	」	も	い	で			明	あ	な	な	本	、			し	嫌
類	が	返	、	が	の	こ	は			証	ろ	け	け	書	「			て	う
が	落	し	こ	「	、	と	な			し	う	れ	ば	紀	倭			い	の
、	ち	て	れ	大	、	、	い			た	と	、	、	』	・			る	か
我	で	み	ら	和	論	論	の			論	こ	、	強	な	倭			。	」
が	あ	た	倭	朝	ず	ず	で			考	ろ	、	い	ど	人				と
国	ろ	と	人	廷	る	る	、			は	う	、	て	日	と				述
内	う	こ	に	」	輪	目	、			現	と	、	倭	本	高				べ
の	今	ろ	関	の	郭	角	め			現	我	が		側	様				て
		で				め	く												
						じ	ら												
						ら													

な	帽 <small>ぼう</small>	た	人			呼 <small>あ</small>	念 <small>ねん</small>	述	そ	梁	汪	極	呼	の	段			い	国
お	せ	観	伝	そ		、	、	が	こ	書	向	め	を	偉	と	邪		の	
、	ぎ	点	そ	れ		同	禁	存	こ	』	栄	て	誰	い	珍	馬	文		
記	る	か	の	は		国	じ	在	に	等	氏	思	に	先	し	台	献		
事	を	ら	も	さ		人	得	し	は	の	が	わ	想	生	い	を	類		
に	得	の	の	さ		で	ぎ	た	卑	或	、	せ	定	方	こ	大	を		
扱	ない	研	に	て		あ	る	た	弥	ペ	自	ぶ	さ	が	と	和	幅		
る	卓 <small>たっけん</small>	究	疑	お		っ	も	筈	呼	ー	ら	り	せ	や	で	に	広		
と	見	考	問	き		た	の	で	の	ジ	の	で	よ	っ	は	結	く		
、	が	察	を	、		の	あ	そ	者	に	国	曖	う	て	な	び	涉		
戦	披	が	付	そ		か	っ	の	な	目	の	昧	と	お	く	つ	獵		
後	瀝	な	し	の		と	た	時	の	を	文	模	い	ら	、	ける	し		
の	さ	さ	、	段		で	で	点	か	通	献	糊	う	れ	疾 <small>とっ</small>	る	た		
中	れ	れ	か	階		あ	あ	で	を	し	中	と	る	。	の	語	結		
国	た	必	又	で		る	ろ	自	推	て	、	し	か	で	昔	呂	果		
で	筈	ず	、	彼		。	う	ら	測	い	『	て	、	は	に	合	と		
は	で	や	異	も		。	。	も	し	た	晋	い	そ	、	我	わ	は		
こ	あ	、	な	又		。	。	懐	得	な	書	る	の	、	が	せ	思		
の	あ	脱 <small>だつ</small>	っ	、		。	。	古	る	ら	。	。	辺	卑	国	は	え		
種	る			倭		。	。	の	記	、	。	。	が	弥	別	は	な		

さ	臨	彼			積	伝	様	あ	ゆ			叙	雑	れ	に	南	方	方	に	が
ね	し	女	い		み	で	々	り	る	こ		述	記	が	混	方	面	面	は	、
ば	た	は	う		重	は	な	、	邪	の		文	文	本	淆	々	の	は	結	果
な	と	中	と		ね	な	憶	こ	馬	雑		は	は	論	さ	面	古	ら	は	、
ら	い	国	こ		で	か	測	れ	台	記		、	、	で	れ	の	代	ず	、	、
な	う	人	ろ		し	っ	推	が	と	文		そ	、	得	て	土	の	、	、	、
い	う	な	の		か	た	論	、	そ	的		の	、	た	纏	着	或	そ	、	、
も	邪	の	女		な	の	を	旧	の	存		ま	、	答	め	人	時	れ	、	、
の	馬	王	王		か	あ	輩	来	女	在		、	、	え	上	と	期	は	、	、
を	台	卑	卑		っ	る	出	、	王	の		、	、	で	げ	そ	の	、	、	、
、	国	弥	弥		た	か	さ	我	卑	話		、	、	あ	ら	の	歴	、	、	、
敢	も	呼	呼		こ	せ	が	呼	る		特	、	る	れ	史	史	、	、	、	
え	そ	は	は		と	、	た	が	に	最		定	、	。	た	的	的	、	、	、
て	の	公	公		に	無	が	、	関	大		の	、	従	「	事	事	、	、	、
日	範	孫	孫		な	駄	抑	、	す	の		国	、	っ	雑	実	実	、	、	、
本	疇	氏	氏		る	な	も	、	る	謎		の	、	て	記	の	の	、	、	、
の	に	中	中		。	努	が	、	記	は		、	、	又	文	残	残	、	、	、
古	於	で	で			力	日	、	述	、		、	、	、	「	片	片	、	、	、
代	いて	あり	あり			の	本	、	で	い		、	、	こ	、	と	と	、	、	、
に	探	、	、					、		わ		、	、	の	こ	、	、	、	、	、

					一、															
卷四十九	周書		卷百六	魏書				卷四十七	卷三十	卷八	卷三	一、			志二十三	卷八十五	卷一			
列傳第四十一			上地形志上					吳書吳主傳第二	魏書三十烏丸鮮卑東夷傳第三十	魏書八·公孫陶四張傳	魏書三 明帝紀第三	三国志			郡国第五	東夷列傳第七十五	下光武帝紀第一下			
異域上	唐·令狐德棻			北齊·魏收								晋·陳寿								

卷二百八列傳第九十五外夷一	卷百三十三列傳第二十	卷五十九志第十一地理二	卷五十四列傳第四十一	卷十六本紀第十六世祖十六	卷十五本紀第十五世祖十二	卷十四本紀第十四世祖十一	卷二本紀第二太宗	一、元史		卷三十八志第八地理志二	卷三十七志第七地理志一	卷十五本紀第十五聖宗六	一、遼史		卷百三十八外國列傳第二	一、舊五代史		卷百四十九列傳第九十九	卷百四十九上匈奴傳第四百十九上
								明・宋					元・脫			宋・薛			
								濂					脫			居正			

一、	大滿州國地圖									武揚社書店
一、	中國歷史地圖集									譚其驤撰
一、	中國分省地圖									新華書店
一、	月刊人民中國							人民中國編集委員會		
一、	中國古代史							南開大學編纂		
一、	契丹史略							張正明		
一、	戰國史							楊寬		
一、	春秋左傳研究							童書業		
一、	高麗史							李朝・鄭麟趾		
	卷三十五地理志									
一、	三國史記							高麗・金富軾		
一、	康熙字典							清・御製		
一、	左傳紀事本末							清・高士奇		
一、	國語							春秋・左丘明		
								宮脇通赫		
一、	續十八史略							清・葉松石		

											一、 先 古 代 日 本 の 謎	一、 古 代 史 に み る 朝 鮮 観	一、 韓 国 古 代 国 家 発 達 史	一、 世 界 史 潮		一、 好 太 王 碑 探 訪 記	一、 朝 鮮 史 研 究	一、 塞 外 民 族 史 研 究	一、 東 洋 史 と 時 代 の 人 々	一、 民 族 日 本 歴 史
											鈴木貞一	全 浩 天	金 哲 竣	野 原 四 郎	井 上 秀 雄	寺 田 隆 信	白 鳥 庫 吉	白 鳥 庫 吉	中 山 久 四 郎	白 柳 秀 湖

